

# 伊勢市こども計画

令和7年3月  
伊勢市



## はじめに

令和6年の出生数は、9年連続で過去最少を更新する約72万人で、第2次ベビーブームのピーク時の約3分の1となり、国の想定をはるかに超える速さで出生数の減少や人口減少が進行しています。そのような中、核家族化の拡大や地域コミュニティのつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境が大きく変化しています。これまで待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止の対応強化など各施策に取り組んできましたが、子どもの貧困やいじめ、不登校、ヤングケアラーなど、子どもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・深刻化しており、子どもと子育て家庭を社会全体で支えていくことが求められています。

本市においても、令和2年に「第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、妊娠期から思春期まで切れ目のない支援を行い、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組んでまいりました。

これまでの取組を着実に進めるとともに、すべての子どもが将来にわたって幸せに生活できる「子どもまんなか社会」の実現を目指し、このたび「伊勢市子ども計画」を策定いたしました。本計画の基本理念である「子どもの想いが実現する 笑顔あふれるまち 伊勢」のもと、妊娠期から思春期に、青年期（若者）を加えた各ライフステージに応じた施策を総合的に展開し、地域社会全体で子どもの成長を育み、支え合い、子どもが笑顔で過ごせるまちづくりを進めてまいります。

伊勢市で生まれ育ったことが良かったと実感できるよう、子ども施策をより一層推進してまいりますので、引き続き地域の皆様のご支援、ご協力をお願ひいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「伊勢市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、子育てや若者世代についてのヒアリングにご協力いただきました支援団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月



伊勢市長 鈴木 健一

# 目 次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の流れ .....	1
1－1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
1－2 計画の位置づけ .....	1
1－3 計画期間 .....	3
1－4 計画の策定体制・策定方法 .....	3
1－5 新たな国への動き .....	5
1－6 計画の対象 .....	6
1－7 こども計画に基づき実施する施設整備事業 .....	6
2 こども大綱 .....	7
第2章 こども・若者・子育てを取り巻く現状と課題 .....	8
1 統計データから見た現状 .....	8
1－1 人口の状況 .....	8
1－2 世帯等の状況 .....	11
1－3 就労状況 .....	13
2 こども・子育て支援事業の現状 .....	14
2－1 就学前児童数の状況と子どもの教育・保育に関する環境について .....	14
2－2 就学前の子どもの教育・保育の現状 .....	16
2－3 若者に関する現状 .....	18
3 アンケート調査結果の概要 .....	21
3－1 調査の目的及び概要 .....	21
3－2 こども・子育て支援に関するニーズ調査 .....	22
3－3 こども・若者に関するアンケート調査 .....	25
3－4 こども・子育て支援団体へのヒアリング調査結果 .....	30
4 計画策定に向けた主な課題 .....	33
第3章 こども・若者・子育て支援の基本的な考え方 .....	35
1 計画の基本的な考え方 .....	35
1－1 基本理念 .....	35
1－2 基本的な方針 .....	36
1－3 ライフステージごとの支援 .....	37
2 施策の体系 .....	39
3 重点施策と成果指標 .....	42

<b>第4章 こども・若者・子育て施策の展開</b>	<b>44</b>
I 妊産婦への支援	44
II 乳幼児期の支援	46
III 学童期・思春期の支援	51
IV 若者（青年期）への支援	59
V 妊娠期から青年期を通しての支援	61
<b>第5章 量の見込みと目標設定</b>	<b>75</b>
1 将来人口の見通しと事業量推計	75
1－1 事業量推計の流れ	75
1－2 児童人口等の推計	76
2 量の見込みと確保方策	79
2－1 教育・保育提供区域の設定	79
2－2 教育・保育の量の見込みと確保方策	80
2－3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	83
2－4 教育・保育の一定的提供及び体制の確保	101
2－5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	101
3 放課後児童対策パッケージに基づく取組について	102
3－1 放課後児童対策パッケージの趣旨と目的	102
<b>第6章 伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針・施設整備計画</b>	<b>105</b>
1 市内教育・保育施設の現状と前計画期間における公私立施設の状況について	105
2 就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針	108
2－1 すべての就学前のこどもに対応する教育・保育について	108
2－2 子育て支援の充実と家庭・地域との連携について	109
2－3 公立施設のあり方について	109
3 就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画	111
3－1 計画の期間	111
3－2 公立施設の整備計画	111
4 関係資料	115
4－1 各施設の入所（園）状況	115
4－2 公立施設の建築年等	118
4－3 就学前児童数の推移	118
4－4 伊勢市管内保育関係施設案内図	119
<b>第7章 計画の推進体制</b>	<b>120</b>
1 計画の推進体制	120
2 進捗状況の管理	120

資料編.....	121
1 こども・子育て支援に関するニーズ調査の概要、結果（抜粋） .....	121
2 こども・若者に関するアンケート調査の概要、結果（抜粋） .....	129
3 子ども・子育て会議委員名簿、開催状況、設置条例 .....	133
3－1 伊勢市子ども・子育て会議委員名簿.....	133
3－2 会議開催状況.....	134
3－3 伊勢市子ども・子育て会議条例.....	135
4 用語索引 .....	137

## 第1章

---

# 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の流れ

### 1－1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」第10条第2項において、市町村は、「こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）」を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下「市町村こども計画」）を定めるよう努めるものとするとされました。

同条第5項において、「市町村こども計画」は、「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画」、「その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの」と一体のものとして作成することができるとされました。

伊勢市では、このたび、「第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」といいます。）の改定時期を迎えることから、上記のことを踏まえて、令和7年度より、第3期伊勢市子ども・子育て支援事業計画などを包含する「伊勢市こども計画」を策定します。

※注釈 本計画では、「こども」を基本的に使用します。ただし、法律上の定義や名称に関連する部分は、「子ども」や「子供」を用いています。なお、「こども」は、「子ども」や「子供」の同義語であり、特に意味に差異はありません。

### 1－2 計画の位置づけ

#### （1）計画の法的根拠

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、こども大綱及び三重県こども計画を踏まえ、伊勢市における子ども・若者への総合的な支援策を包含する計画に該当するものです。

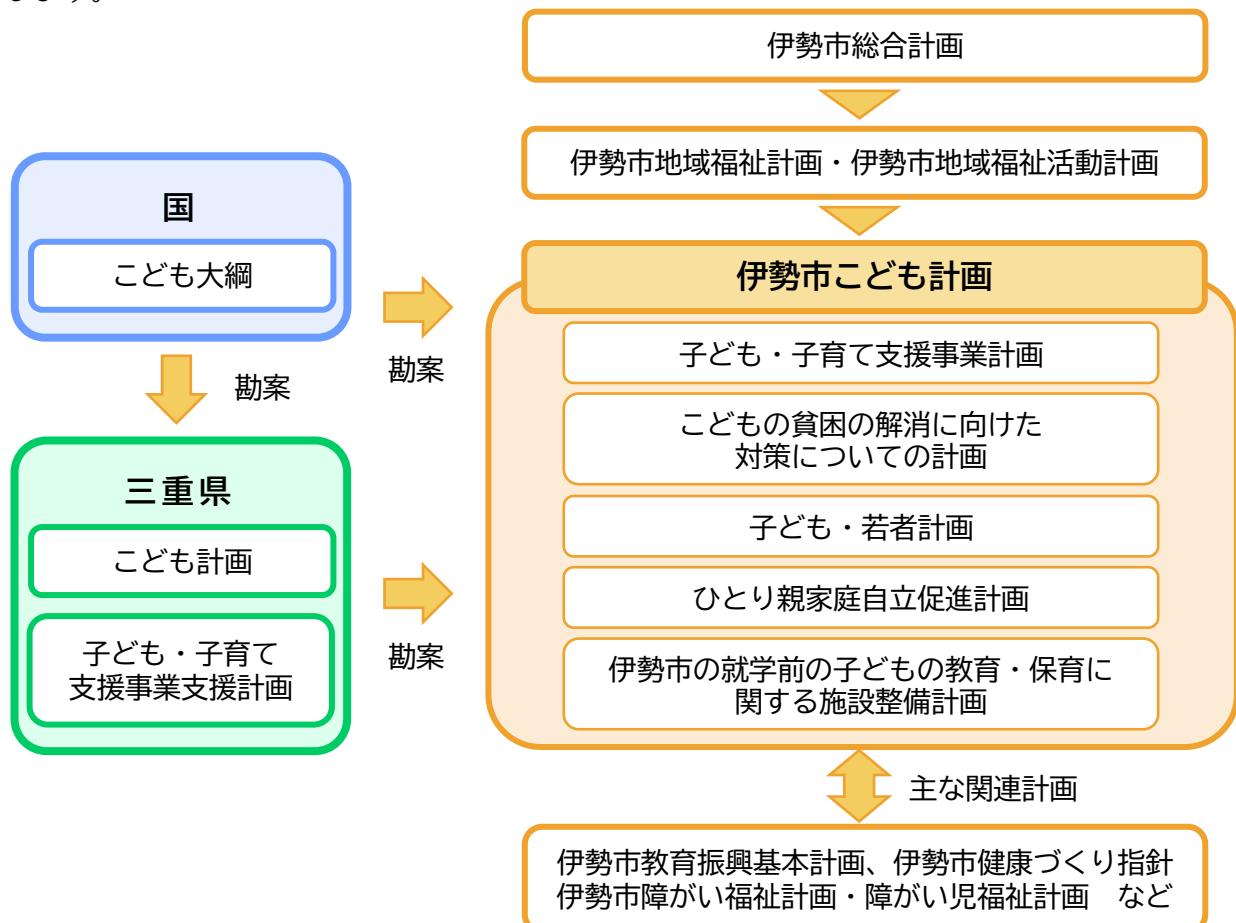
本計画には、「子ども・子育て支援法」第61条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」のほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」としての位置付けも担う計画として策定します。

◆◆ 今回一体的に策定する主な計画（一覧） ◆◆

計 画	根 拠 法 等	内 容
こども計画	こども基本法	「こども大綱」を勘案して策定し、こども施策を総合的に推進するための計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	5年を1期とした、こどもや子育て家庭を支援するための総合的な計画
子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援を通じて、子どもの貧困の連鎖を断ち切ることをめざす計画
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	こどもから20代までの人々が自らの居場所を得て、成長活躍できる社会をめざす計画
ひとり親家庭自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法	就業支援、子育て・生活の支援などを通じて、ひとり親家庭が経済的な自立を達成し、安定した生活を送ることができるよう援助する計画
伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画	伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針	就学前のこどもに対する望ましい教育・保育環境の充実のため、公立保育所や幼稚園 <sup>*</sup> などの整備について定めた計画

## (2) 本計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「伊勢市総合計画」のもと、関連計画等と整合性を図りながら策定します。



### (3) SDGsとの関係

#### ○方向性

SDGsは「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)の略で、全ての国際連合加盟国が2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための世界共通の目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を誓っています。

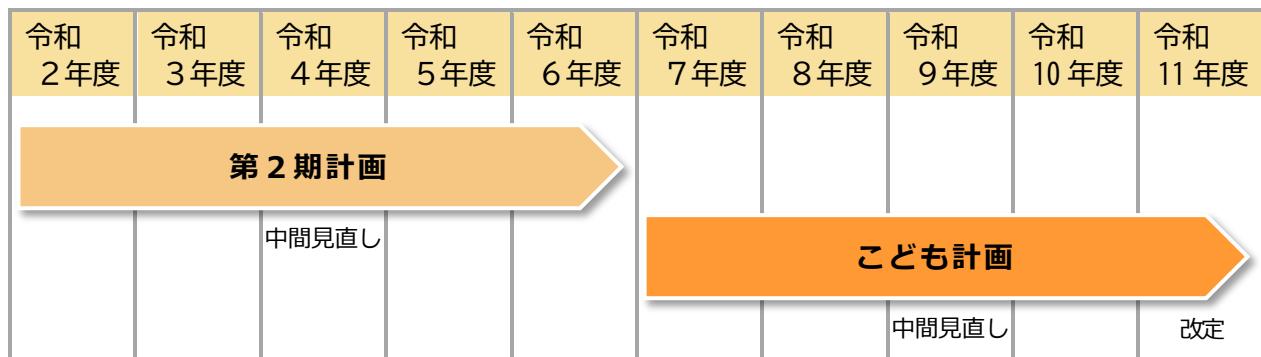
本計画で定める基本方針や施策を推進することにより、SDGsで定めているゴールの達成に貢献することをめざします。

#### ○本計画と関連の強いゴール



## 1-3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。



## 1-4 計画の策定体制・策定方法

### (1) 市民の意見・ニーズの把握と反映

本計画策定にあたっての市民ニーズの把握と市民意見の反映を目的に、こども・子育て支援に関するアンケートの実施とパブリックコメントの実施を行いました。

#### ① こども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

本調査は、子育て中の保護者や中高生・若者の皆様の現状や意見、子育て支援に関するニーズ等を正確に把握し、安心した子育てや社会的自立ができる環境づくりに取り組むための基礎調査としてアンケートを実施しました。

#### ② 計画案へのパブリックコメントの実施

より多くの市民の皆様からの意見を反映させるため、計画案について、令和6年12月16日から令和7年1月15日までパブリックコメントを実施し、意見の概要と、これに対する本市の考え方をホームページ等で公表しました。

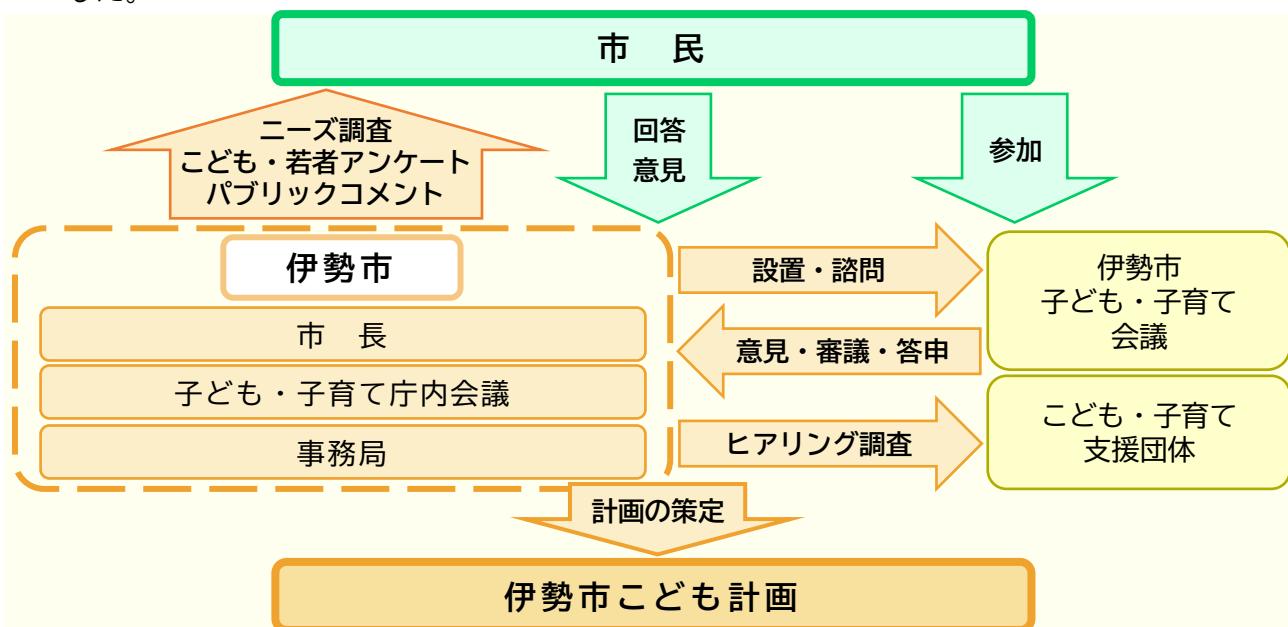
## (2) 計画策定の体制

### ① 伊勢市子ども・子育て会議による検討

本計画の策定にあたっては、市長の附属機関として設置している「伊勢市子ども・子育て会議」の場で内容の審議等を行いました。当会議は、保護者、保健医療や教育の関係者、こども施策従事者や学識経験者等により構成されており、本市における幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、こども計画、就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針及び施設整備計画に関する事項の審議等を行う機関です。

### ② 庁内組織による検討

本計画の策定に必要な各関連分野からの意見を求め、総合調整を図るため、関連分野担当課長を委員とする「伊勢市子ども・子育て庁内会議」を設置し、庁内組織による検討を行いました。



## 1－5 新たな国の動き

---

### (1) 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月）

※令和6年6月法律の一部改正により、「子どもの貧困対策」は「子どもの貧困の解消に向けた対策」に変更

#### ① 目的・理念

現在から将来にわたって、全てのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことできる社会の構築をめざす。

#### ② 基本的な方針

- ・貧困の連鎖を断ち切り、全てのこどもが夢や希望を持てる社会をめざす。
- ・親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- ・支援が届いていない、または届きにくいこども・家庭に配慮して対策を推進する。
- ・地方公共団体による取組の充実を図る。

### (2) 少子化社会対策大綱（令和2年5月）

#### ① 目的・理念

「希望出生率\*1.8」の実現に向けて環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数のこどもを育む社会をつくる。

#### ② 基本的な方針

- ・結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる。
- ・多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える。
- ・地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める。
- ・結婚、妊娠・出産、こども・子育てに温かい社会をつくる。
- ・科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する。

### (3) 子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月）

#### ① 目的・理念

全てのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざし、こども・若者の意見表明や社会参画を促進し、社会総掛かりでこども・若者の健全育成に取り組んでいく。

#### ② 基本的な方針

- ・全てのこども・若者の健やかな育成
- ・困難を有することも・若者やその家族の支援
- ・創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援
- ・こども・若者の成長のための社会環境の整備
- ・こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援

## (4) こども基本法（令和5年4月）

### ① 目的・理念

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、こども施策を総合的に推進する。

### ② 基本的な方針

- ・全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ・全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ・全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ・全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ・こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ・家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 1－6 計画の対象

「こども基本法」では、「こども」は『心身の発達の過程にある者』と規定され、一定の年齢で上限を画しているものではないとされています。本計画においても一定の年齢上限は定めませんが、概ね30歳までのこども・若者と子育て家庭を対象とします。

## 1－7 こども計画に基づき実施する施設整備事業

保育所（園）\*、認定こども園\*、幼稚園、児童館等の子育て関連施設について、その整備にあたっては老朽化に伴う設備の更新を含め、空調、遊具、防犯対策設備の設置やバリアフリー改修、園庭の整備、トイレの洋式化等によって環境の改善を図ります。

## 2 こども大綱

### こども大綱

「こども基本法」に基づき、これまで別々に作成されてきた『少子化社会対策大綱』、『子供・若者育成支援推進大綱』、『子供の貧困対策に関する大綱』を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。(令和5年12月22日閣議決定)。

「市町村こども計画」は、『こども大綱』の内容を踏まえて策定することとされており、同大綱において、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現が掲げされました。

### こどもまんなか社会

『こども大綱』がめざす“こどもまんなか社会”とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約<sup>\*</sup>の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態“ウェルビーイング”で生活を送ることができる社会とされています。

常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こども・若者を権利の主体として認識し、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、その権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることがこどもまんなか社会の実現のために必要とされています。

こうしたこどもまんなか社会の実現は、次の2点につながるとされています。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

以上の点から、こどもまんなか社会の実現により、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながると期待されます。

## 第2章

---

# 子ども・若者・子育てを取り巻く 現状と課題

## 第2章 こども・若者・子育てを取り巻く現状と課題

### 1 統計データから見た現状

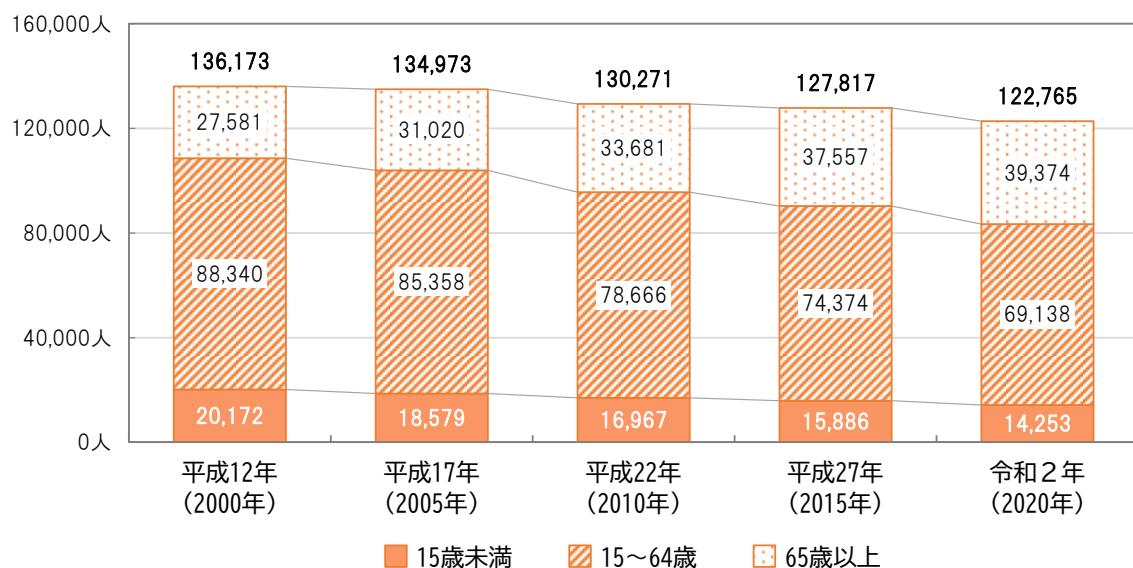
#### 1-1 人口の状況

##### (1) 人口の推移

本市の総人口の推移をみると、平成12年以降減少が続いており、平成12年からの20年間で13,408人減少し、令和2年は12万2,765人となっています。

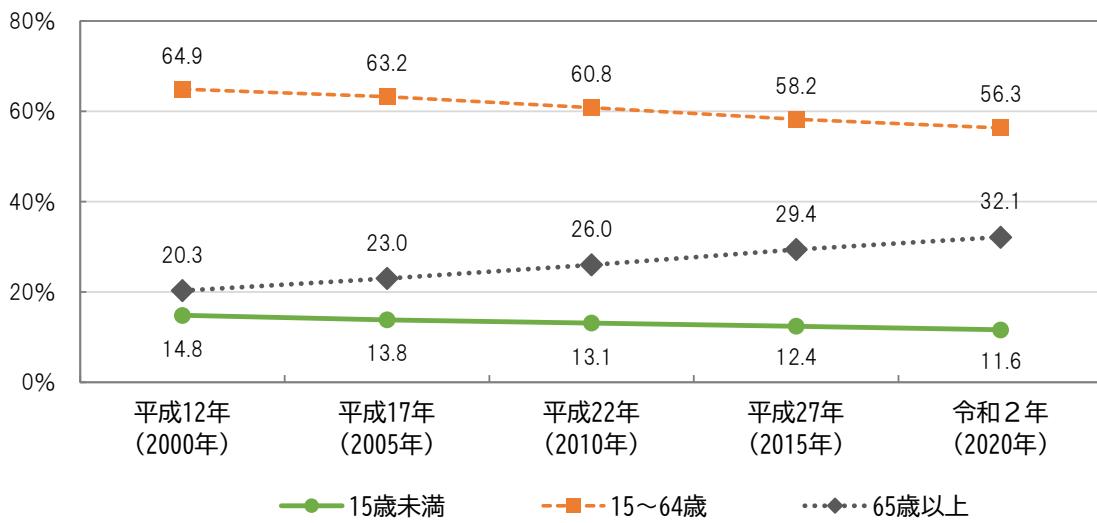
少子高齢化が進行しており、平成12年から令和2年までの20年間で、15歳未満が総人口に占める割合は3.2ポイント、15~64歳未満の割合は8.6ポイント減少している一方、65歳以上の割合は11.8ポイント増加しています。

【年齢3区分別の人口の推移】



※人口総数は年齢不詳を含むため、年齢3区分の合計とは一致しません

【年齢3区分別人口割合の推移】



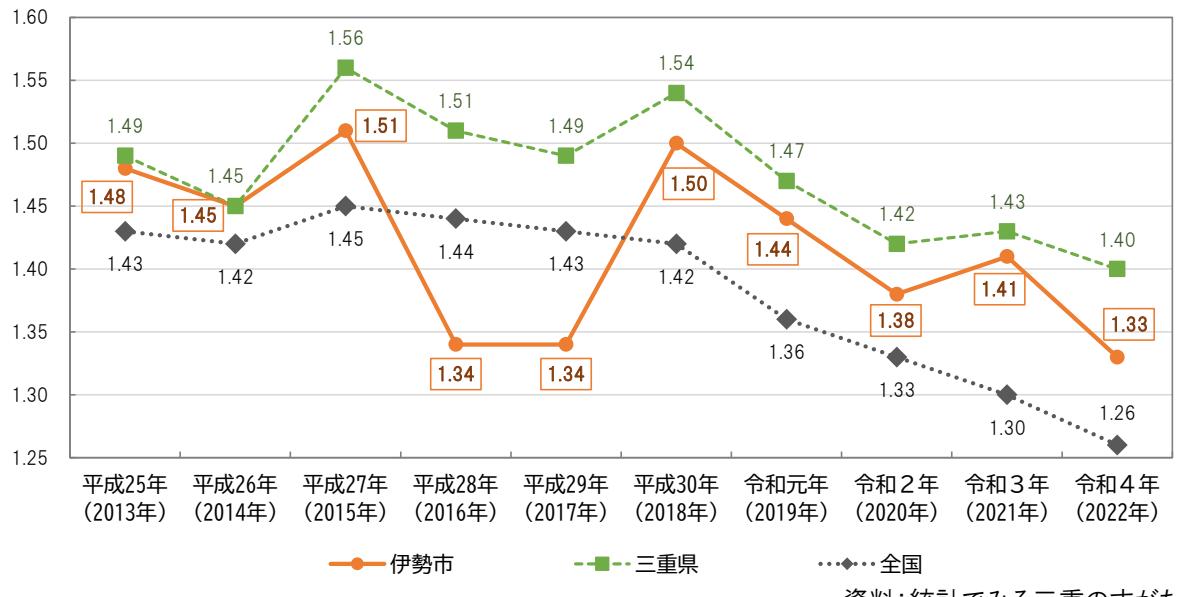
※割合は年齢不詳を除いて算出

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

## (2) 出生等の状況

合計特殊出生率\*の推移をみると、平成30年には1.50と全国を上回ったものの、三重県を下回る水準となっています。平成30年以降も同様に「三重県>伊勢市>全国」の関係で減少傾向で推移し、令和4年は1.33であり、人口を維持するのに必要な水準である2.07を大きく下回っています。

【合計特殊出生率の推移】



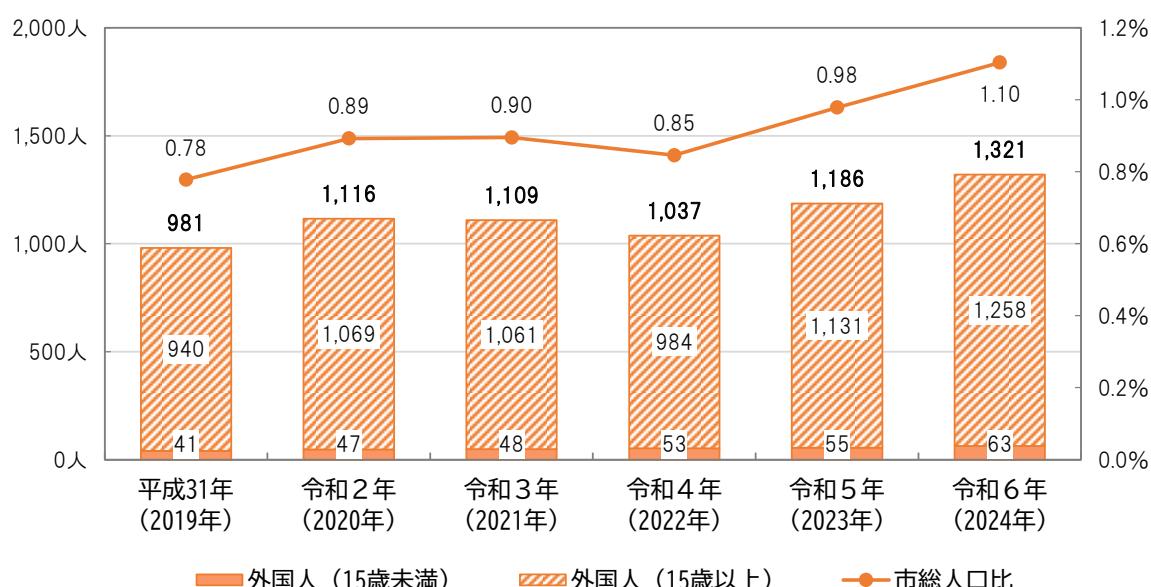
資料: 統計でみる三重のすがた

## (3) 外国人の状況

本市の外国人の人口は、平成31年以降1,000人前後で推移していましたが、令和5年以降は増加に転じており、市の総人口に占める割合は令和6年に1%を超えました。

15歳未満の人口も緩やかに増加しています。

【外国人の人口及び割合の推移】



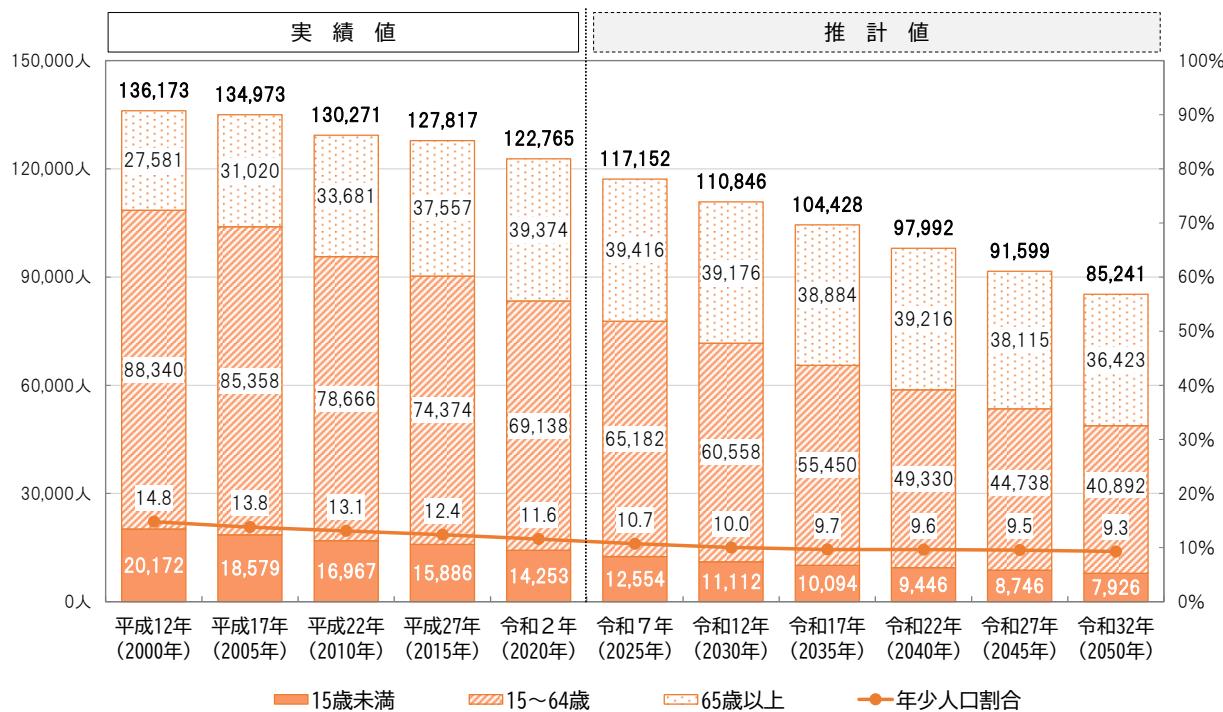
資料: 伊勢市住民基本台帳(各年4月1日現在)

## (4) 将来の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、本市の総人口は、今後10年間（令和7年～令和17年）で12,724人減少し、令和32年には85,241人になるとされています。

15歳未満の人口については、今後10年間で2,460人減少し、本市の総人口に占める割合は、令和7年の10.7%から令和17年には9.7%へ、令和32年には9.3%へと低下すると見込まれています。

### 【年齢3区分別の人口推計】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

## 1 - 2 世帯等の状況

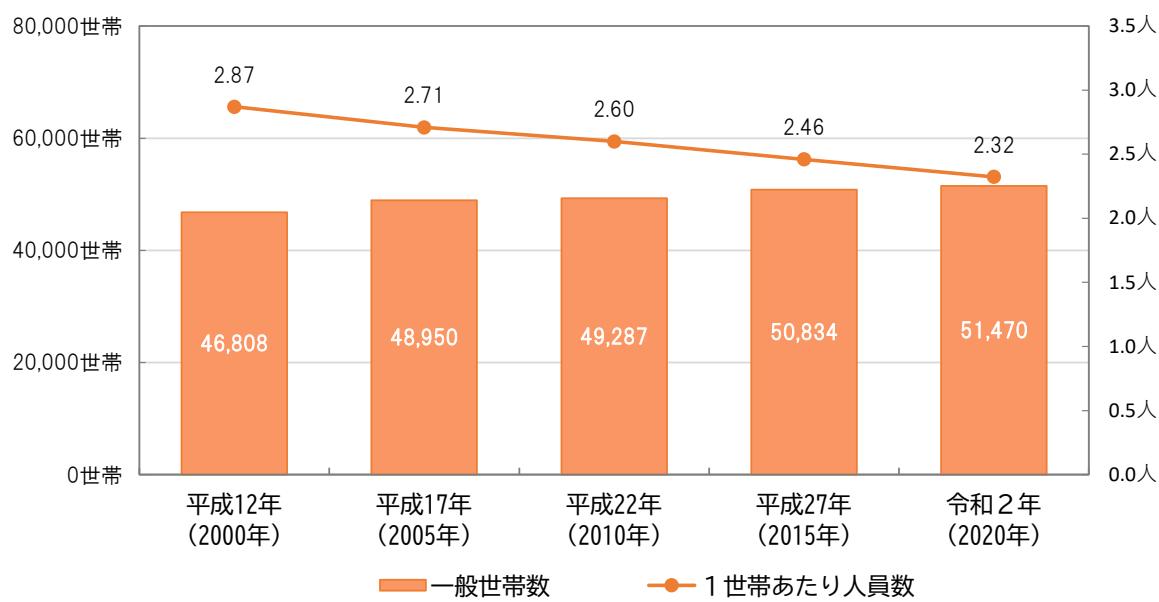
### (1) 世帯の状況

#### ① 一般世帯の推移

一般世帯総数の推移をみると、平成 12 年以降増加が続いており、平成 12 年からの 20 年間で 4,662 世帯増加し、令和 2 年は 51,470 世帯となっています。

一般世帯の 1 世帯当たり人員の推移をみると、平成 12 年以降一貫して減少を続けており、平成 27 年には 2.5 人を下回り、令和 2 年は 2.32 人となっています。

【一般世帯数と平均世帯人員の推移】



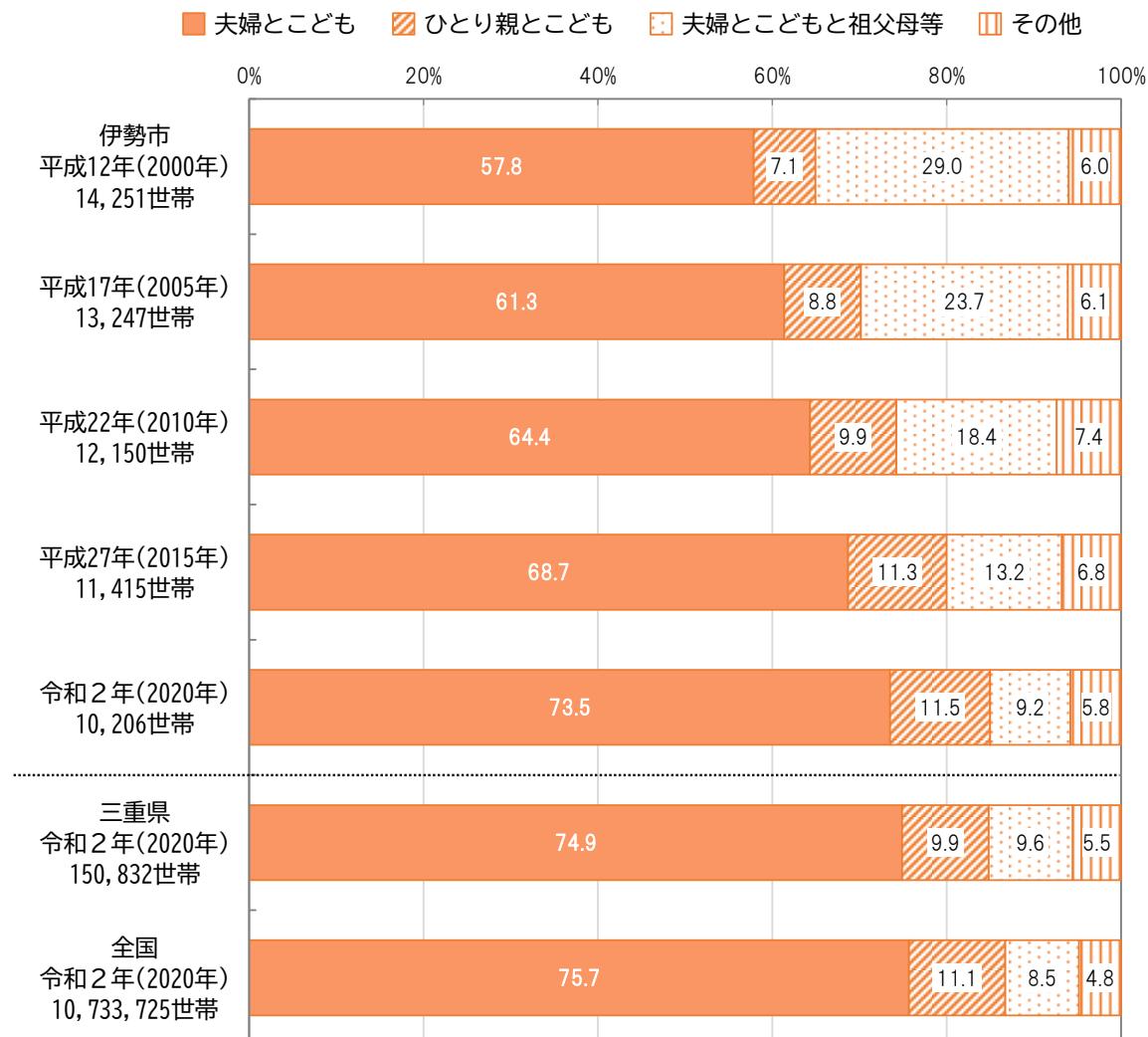
資料:国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

## ② 世帯類型の推移

18歳未満がいる一般世帯の世帯類型をみると、「夫婦と子どもと祖父母等」の割合が徐々に低下し、令和2年には9.2%と平成12年からの20年間で19.8ポイントの減少となっている一方、「夫婦と子ども」の割合は増加し、令和2年には73.5%とこの20年間で15.7ポイントの増加となっています。

「ひとり親と子ども」の割合は増加傾向にあり、令和2年には11.5%とこの20年間で4.4ポイント増加し、三重県の9.9%、全国の11.1%よりも高い割合となっています。

【18歳未満がいる一般世帯の世帯類型の推移】



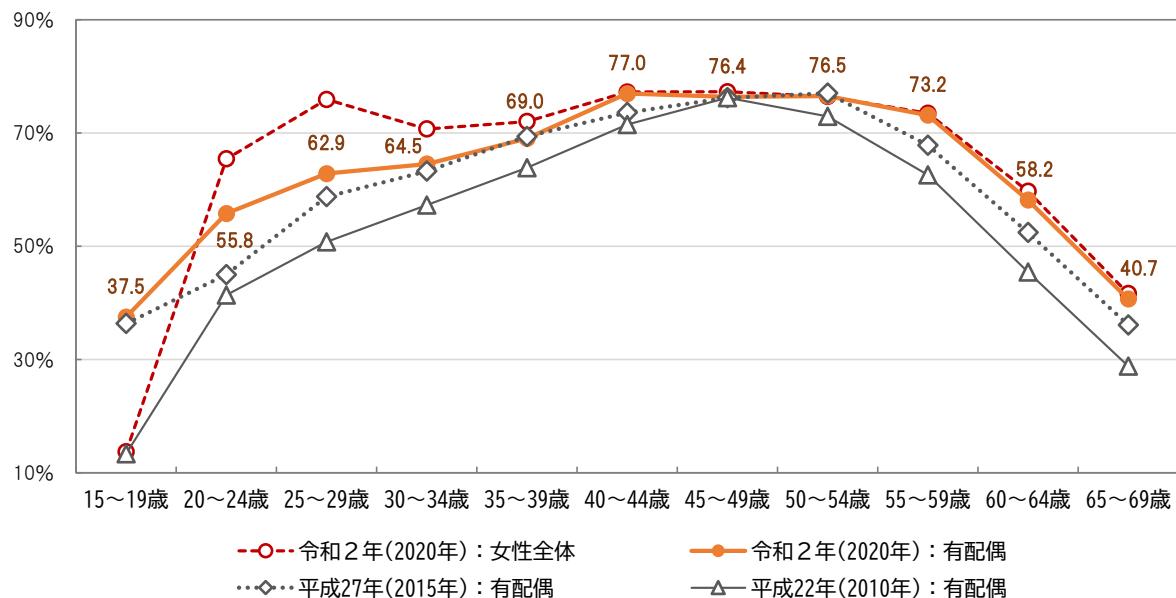
資料：国勢調査(各年10月1日現在)

## 1 – 3 就労状況

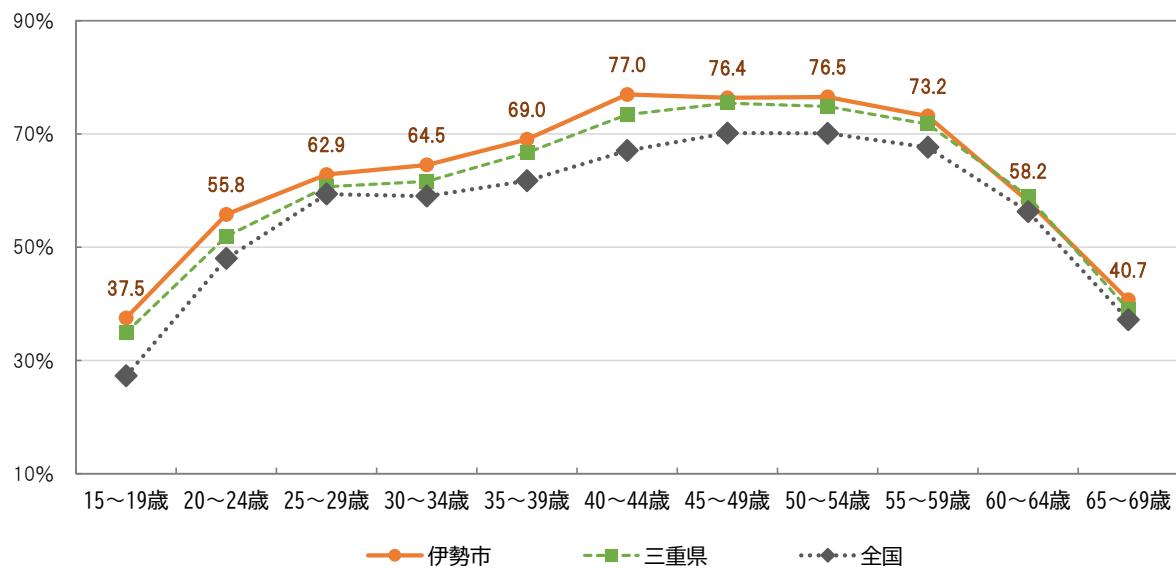
女性の就業率について年齢5歳階級別でみると、有配偶女性の就業率は上昇傾向にあり、令和2年はほとんどの年齢層において平成22年、平成27年を上回っています。令和2年の女性全体の就業率と比較すると、有配偶女性の15~19歳は大きく上回っているものの、20歳から39歳までは下回っています。

令和2年の有配偶女性の就業率について、全国・三重県と比較すると、ほとんどの年齢層において本市が最も高い割合となっています。

【女性の5歳階級別就業率（伊勢市）】



【有配偶女性の5歳階級別就業率 国及び県との比較（令和2年）】



※「15~19歳」は婚姻できる年齢（調査時点では16歳。令和4年4月からは18歳）の有配偶女性に対する割合

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## 2 こども・子育て支援事業の現状

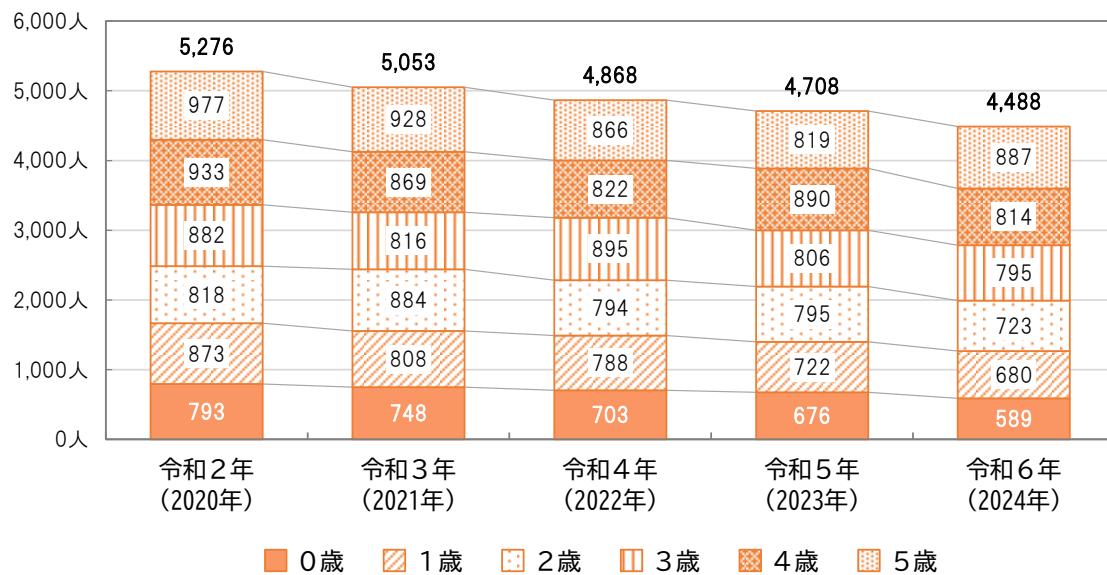
### 2-1 就学前児童数の状況と子どもの教育・保育に関する環境について

本市における就学前児童【0歳から5歳人口】は、令和2年の5,276人から令和6年の4,488人(いずれも4月末日現在)に減少しており、今後も少子化が進むと推測されています(図表①、図表②)。

日本における社会経済情勢が日々変化する中で、子どもを取り巻く環境においても、少子化や核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化などから家庭や地域での子育てが困難となり、幼稚園、保育所や認定こども園などの就学前の子どもの教育・保育施設\*の担う役割が重要となっています。また、共働き世帯の増加、価値観の多様化やワーク・ライフ・バランスの実現などを背景として大きく変容し、特に乳児期からの保育(図表②)、長時間の保育、一時的な預かりなどのニーズが高まっているほか、障がい等の理由により支援を必要とする子どもの数も増加しています(図表③)。

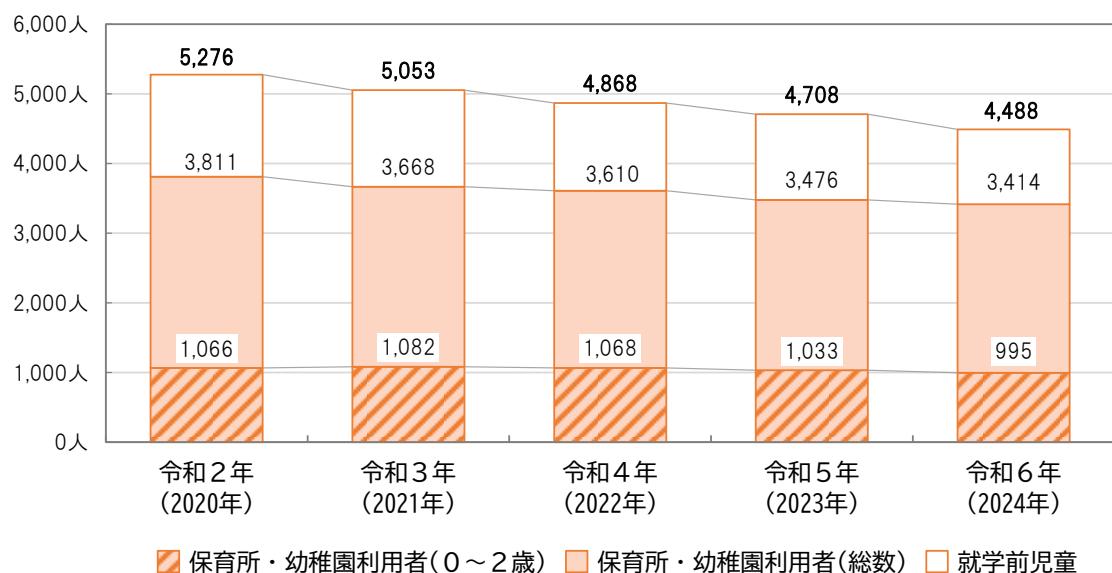
そのような中で、教育と保育の総合的な提供が求められており、提供にあたっては、保護者の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないよう、子どもの最善の利益を考慮しなければなりません。さらに、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなければなりません。そのためには、教育・保育の内容をより一層充実させ、子どもが就学前教育から小学校教育へとスムーズに移行できるような体制づくりを確立していくことが重要となっています。

【市内の就学前児童数の推移】(図表①)



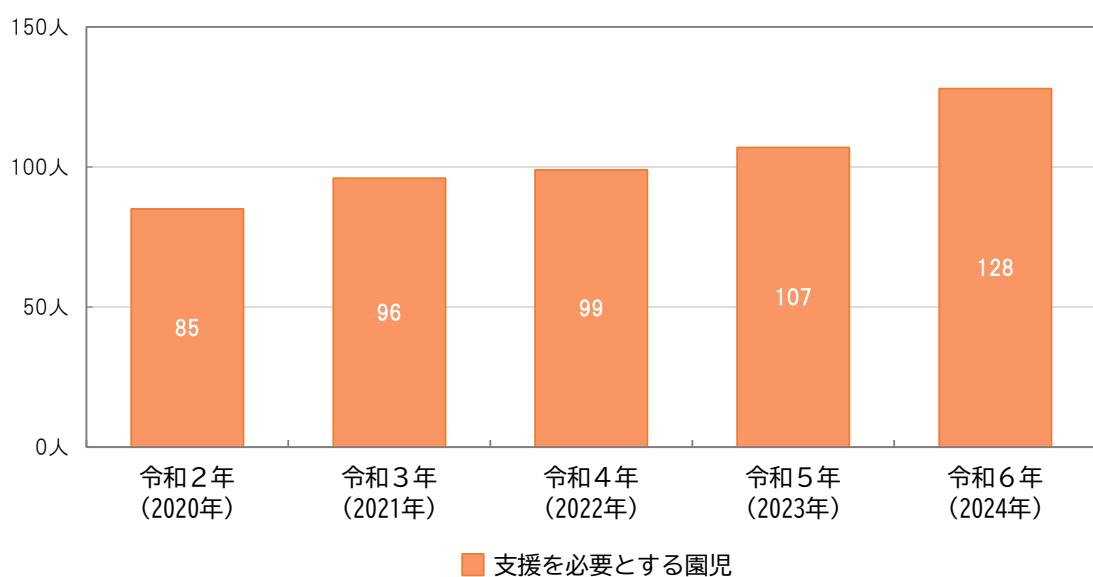
資料:保育課(各年4月末現在)

【就学前教育数・保幼利用者数・0～2歳児利用者数の推移】(図表②)



資料:保育課(各年4月末現在)

【市内保育所・認定こども園等で支援を必要とする園児数の推移】(図表③)



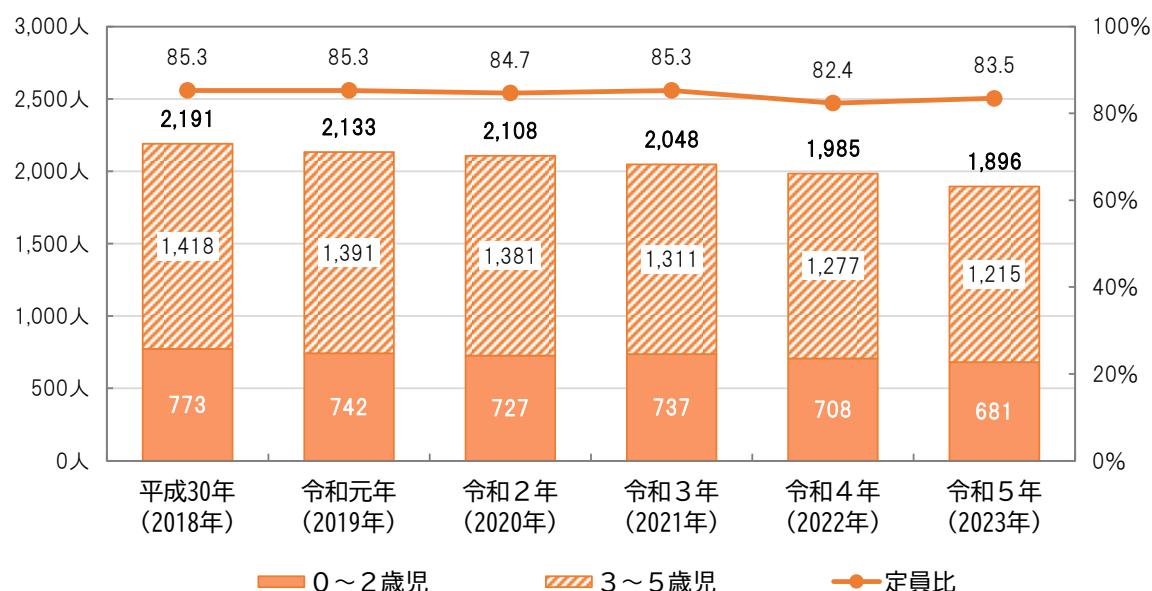
資料:保育課(各年3月末現在)

## 2－2 就学前の子どもの教育・保育の現状

保育所の利用者数の推移をみると、平成30年の2,191人から徐々に減少し、令和5年には1,896人となっています。定員に対する比率は、85%前後で推移しています。

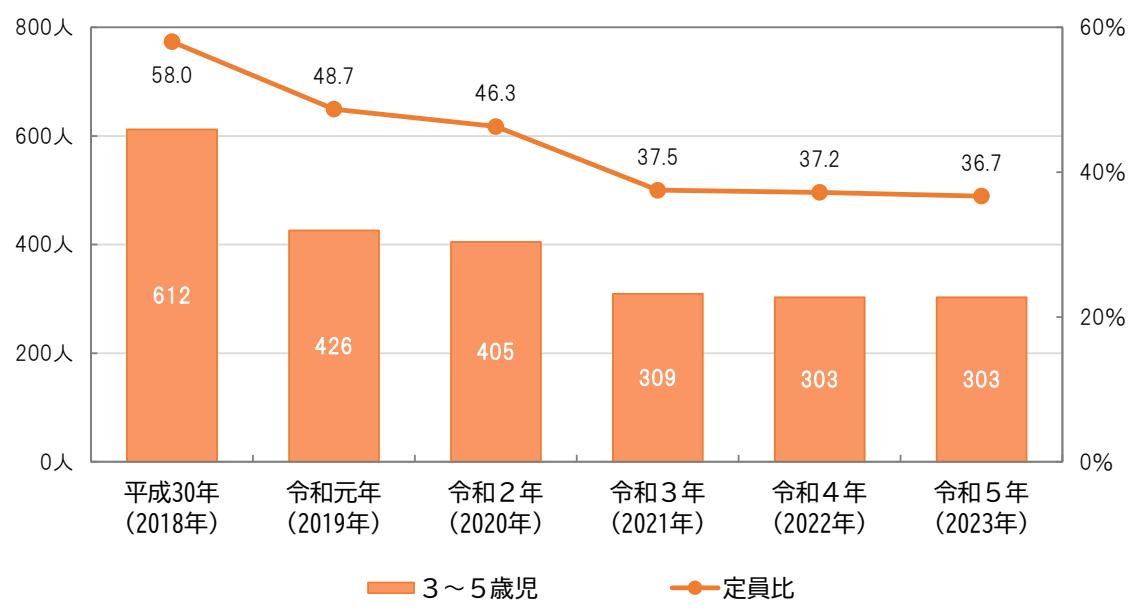
幼稚園の利用者数の推移をみると、平成30年の612人から令和5年には303人と半減しており、定員に対する比率は36.7%に低下しています。

【保育所の利用状況の推移】



資料:保育課(各年5月1日現在)

【幼稚園の利用状況の推移】

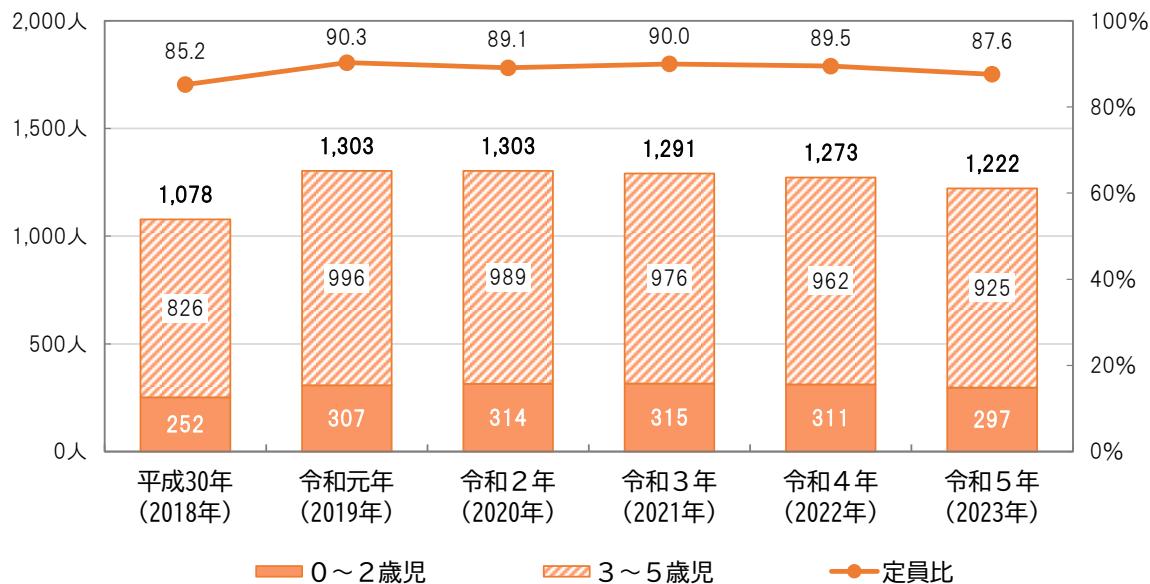


資料:教育総務課(各年5月1日現在)

認定こども園の利用者数の推移をみると、令和元年から令和4年は1,300人前後、定員に対する比率は90%前後で推移していましたが、令和5年は1,222人、定員に対する比率は87.6%と減少傾向となっています。

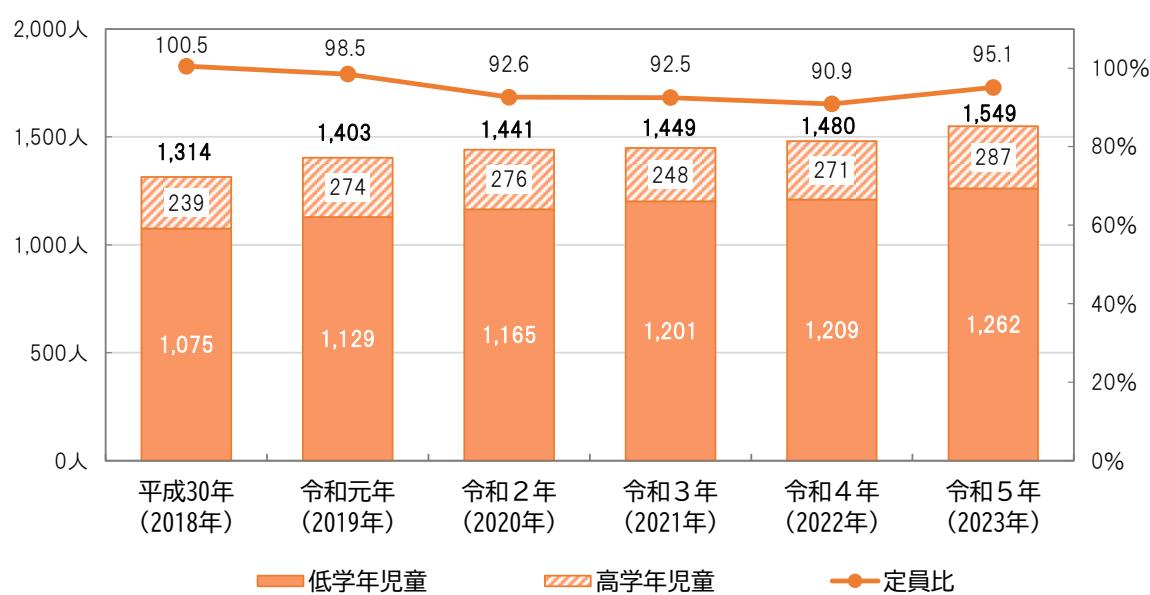
放課後児童クラブ\*の利用者数の推移をみると、平成30年以降増加が続いており、令和5年は前年比69人増の1,549人、定員に対する比率は95.1%となっています。

#### 【認定こども園の利用状況の推移】



資料：保育課（各年5月1日現在）

#### 【放課後児童クラブの利用状況の推移】



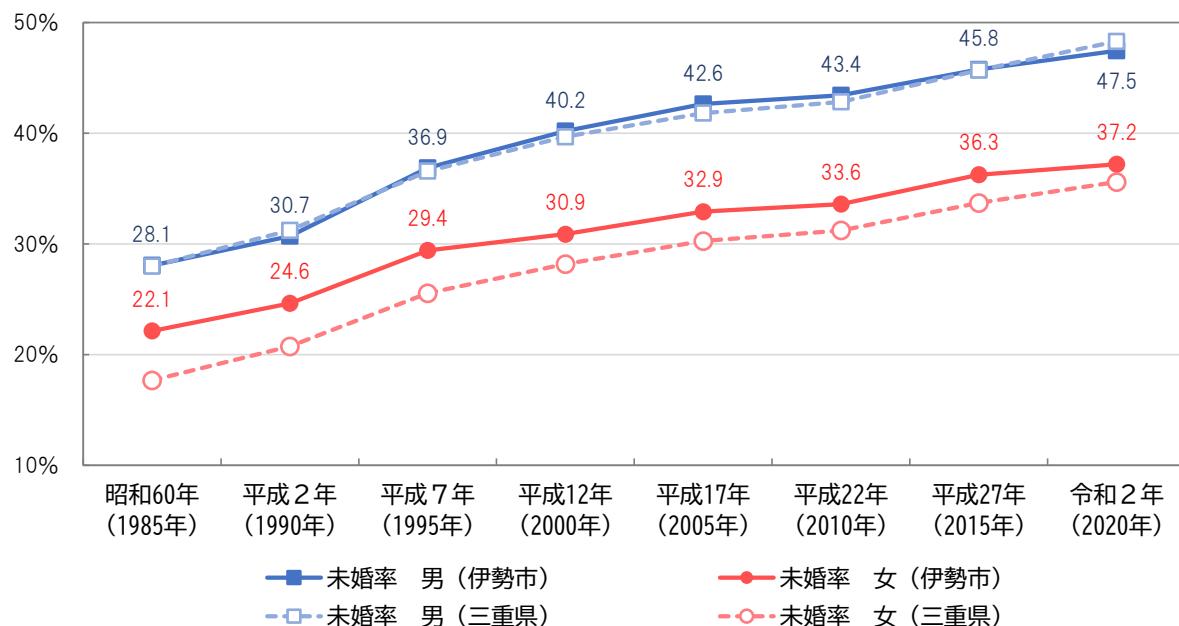
資料：子育て応援課（各年5月1日現在）

## 2-3 若者に関する現状

### (1) 20歳から49歳の未婚率の推移

本市の20~49歳の未婚率は、昭和60年以降、男女ともに上昇し続けています。また、男性の方が女性よりも未婚率が高い状況が続いているおり、令和2年では男性未婚率が女性未婚率より10.3ポイント高くなっています。

【男女別未婚率（20~49歳）の推移】



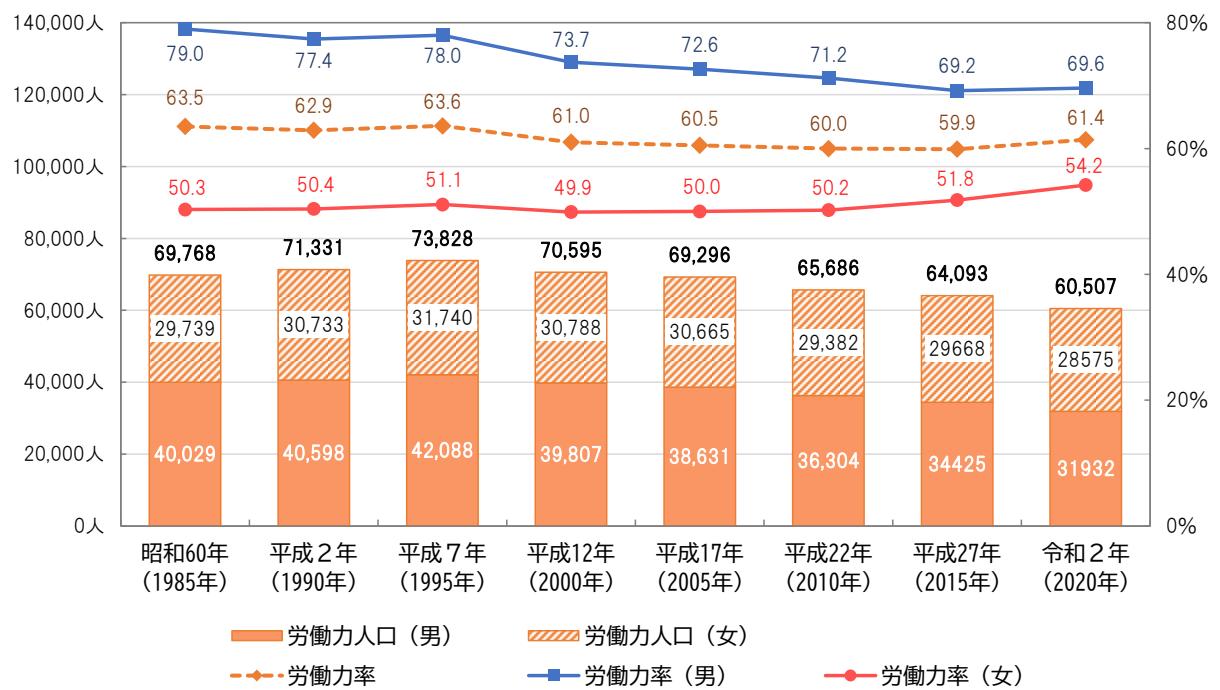
資料：国勢調査(各年10月1日現在)

## (2) 労働力人口

令和2年の労働力人口(15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた人口)は、60,507人となり、平成27年に比べ3,586人減少しています。男女別も平成27年に比べ、減少しています。

労働力率を男女別にみると、令和2年は、男性69.6%、女性54.2%となり、平成27年と比べ、男性は0.4ポイント、女性は2.4ポイント上昇しています。

【男女別労働力人口の推移】



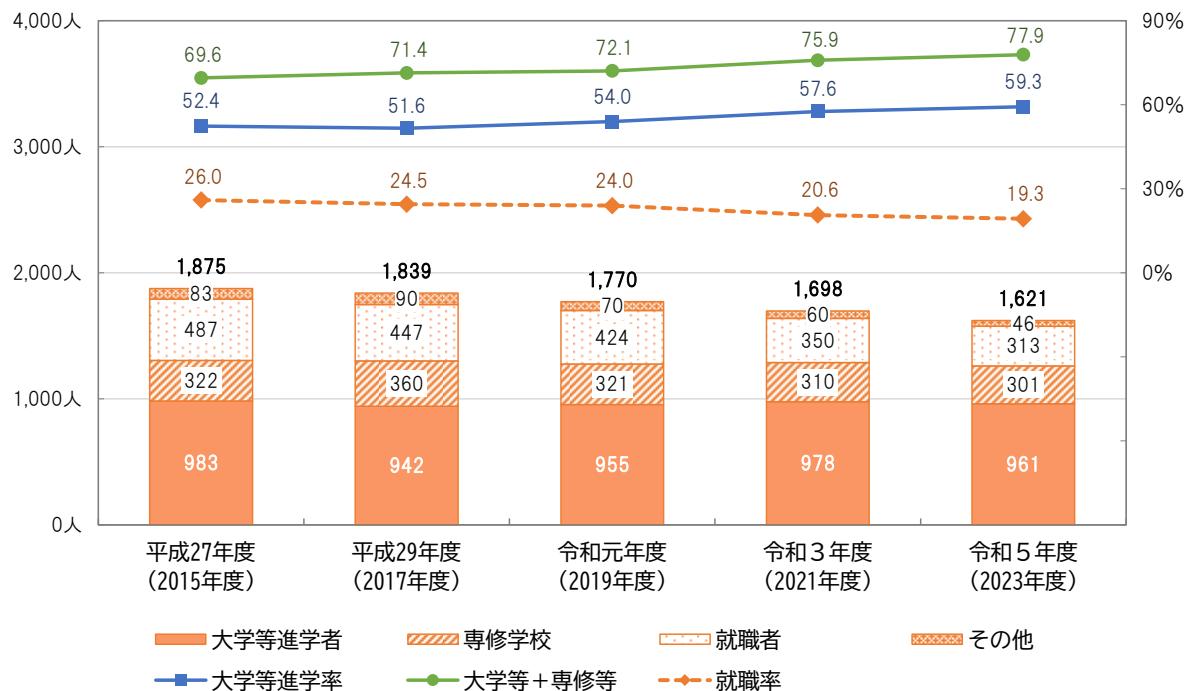
資料：国勢調査(各年10月1日現在)

### (3) 高校卒業後の進路

少子化に伴い令和5年調査（令和4年度卒業生）での総数は、平成27年調査（平成26年度卒業生）での総数に比べ254人減少しています。

大学等への進学率や専修学校を加えた進学率は増加傾向にあり、専修学校を加えた進学率は、令和5年調査は平成27年調査に比べ、8.3ポイント増加しています。また、就職率は年々減少し、令和5年調査は平成27年調査に比べ、6.7ポイント減少しています。

【高校卒業後の進路の推移】



資料:三重県学校基本調査(各年5月1日時点の前年度の生徒の状況)

### 3 アンケート調査結果の概要

#### 3-1 調査の目的及び概要

##### (1) 調査の目的

「伊勢市こども・子育てアンケート調査」及び「伊勢市こども・若者アンケート調査」は、本計画を策定するにあたり、市内全域の子育て中の保護者や中高生・若者の現状や意見、子育て支援に関するニーズなどを正確に把握し、安心して子育てができる環境づくりに取り組むために行いました。

##### (2) 調査対象者及び調査方法

項目	就学前児童の保護者	小学生の保護者	中高生	若者	中高生の保護者
調査対象者	市内在住の0歳～就学前の児童を養育する保護者	市内在住の小学校に在学している児童を養育する保護者	市内の中学校・高校に通う生徒	市内在住の18～35歳未満及び市内の大学に通う学生	市内在住の中高生年代の児童を養育する保護者
調査期間	令和6年3月8日（金）～4月8日（月）				
調査方法	WEBによる調査・回答				

##### (3) 調査票の回答状況

種別	回答数	種別	回答数
就学前児童の保護者	853件	中高生	1,531件
小学生の保護者	623件	若者	849件
		中高生の保護者	509件

##### (4) 調査結果の見方

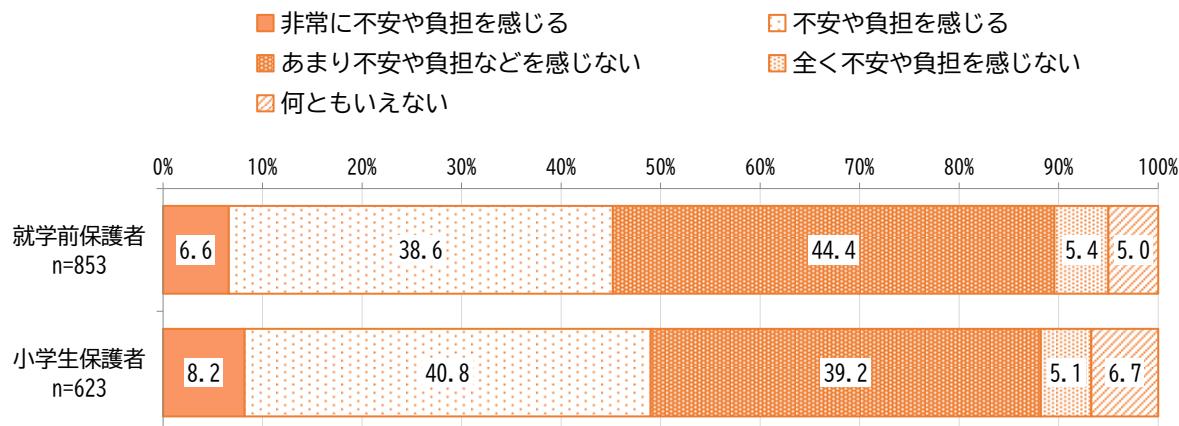
- 図表中の「n (number of case)」は、回答数（あるいは回答を限定する設問の限定条件に該当する数）を表しています。したがって、比率はnを100.0%として算出しています。
- 回答結果の割合はすべて「%」で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのため、単数回答の設問の場合でも合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、その選択肢の回答数が回答数全体(n)のうち何%なのか、という見方をします。そのため、各項目の比率の合計は通常100.0%を超えていません。
- 図表中に「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 本報告書中の表、グラフ等の見出しおよび文章中での回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略して掲載している場合があります。

## 3-2 こども・子育て支援に関するニーズ調査

### (1) 子育てに関して不安や負担などを感じることはありますか

就学前児童の保護者では『不安や負担を感じない』が49.8%、『不安や負担を感じる』が45.2%、小学生の保護者では『不安や負担を感じる』が49.0%、『不安や負担を感じない』が44.3%となっています。

※ 『不安や負担を感じる』は「非常に不安や負担を感じる」・「不安や負担を感じる」と回答した人、『不安や負担を感じない』は「あまり不安や負担などを感じない」・「全く不安や負担を感じない」と回答した人をそれぞれあわせたもの（四捨五入により端数が合わない場合があります）



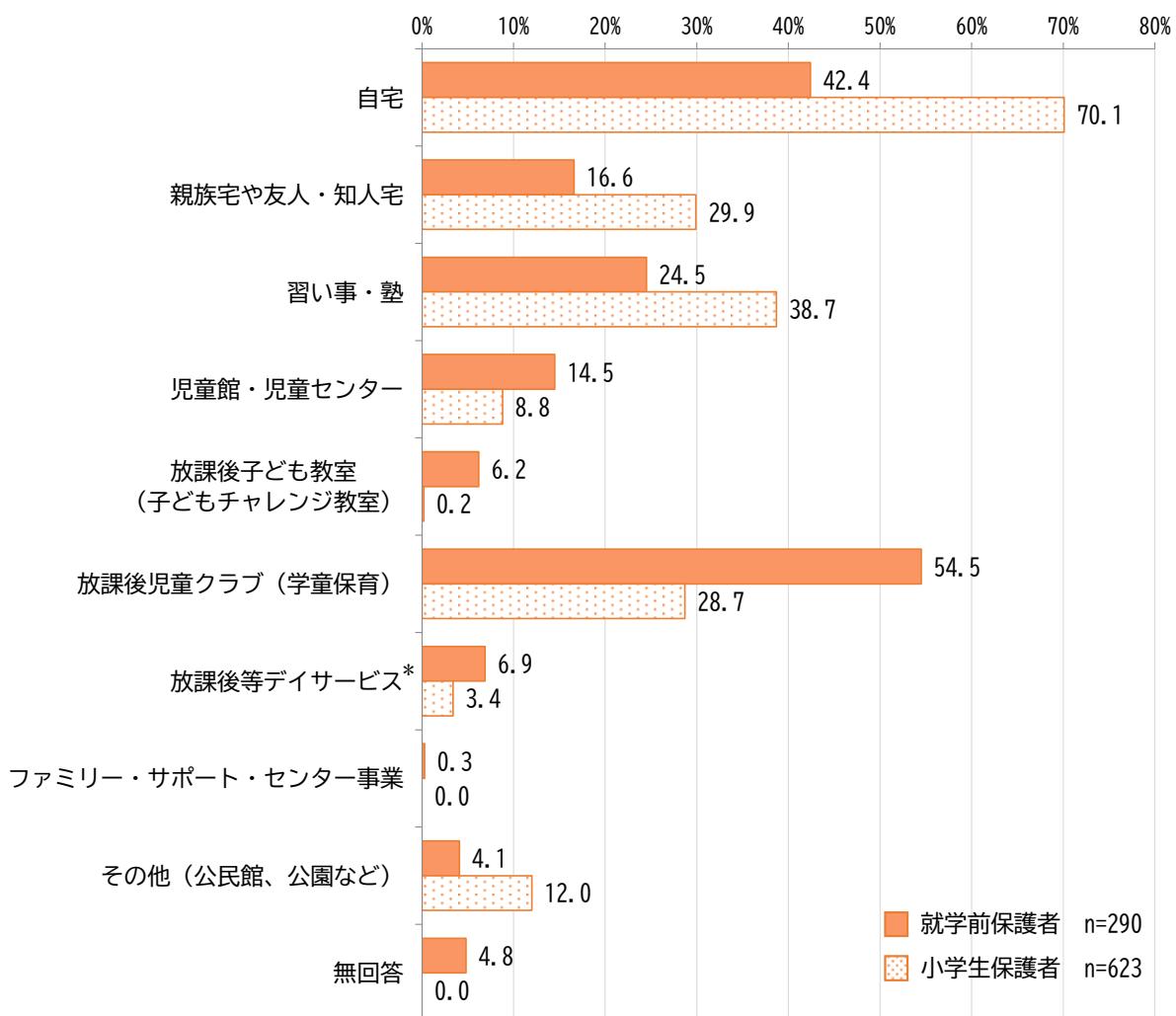
(2) 小学校低学年のうちは放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか

／放課後の時間をどのような場所で過ごしていますか

※就学前児童は4歳以上のみ回答

就学前児童の保護者では「放課後児童クラブ（学童保育）」が54.5%で最も多く、次いで「自宅」が42.4%、「習い事・塾」が24.5%と続いています。

小学生の保護者では「自宅」が70.1%で最も多く、次いで「習い事・塾」が38.7%、「親族宅や友人・知人宅」が29.9%と続いています。

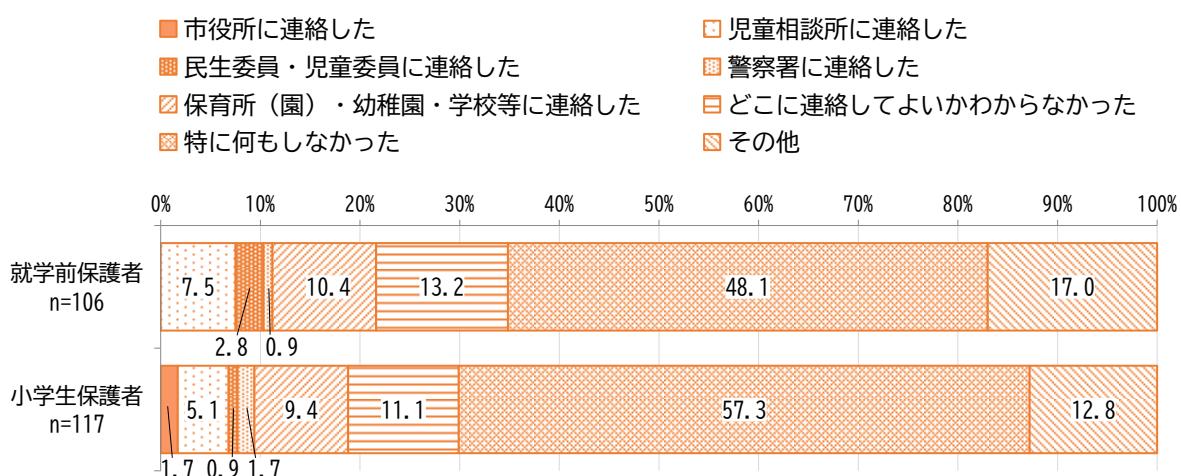


### (3) 子どもの虐待\*を見たり聞いたりしたとき、どのような対応をしましたか

\*身近なところで子どもの虐待を見たり聞いたりしたことがある、またはおかしいなと思ったことがある人のみ回答

就学前児童の保護者では「特に何もしなかった」が48.1%で最も多く、次いで「どこに連絡してよいかわからなかった」が13.2%、「保育所（園）・幼稚園・学校等に連絡した」が10.4%と続いています。

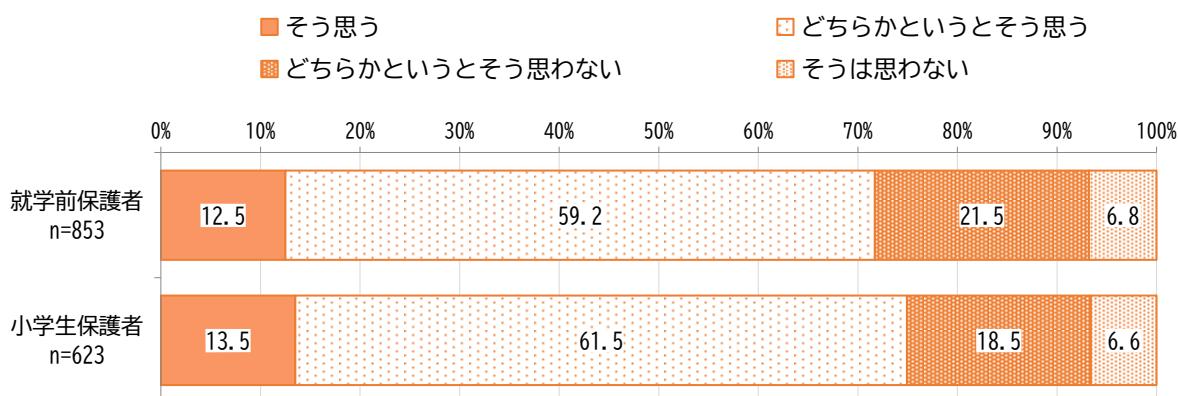
小学生の保護者では「特に何もしなかった」が57.3%で最も多く、次いで「どこに連絡してよいかわからなかった」が11.1%、「保育所（園）・幼稚園・学校等に連絡した」が9.4%と続いている。



### (4) 伊勢市は子育てをしやすい市だと思いますか

就学前児童の保護者では『そう思う』が71.7%、『そうは思わない』が28.3%、小学生の保護者では『そう思う』が75.0%、『そうは思わない』が25.1%で、どちらも『そう思う』が上回っています。

\*『そう思う』は「そう思う」・「どちらかというとそう思う」と回答した人、『そうは思わない』は「どちらかというとそう思わない」・「そうは思わない」と回答した人をそれぞれあわせたもの（四捨五入により端数が合わない場合があります）



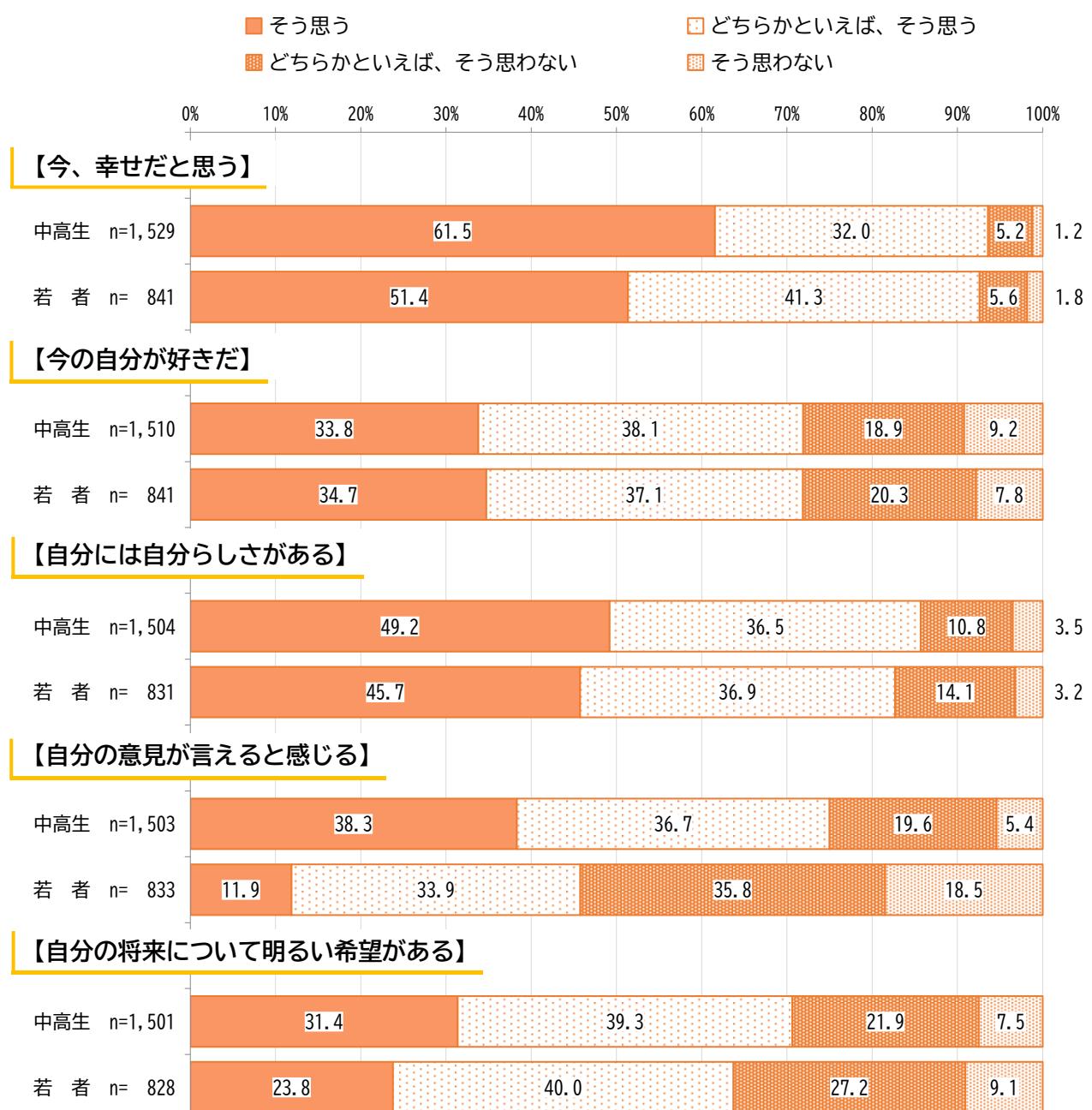
### 3-3 こども・若者に関するアンケート調査

#### (1) あなたは自分のことについてどう思いますか

中高生では『そう思う』が、【今、幸せだと思う】(93.5%)で最も多く、次いで【自分には自分らしさがある】(85.7%)、【自分の意見が言えると感じる】(75.0%)、【今の自分が好きだ】(71.9%)、【自分の将来について明るい希望がある】(70.7%)となっています。

若者では『そう思う』が、【今、幸せだと思う】(92.7%)で最も多く、次いで【自分には自分らしさがある】(82.6%)、【今の自分が好きだ】(71.8%)、【自分の将来について明るい希望がある】(63.8%)、【自分の意見が言えると感じる】(45.8%)となっています。

※ 『そう思う』は「そう思う」・「どちらかといえば、そう思う」と回答した人、『そう思わない』は「どちらかといえば、そう思わない」・「そう思わない」と回答した人をそれぞれあわせたもの（四捨五入により端数が合わない場合があります）



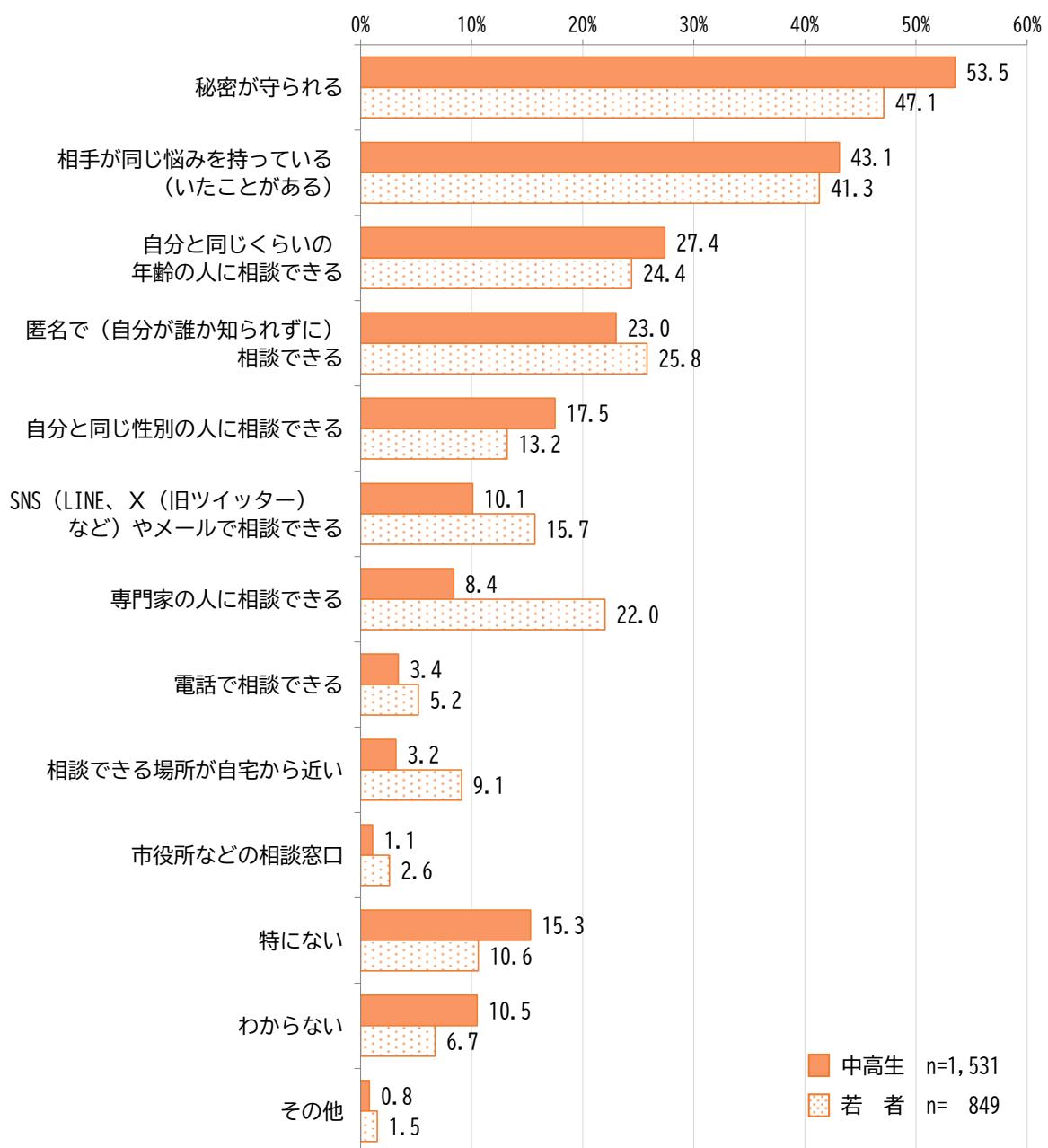
## (2) 悩んだり困つたりしたときにどのような人や場所なら、相談したいと思いますか

中高生では「秘密が守られる」が53.5%で最も多く、次いで「相手が同じ悩みを持っている（いたことがある）」が43.1%、「自分と同じくらいの年齢の人に相談できる」が27.4%となっています。

「その他」の内容として、「誰もいないところ」、「友人」、「解決法を前提に話を聞いてくれる人」などがありました。

若者では、「秘密が守られる」が47.1%で最も多く、次いで「相手が同じ悩みを持っている（いたことがある）」が41.3%、「匿名で（自分がだれか知られずに）相談できる」が25.8%となっています。

「その他」の内容として、「友人」、「家族」、「相談した所で解決してくれるわけではないので、話すだけ時間の無駄に感じる。」などがありました。



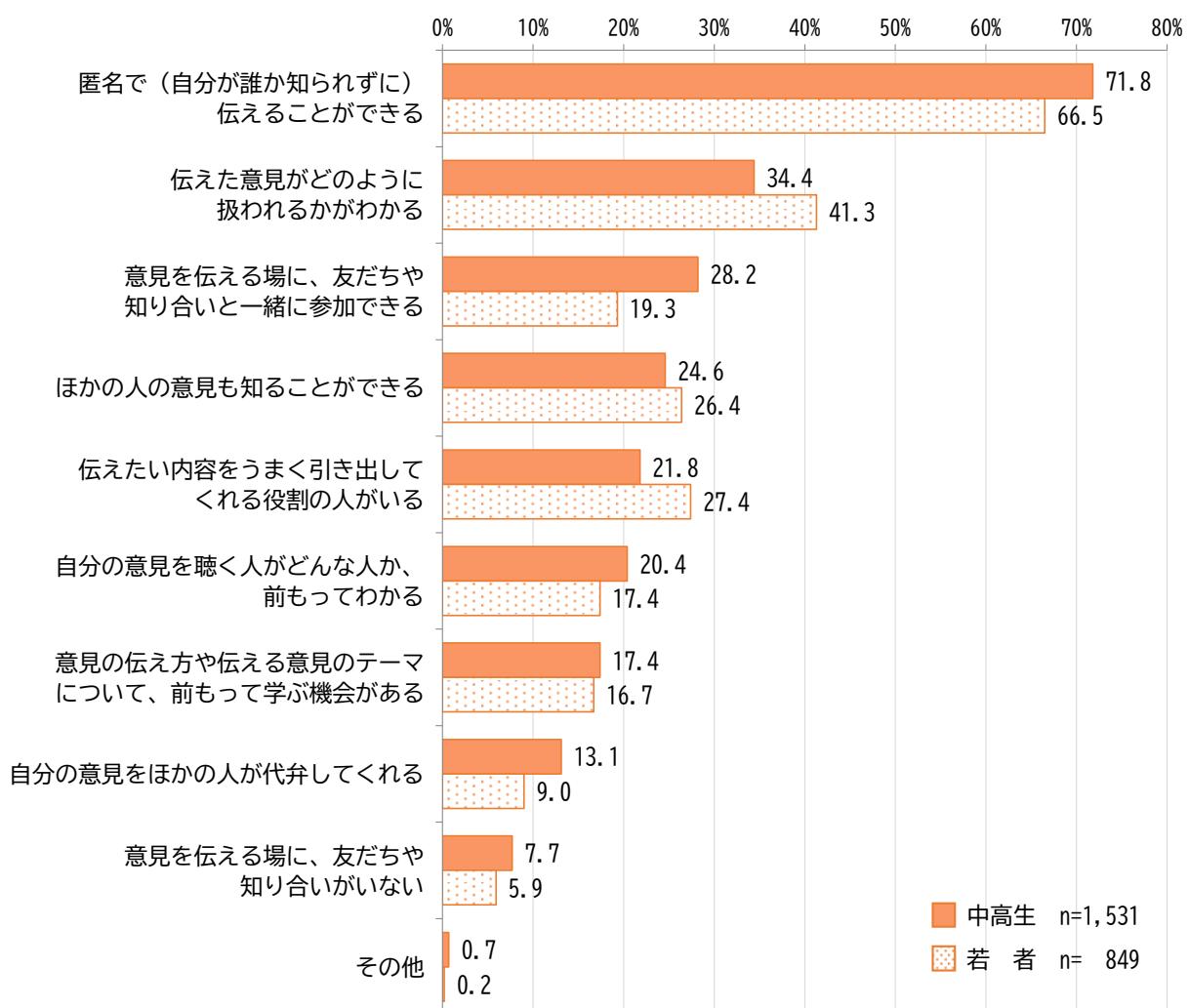
### (3) あなたはどんな工夫やルールであれば、伊勢市に対して、自分の意見を伝えやすいと思いますか

中高生では「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」が 71.8%で最も多く、次いで「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が 34.4%、「意見を伝える場に、友だちや知り合いと一緒に参加できる」が 28.2%となっています。

「その他」の内容として、「おおごとにならない」、「わからない」などがありました。

若者では、「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」が 66.5%で最も多く、次いで「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が 41.3%、「伝えたい内容をうまく引き出してくれる役割の人がいる」が 27.4%となっています。

「その他」の内容として、「意見を採用してくれる」がありました。

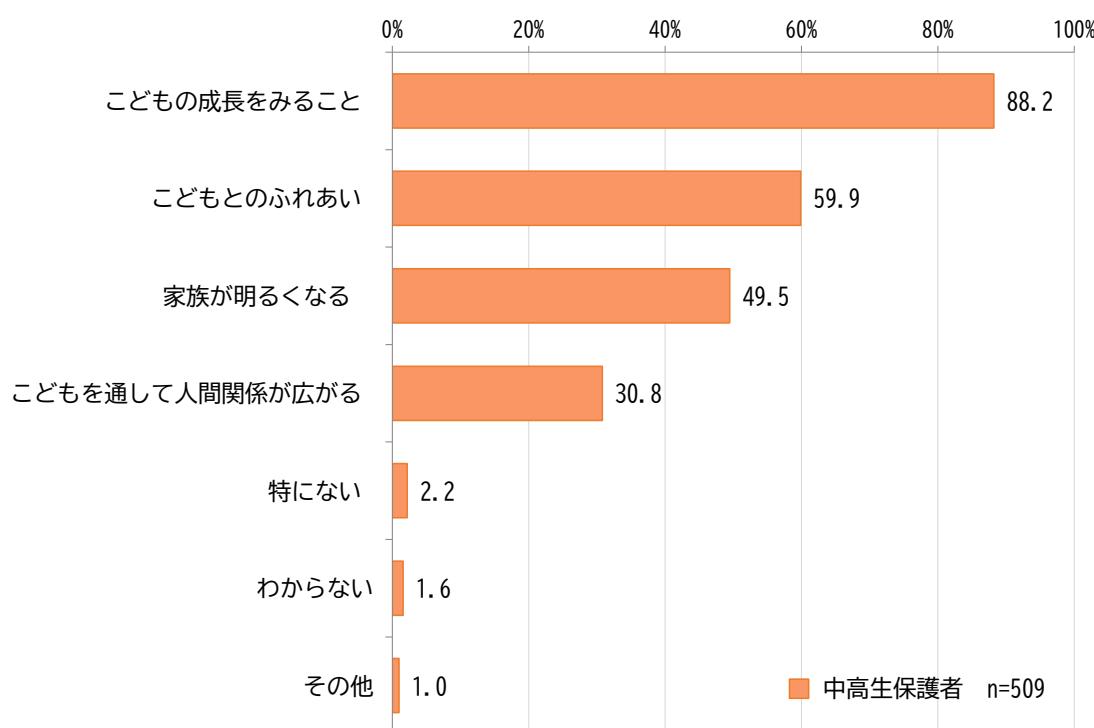
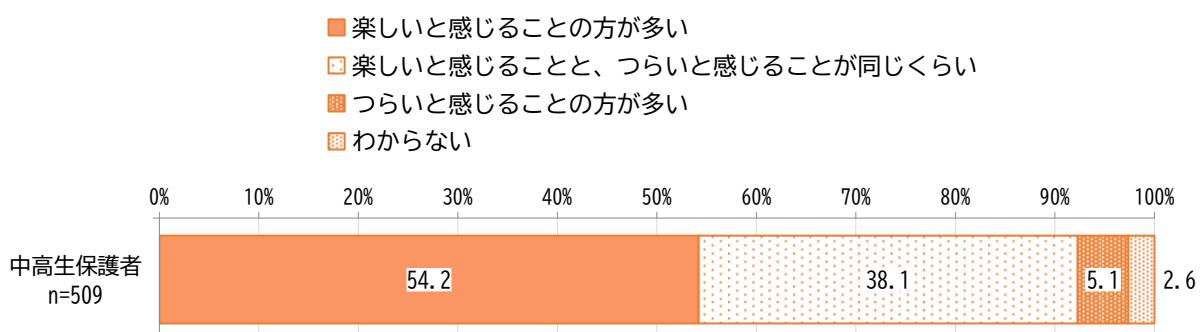


#### (4) あなたは子育てをどのように感じますか また、子育ての楽しみはどんなことですか

中高生の保護者では「楽しいと感じることの方が多い」が54.2%で最も多く、次いで「楽しいと感じることと、つらいと感じることが同じくらい」が38.1%となっています。

子育ての楽しみとしては、「子どもの成長をみること」が88.2%で最も多く、次いで「子どもとのふれあい」が59.9%、「家族が明るくなる」が49.5%となっています。

「その他」の内容として、「自分自身も一緒に成長できる」、「子どもの成長を親に見せられるのでそれが親孝行になっている」、「幼少期は成長が楽しかったが、成長するにつれて、子どもとの関わりかたが難しくなったり、子どもと友達の関係に悩んだりでしんどくなってきた」などがありました。

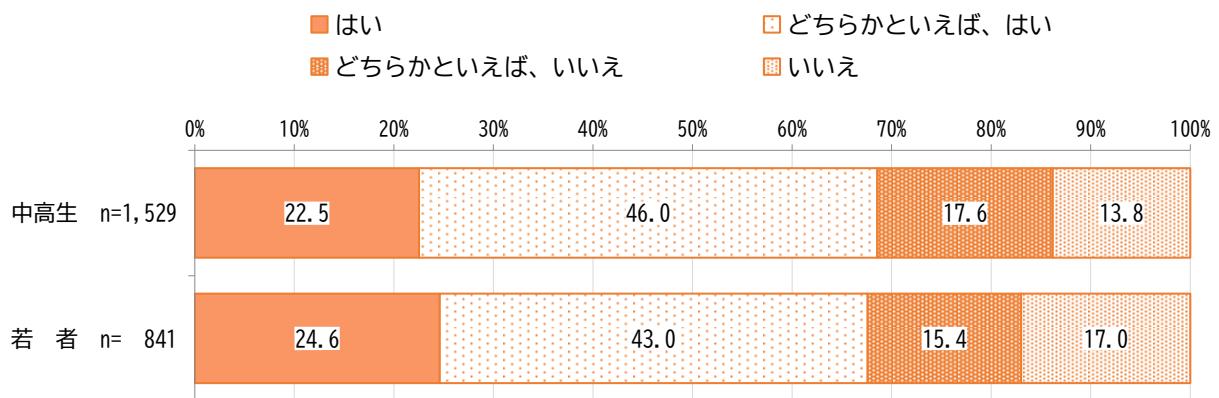


## (5) あなたは将来、伊勢市に住みたいと感じますか

中高生では『はい』が68.5%、『いいえ』が31.4%となっています。

若者では『はい』が67.6%、『いいえ』が32.4%となっています。

※ 『はい』は「はい」・「どちらかといえば、はい」と回答した人、『いいえ』は「どちらかといえば、いいえ」・「いいえ」と回答した人をそれぞれあわせたもの（四捨五入により端数が合わない場合があります）



## 3-4 こども・子育て支援団体へのヒアリング調査結果

### (1) 目的

市内でこどもや若者・子育て家庭への支援を行っている団体等の意見を聞き取り、支援活動の現状や課題等を把握し、施策検討に活用するために行いました。

### (2) 調査対象

- |            |      |
|------------|------|
| ・児童養護施設    | 2事業者 |
| ・若者就労支援団体  | 1事業者 |
| ・生活支援団体    | 1事業者 |
| ・自立促進支援団体  | 1事業者 |
| ・子育て預かり事業者 | 1事業者 |

### (3) 調査方法

各団体への実地ヒアリング調査

### (4) 調査期間

令和6年8月～10月

### (5) ヒアリング調査結果

#### 1. こども・若者の悩みや課題について

##### <<概要>>

こども・若者は進学や友人関係について多くの悩みを抱えており、特に施設のこどもたちは塾代や進学費用の負担が大きく大学進学を断念する場合があることや家庭での生活ではないため社会経験や基本的な社会スキルが不足している、また、こころに課題のあるこどもや障がいの支援制度の狭間にいると十分な支援を受けられず、結果的に就職が難しい、といった話がありました。

##### <<その他の意見一例>>

- ・悩みについて、親には話さないことを職員に話してくれることもある
- ・支援されることも・貧困家庭のこどもは幼少期から人と接する機会が少なかったため、言葉遣いを勉強せずに育ってしまっているケースが見られる
- ・中高生がSNSで他の世界を知ると、お金持ちの環境を求めてしまう傾向にある
- ・保護者も精神疾患をお持ちの方もみえるので、保護者の支援も必要
- ・友達と比べて自分がどんな人間なのかや、施設で生活しているということについて考えている
- ・大きくなってからの入所は、信頼関係を築くにも時間がない

## 2. 活動の中で重視している点

### <<概要>>

こどもから相談されたことは「No (できない)」と言わず一緒に考えていくという姿勢を持ち、「人」として支援する、また、就労支援では本人のペースを重視しゆっくりと力をつけ困ったことは必ず相談してもらうよう心掛けている、施設においては大人不信のこどももいるため、困ったときに自分でSOSを出せるような意識付けや子育て支援活動中はこどもにとつて心温まる時間にしてあげられるよう心掛けている、といった話がありました。

### <<その他の意見一例>>

- ・マナー講座を開いて、社会に出る準備もしている
- ・施設の子でも将来のためにアルバイト先へ自ら連絡するようにし、アルバイトの継続が、人間関係を作る能力向上や社会の厳しさを学ぶためにも必要で、それが本人の居場所にもなる
- ・見守り続けること。日常的に普通の家庭がされるようなことを行う
- ・親子分離された家庭の親には振り返りをしてもらう。親への指導はなかなか難しい
- ・こどもが幸せになれるように、こどもの権利を尊重して活動している
- ・保護者へも自己を尊重して、自己肯定感を持って幸せになれるように話をしている
- ・子育ての悩みはだいたい自分の思い通りにならないことが悩みなので、それを理解してもらうこと
- ・チャットでも何でも誰かに自分の悩みなどを話すことが大事

## 3. 伊勢市の子育て環境や行政への課題・要望について

### <<概要>>

こどもが家で学習できないような片付けが全くできていない状態の家庭への改善指導ができるようになること、行政が要支援者への支援内容の線引きを急ぎすぎること、NPO法人との意思疎通が希薄になってきてること、補助金算定や支給についてもっと柔軟に対応してもらいたい、また、伊勢市で育ってよかったと感じているこどもや、託児付き講義が保護者のリフレッシュに繋がる、といった話がありました。

### <<その他の意見一例>>

- ・小学校のうちは、学区内の児童館しか行けない
- ・補助金等の算定は件数しかみられない。「連携」（時間など）は算定に入らない
- ・施設のこどもへの補助金について支給がもう少し早いとありがたい

## 4. こどもや若者にとって大切なことは何か

### <<概要>>

自分以外の人との「つながり」や育った環境が重要で、のんびり過ごせる場所や放課後の居場所、また親も生活のしづらさや孤独感を抱えているため親の居場所も必要。また、こどもたちが「大切にされている」と感じる経験は将来に重要な役割を果たす、といった話がありました。

<<その他の意見一例>>

- ・他の関係機関との連携において、子どもが中学校を卒業するとその子どもの状況を把握できる情報がなくなるので、高校に行っても情報が来るといい
- ・関係機関同士で支援内容が把握できていると連携がしやすい
- ・ヤングケアラーの把握は難しいが、虐待もヤングケアラーの児童もとにかく初期のうちから発見することが重要であり、病気と同じで早期発見、早期対応が必要

## 4 計画策定に向けた主な課題

### (1) 子どもの権利の理解促進

社会全体として子どもの権利に対する理解が十分でないため、子どもの権利を侵害する形で虐待やネグレクト\*が発生し、子どもの権利が十分に尊重されていないケースが存在します。そのため、子どもの自己表現や自己決定の機会が制限されることがあります。

→ 教育プログラムの充実や情報提供、大人の権利意識改善への取組が必要。

### (2) 子育て支援サービスの充実

本市の出生数や年少人口は減少傾向にありますが、女性全体の就業率が上昇を続ける中、核家族化の進展により日常的に子育てを手助けしてもらえる世帯が少なくなってきており、教育・保育の需要は高まっています。また、希望する結婚や出産を後押しし、仕事との両立を図りながら安心して子育てできる環境を整備することが課題となっています。

→ 各教育・保育サービス\*の提供体制を確保し、多様な子育て支援サービスの充実が必要。

### (3) 子どもの健全育成

国の放課後児童対策パッケージ\*では、放課後児童クラブの受け皿整備等の推進以外に、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための多様な居場所づくりを推進するための積極的な取組が求められています。また、アンケート調査においても、安心できる居場所がある人の割合は国の目標値を下回っています。

→ 放課後児童クラブの定員拡充や質の向上、安心した居場所づくりが必要。

#### (4) 若者の自立や社会性を育む取組

若者の価値観の多様化等により若者の社会参画意識が低下し、地域とのつながりが希薄化しています。また、各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要なスキルを身に着けるキャリア教育\*・就業能力開発の機会の充実が求められています。



こども・若者の社会的自立や社会性を育む環境の整備が必要。

#### (5) こどもや若者、その家族の状況に応じた支援

貧困の連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭や生活困窮家庭、ひきこもりやニートへの支援を進め、さらに自殺予防など、各家庭の課題に対応した支援が求められています。



各困難に対応するための「支援」の充実だけではなく、問題が生じないような「予防」策の充実が必要。

## 第3章

---

# こども・若者・子育て支援の 基本的な考え方

## 第3章 こども・若者・子育て支援の基本的な考え方

### 1 計画の基本的な考え方

#### 1-1 基本理念

こどもは社会の希望であり、生まれながらに無限の可能性を秘めた、未来をつくるかけがえのない存在であるとともに、こどもの幸せは社会全体の願いです。

こどもは権利の主体であることを認識した上で、こどもの基本的人権を尊重し、現在と未来の「こどもの最善の利益」を最優先に考え、子育ての第一義的責任を有する保護者を支援していくことが重要です。虐待、いじめ、犯罪・事故などからこどもを守り、困難な状況にあるこどもを誰一人取り残さず、きめ細かな支援を進めなければなりません。

こどもの意見を尊重し、一人ひとりの個性を大切にして、健やかな育ちを等しく保障し、夢や希望を持って、将来を切り開くチャレンジを後押していくことが必要です。そして、若い世代が、仕事と生活を調和させながら社会で活躍し、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを進め、子育てやこどもの成長に安心と喜びを感じることができる支援をしていくことが重要となります。

本市では、すべてのこどもが将来にわたって幸せに生活できる“こどもまんなか社会”を実現するために、市民、行政、団体や企業、地域コミュニティをはじめ、地域社会全体でこどもの成長をはぐくみ、子育てを支え合えることをめざします。こどもの意見が尊重され、社会の様々な活動に参画し、子育て家庭も地域の様々な人々とつながりを持ち、地域社会の絆を大切にしていく、みんなが手をつないでこども・若者がかがやき笑顔で過ごせるまちづくりを進めます。

本計画では、これらを踏まえ、次の基本理念を掲げます。

‘‘  
こどもの想いが実現する

えがお  
笑顔あふれるまち いせ  
伊勢

## 1－2 基本的な方針

---

国がめざす、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた基本的な方針として6つの柱を本市でも掲げます。

### (1) こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

### (2) こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと

こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。

### (3) ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること

こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

### (4) 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。

### (5) 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚や子育てに関する希望の形成と実現を阻む困難の打破に取り組む。

### (6) こども施策の総合的・一体的な実行

こども施策を総合的・一体的に実行し、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を行う。

## 1－3 ライフステージごとの支援

---

第2期計画からの基本方針を踏まえ、ライフステージにあわせた支援を行い、こどもまんなか社会の実現に向けて取り組みます。

### I 妊産婦への支援

妊婦の心と体の健康は、出産時の安全性確保や生まれてくる子どもの発育に大きな影響を与えます。また、家族の協力や保健・医療による支援のもとに妊娠・出産することは、より良い子どもの育成環境を生み出します。

妊産婦への支援については、妊産婦が安心して子どもを産み育てるために保健事業の充実と啓発を行います。

### II 乳幼児期の支援

乳幼児期は、子どもの健やかな成長や正しい生活習慣づくりの基礎となる重要な時期です。しかし、核家族化や親の就労形態の多様化などにより、親の子育てに対する精神的、身体的、さらに経済的な負担感や不安感は増大しています。

乳幼児期については、子育て家庭の多様な就労形態や保育ニーズに対応した教育・保育サービスの提供や、地域の子育て支援体制の強化を図ります。

### III 学童期・思春期の支援

学童期は、多くの人との交流や集団生活・活動を通じて社会性や自主性を身につける重要な時期です。また、いじめや不登校など、子どもの心のケアや心の教育が求められる時期もあります。

また、思春期は、家族への愛情を理解するとともに、人間性を高め、次世代の親として自立していくために重要な時期です。

学童期から思春期については、子どもの居場所づくりに取り組み、子どもの健全育成活動を推進するとともに、学校教育における教育・指導内容の充実を推進し、次世代の親となるための基礎づくりを支援します。

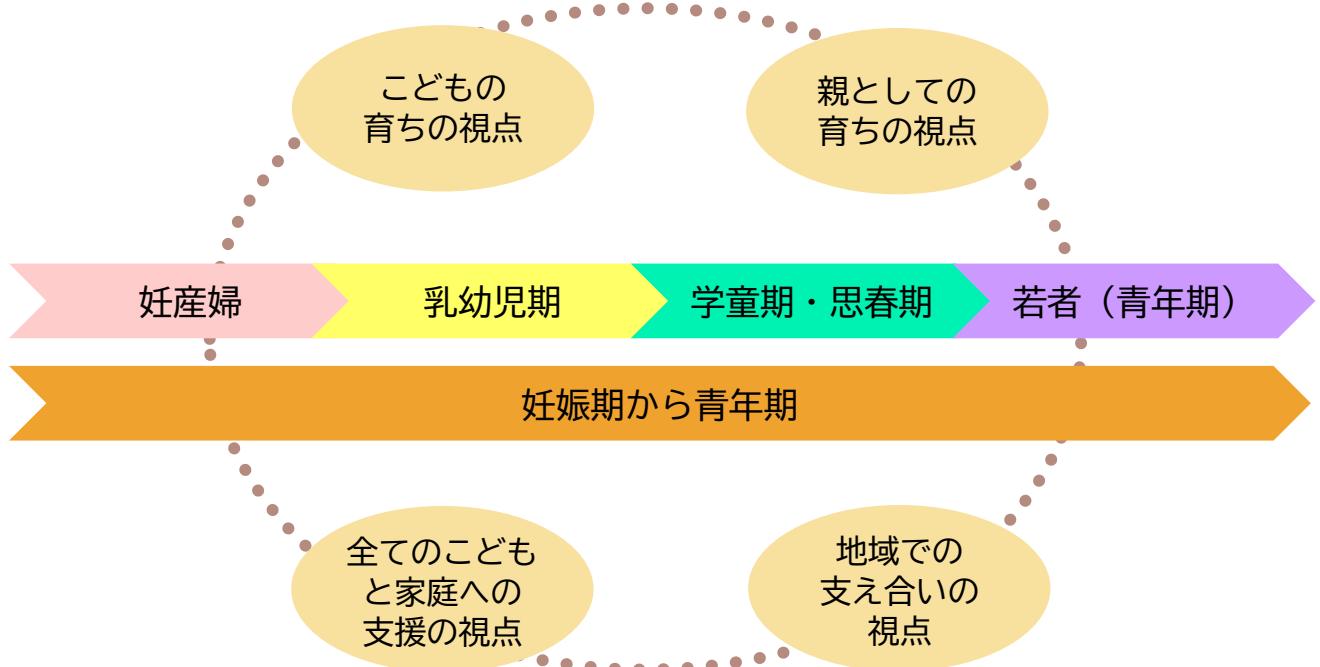
### IV 若者（青年期）への支援

青年期は、肉体的・心理的・社会的变化が著しい一方で、個人としての自立に向けた重要なステップを踏む期間であり、社会全体で若者の成長を支えるような取組や環境整備が重要となります。

若者（青年期）への支援については、社会全体で若者の成長を支える環境を整備し、教育・キャリア・生活スキル指導、心理ケア、健康管理の支援等を行い、困難を抱える者に対しきめ細やかな支援を行います。

## V 妊娠期から青年期を通しての支援

妊娠期から青年期を通しての支援は、こども・若者がいる家庭が抱える個々の事情に応じた相談支援を行い、悩みや不安の解消に努め、家庭の状況や子どもの特性にあわせた適切な支援を行っていきます。また、子どもが事件や事故の被害にあわないよう、地域での安全対策に取り組みます。

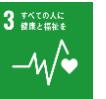
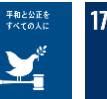


各ライフステージにおける年齢は、次のとおりです。

- ・乳幼児期 0歳から6歳(就学前)まで
- ・学童期 6歳(就学後)から12歳(小学校卒業)まで
- ・思春期 10歳ごろから18歳ごろまで
- ・青年期(若者) 18歳ごろから概ね30歳まで

## 2 施策の体系

基本方針	基本施策	個別施策
I 妊産婦への支援	  	<p>(1) 妊産婦の健康管理・健康づくり</p> <p>妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査の充実 妊娠出産支援事業 産後ケア事業 妊産婦訪問指導 不妊不育治療の支援の充実</p>
II 乳幼児期の支援	   	<p>(1) 幼児期の教育・保育の充実</p> <p>幼児教育の質の向上 保育所における保育の充実 幼稚園・保育所の認定こども園化の支援 保育料の適正化 実費徴収に係る補足給付を行う事業</p>
	<p>(2) 多様な保育サービスの提供</p>	<p>一時保育事業（預かり保育）の充実 子育て短期支援事業（ショートステイ） 延長・休日保育の充実 病児・病後児保育の充実 ファミリー・サポート・センター事業の充実 こども誰でも通園制度</p>
	<p>(3) 幼稚園・保育所等と小学校との連携</p>	<p>幼稚園・保育所等と小学校との連携強化</p>
	<p>(4) 乳幼児の健康管理の支援</p>	<p>赤ちゃん訪問の充実 乳幼児の健康教室 乳幼児の健康診査・訪問指導</p>
	<p>(5) 子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援</p>	<p>子育て支援センターの充実 子育てサークルの育成・支援 乳幼児期の家庭での教育に関する意識の向上 乳幼児の事故予防 園庭開放の活用</p>
	<p>(6) 経済的負担軽減の支援</p>	<p>児童手当 チャイルドシートの一時レンタル事業 親子3人乗り自転車のレンタル事業</p>

基本方針	基本施策	個別施策
III 学童期・思春期の支援	       	放課後児童クラブの充実 放課後子ども教室の充実 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の校内交流型による事業実施 児童館事業の充実 中学生・高校生が自主的に活動できる場の提供 こども食堂の推進
	(1) 学童期・思春期の子どもの居場所の確保	地域・関係機関と学校の連携強化 体験的活動の充実 心の教育の推進 子どもの心のケアの充実 不登校対策の推進
	(2) 学校教育の充実	食育推進事業 禁煙・受動喫煙防止啓発
	(3) 基本的な生活習慣の形成	人権教育子ども輝きプラン総合推進事業 児童生徒教育活動支援事業 郷土教育の推進 次世代のための文化芸術推進事業 学校等における男女共同参画教育の推進
	(4) 豊かな人間性の育成	伊勢市ボランティア活動推進事業 明るい選挙啓発の推進 いせミライプロジェクト推進事業 主権者教育連携事業 こども・若者の意見表明・社会参画の取組
	(5) 社会参画の促進	青少年健全育成活動推進事業（市民会議） いじめ防止の取組
	(6) 家庭・地域・学校の連携	青少年健全育成活動推進事業（相談センター） 社会を明るくする運動（再犯防止の推進）
	(7) 非行・犯罪への対策と子ども・若者への支援	学校生活支援事業・学校教育支援事業
	(8) 特に配慮が必要な子ども・若者への支援	キャリア教育の推進
IV 若者（青年期）への支援	   	皇學館大学CLL活動との連携 地域スポーツへの若者の参画 自主グループ等への支援（おはなし会） こども・若者の意見表明・社会参画の取組
	(1) 社会参画・社会貢献の促進	若年求職者等の支援 女性の就労・能力開発のための支援 就業体験の促進
	(2) 就労支援	障がい者雇用の啓発 福祉施設等から一般就労への移行等
	(3) 障がいのある若者への支援	ひきこもり支援推進事業
	(4) ひきこもり支援	出会い・結婚支援事業
	(5) 出会いや結婚への支援	出会い・結婚支援事業

基本方針	基本施策	個別施策
▼妊娠期から青年期を通しての支援	       	
	(1) 子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援	ワーク・ライフ・バランスの促進 男性の家事や育児への参加啓発 育児休業の取得促進
	(2) 要支援児童と家庭への支援	養育支援訪問事業 外国人在住者への支援・配慮 児童虐待防止の支援の充実 子どもの自立に向けた支援 多胎育児家庭への支援 メンタルパートナーの養成 子育て世帯訪問支援事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業
	(3) 障がいのあるこどもと家庭への支援	特別支援教育の推進 障がいのある子どもの教育・保育の充実 障がいのあるこどもと家庭への支援 医療的ケア児への支援
	(4) こどもの貧困の解消に向けた対策の充実	教育の支援 生活の支援 保護者への就労支援 経済的支援 包括的かつ一元的な支援
	(5) ひとり親家庭への支援の充実	子育て・生活支援の推進 就業支援の推進 養育費確保の支援 経済的支援 ひとり親家庭等を支える環境づくり
	(6) 健康づくりの推進	健康づくりのための普及啓発 栄養指導 歯科保健の推進 感染症の予防
	(7) 人権啓発・男女共同参画の推進	人権尊重啓発の推進 さまざまな人権問題に関する啓発 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実
	(8) 地域で取り組む交通安全と防犯対策	地域の自主防犯意識の高揚 防犯環境の整備 交通安全の啓発活動の充実 犯罪情報の周知徹底 暴力を許さない社会の意識づくり
	(9) 相談支援・情報提供の充実	利用者支援事業 地域子育て相談機関 民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・助言活動の推進 子育て支援の取組に関する情報発信の強化 親育ち支援の充実 子どもの権利擁護の推進 子ども家庭相談 伊勢市つながりサポートリスト

### 3 重点施策と成果指標

今後、特に必要性の見込まれる施策を重点施策として設定し、成果指標として目標値を定め、その達成状況について評価・検討を行います。

#### (1) 子どもの権利を守る

子どもの権利を擁護し、子どもたちの笑顔を守っていく取組として、子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されないよう貧困の解消に向けた取組・児童虐待防止の支援を充実します。また、子どもや若者の意見表明の機会を確保し、子どもの権利保障を推進します。

#### (2) 妊娠期から幼児期の切れ目のない支援

妊娠出産支援事業を中心に、安心して妊娠・出産・子育てができるよう保健師、助産師がママをサポートします。また、子育て支援センター<sup>\*</sup>の充実を図り、乳幼児期における育児の不安や悩みの相談、子育て支援事業の情報提供を行います。

#### (3) 子どもの豊かな人間性の育成と居場所づくり

子どもたちが健やかに豊かに成長するため、基本的な生活習慣の形成や郷土教育、文化継承、人権学習の事業を進め、また、放課後児童クラブの充実や子どもたちが遊び、学び、交わることができる居場所づくりを進めます。

#### (4) こども・若者の社会的自立の支援

地域や学校での実践活動、ボランティア体験を通じて若者の社会参画を促し、キャリア教育・就労能力開発にも注力します。加えて、就労支援やインターンシップ<sup>\*</sup>の機会も提供し、若者の自立と社会参画を支援します。

#### (5) 困難を有するこども・若者への支援

経済的に困難な家庭やひきこもりなどの個別の困難に対応した支援体制を充実させます。また、相談機関の連携を強化し、他関係機関とのネットワークを充実させ、問題の早期発見と解決、問題が生じないよう予防に努めます。

【計画全体の成果指標（アンケート調査結果等）】

評価項目		現状値	目標値
①今、幸せだと思う割合	中 高 生	93.5%	95.0%以上
	若 者	92.7%	95.0%以上
②子育てに関して不安や負担を感じないと思う割合	就学前保護者	49.8%	60.0%以上
	小学生保護者	44.3%	55.0%以上
③家や学校以外に安心できる居場所がある割合	中 高 生	78.5%	80.0%以上
	若 者	78.7%	80.0%以上
④自分の将来について明るい希望があると思う割合	中 高 生	70.7%	80.0%以上
	若 者	63.8%	80.0%以上
⑤伊勢市が子育てをしやすい市だと思う割合	就学前保護者	71.7%	80.0%以上
	小学生保護者	75.0%	80.0%以上

（「そう思う」・「どちらかというとそう思う」の回答を合わせた割合）

## 第4章

---

# こども・若者・子育て施策の展開

## 第4章 こども・若者・子育て施策の展開

### I 妊産婦への支援

#### (1) 妊産婦の健康管理・健康づくり

妊婦の心と体の健康は、出産時の安全性確保や生まれてくる子どもの発育に大きな影響を与えます。また、家族の協力や保健・医療による支援のもとに妊娠・出産することは、より良い子どもの育成環境を生み出します。妊産婦が安心して子どもを産み育てるために保健事業の充実と啓発を行います。

めざす姿

安全な妊娠・出産のために、健診を進んで受けるとともに、正しい健康づくりの知識を妊産婦・家族が習得できるよう、医療機関や家族との連携を含めた保健事業が展開されている。



#### (1) 妊産婦の健康管理・健康づくり

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
妊婦健康診査、 妊婦歯科健康診査 の充実	妊婦の健康を守り、安心して出産に臨めるよう、医療機関と連携し、妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査を実施します。母子健康手帳交付時に必要性等を周知します。	妊婦健診の受診方法や助成の仕方について全妊婦に周知する …100% 【確保方策】 (妊婦健康診査) 第5章2-3(1)	健康課
妊娠出産支援事業	安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期への切れ目のない支援を実施します。母子健康手帳交付時、妊婦やその家族の状況に応じて必要な支援につなげるためのサポートプランを妊婦全員に作成し、伴走型相談支援*の充実と母子の健康の保持増進を図ります。また、こども家庭センター*における母子保健の相談機能を担い、母子保健と児童福祉の相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援体制を強化します。	サポートプラン 実施率…100% 【確保方策】 (妊婦等包括相談 支援事業) 第5章2-3(17)	健康課

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
産後ケア事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない産婦の健康診査の実施及び支援が必要な産婦への産後ケア事業を実施します。	対象者への実施率 …100% 【確保方策】 (産後ケア事業) 第5章2-3(19)	健康課
妊娠婦訪問指導	妊娠届出時の面談で孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や妊婦健診未受診の妊婦に対し安心して妊娠期を過ごせるよう、保健師や助産師が電話や家庭訪問を行い、個々の妊娠経過に応じたきめ細やかな相談支援を実施します。	必要な家庭への訪問実施率 …100%	健康課
不妊不育治療の支援の充実	不妊不育治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊不育治療に要する費用の一部を助成します。また、県の不妊相談センターの紹介や医療機関と連携を図り不妊不育に関する相談に応じます。		健康課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

## II 乳幼児期の支援

(1) 幼児期の教育・保育の充実

(2) 多様な保育サービスの提供

(3) 幼稚園・保育所等と小学校との連携

(4) 乳幼児の健康管理の支援

(5) 子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援

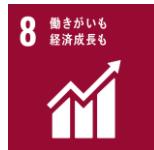
(6) 経済的負担軽減の支援

乳幼児期は、子どもの健やかな成長や正しい生活習慣づくりの基礎となる重要な時期です。しかし、核家族化や親の就労形態の多様化などにより、親の子育てに対する精神的、身体的、さらに経済的な負担感や不安感は増大しています。

これらに対応するため、子育て家庭の多様な就労形態や保育ニーズに対応した教育・保育サービスの提供や、地域の子育て支援体制の強化を図ります。

めざす姿

子育て家庭の多様な就労形態や保育ニーズに対応できるよう、乳幼児期の教育・保育サービスが充実している。



### (1) 幼児期の教育・保育の充実

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
幼児教育の質の向上	研修や他の幼稚園との交流を通じて、幼児教育関係者の資質の向上を図るとともに、幼児教育に対する地域の理解を深められるよう、情報提供や交流、教育成果の発表の場づくりなど開かれた園づくりを進めます。	乳幼児教育専門講座開催…1回	教育研究所 学校教育課

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
保育所における保育の充実	保育所における自己評価を推進するとともに、保育士などの資質・専門性向上のため、保育所内外の研修に積極的に取り組みます。また、幼稚園や私立園との合同研修の機会を設けます。	研修会開催回数 …10回 (幼稚園及び私立園との合同研修含む)	保育課
幼稚園・保育所の認定こども園化の支援	既設の認定こども園における状況を十分検証しながら、市内全体の教育・保育施設の適正配置を考慮しつつ、地域の状況に応じて認定こども園化を検討します。また、私立施設の認定こども園化の意向を尊重し、認定こども園に関する情報提供や助言を適宜行うなどにより移行を支援していきます。		保育課 学校教育課 教育総務課
保育料の適正化	経済状況などを勘案し、多子世帯やひとり親世帯に配慮した保育料を設定します		保育課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案し、幼稚園を対象に保護者が支払う給食費の副食費相当額の費用を助成します。	対象世帯への支給率 …100% 【確保方策】 (実費徴収に係る補足給付を行う事業) 第5章2-3(12)	教育総務課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

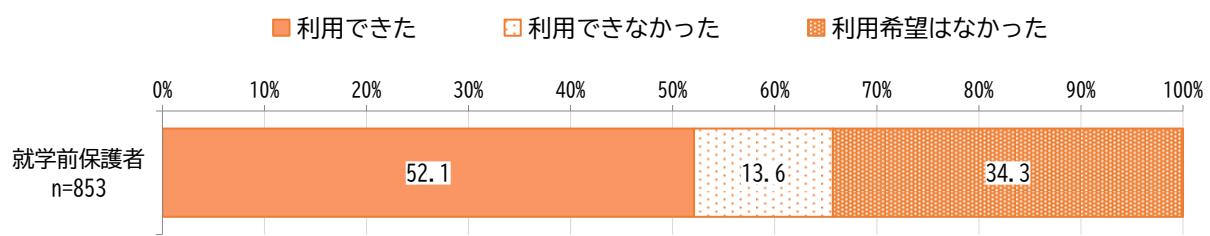
## (2) 多様な保育サービスの提供

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
一時保育事業 (預かり保育) の充実	保護者のニーズに応じるために、公立幼稚園の実情にあった預かり保育を実施します。 また、一時的に保育が必要となったこどもを保育所などにおいて預かるサービスの充実を図ります。	公立幼稚園での預かり保育実施率 …100% 一時保育実施か所数 …9か所 【確保方策】 (一時預かり事業) 第5章2-3(2)	教育総務課 保育課
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	一時的に児童の養育が困難になった家庭へ子育て短期支援事業（ショートステイ）の適切な提供を実施します。	実利用人数…12人 【確保方策】 (子育て短期支援事業) 第5章2-3(3)	福祉総合支援センター
延長*・休日保育の充実	保護者ニーズを満たす延長・休日保育の提供体制を維持し、サービスの充実を図ります。	延長保育実施か所数 …12か所 休日保育実施か所数 …2か所 【確保方策】 (延長保育事業) 第5章2-3(4)	保育課

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
病児・病後児保育の充実	子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援するため、病児・病後児の保育環境を確保し、安心して子育てができる環境の整備を進めます。	実施か所数…1か所 【確保方策】(病児・病後児保育事業) 第5章2-3(5)	子育て応援課
ファミリー・サポート・センター*事業の充実	安定した預かりサポートの提供につなげられるよう提供会員数の確保に努めます。また、多様な需要に応えられるよう体制を整えるとともに、利用時の利便性の向上を図ります。	会員数（提供会員・両方会員の合計）…80人 【確保方策】(ファミリー・サポート・センター事業) 第5章2-3(6)	子育て応援課
こども誰でも通園制度*	令和8年度から開始されることも誰でも通園制度について、地域のニーズを把握した受け入れ施設数を確保できるよう、公私立施設との調整を行います。	【確保方策】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 第5章2-3(18)	保育課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

就学前児童の保護者へのアンケート調査によると、これまでに、希望した時期に、希望した保育サービスを「利用できなかった」と回答している人が7人に1人程度（13.6%）みられます。平成30年度の前回調査と比較すると、「利用できた」割合はやや増加しているものの、「利用できなかった」の回答割合には大きな変化はみられず、さらなる保育サービスの充実が必要です。



### (3) 幼稚園・保育所等と小学校との連携

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
幼稚園・保育所等と小学校との連携強化	幼稚園・保育所等と小学校との連携強化を図り、途切れのない支援を行います。また、幼稚園・保育所等と小学校との交流の場の充実に努めます。	幼稚園・保育所等と小学校との情報交換・交流…100%	学校教育課 保育課

※ 表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

### (4) 乳幼児の健康管理の支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
赤ちゃん訪問の充実	新生児や生後 4 か月までの乳児のいる家庭へ保健師などの専門職が訪問指導を実施し、子育てを支援します。特に子育ての負担を感じ支援が必要な家庭には継続した支援を行います。	必要な家庭への訪問実施率…100% 【確保方策】 (乳児家庭全戸訪問事業) 第5章2-3(7)	健康課
乳幼児の健康教室	子育て支援センターにおいて、受講者の意見等を取り入れながら、子育てに関する各種講座を開催します。	講座受講者数 …7,500 人	保育課
	子どもの病気や健康に関する正しい知識を普及します。また、要請に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門職による健康教室を開催します。	子育て支援センターでの乳幼児の健康教室実施回数…14 回	健康課
乳幼児の健康診査・訪問指導	乳児期・幼児期に各種健診を実施します。健診の結果継続観察が必要な子ども、未受診者などを対象に、保健師が家庭訪問を実施します。		健康課

※ 表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

## (5) 子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
子育て支援センターの充実	こどもを連れて集まり子育てに関する相談や仲間づくりが行える場として、子育て支援センターのさらなる事業の充実を図ります。また、各子育て支援センターの利用者増に向け、遊具等の充実を図ります。	子育て支援センター設置か所数…6か所 【確保方策】 (地域子育て支援拠点事業) 第5章2-3(8)	保育課
子育てサークルの育成・支援	子育て支援センターや各地域の保育所が主体となって、仲間づくりができる子育てサークルの立ち上げや運営の支援を行います。		保育課
乳幼児期の家庭での教育に関する意識の向上	乳幼児期の家庭での教育の重要性を認識し、より良い親のあり方について、幼稚園・保育所等や子育て支援センター、生涯学習センター等における育児教室・相談などの機会を通じて、親としての意識を高めます。	家庭教育を応援するための講座数及び参加人数 …15講座 150人	社会教育課 学校教育課 保育課
乳幼児の事故予防	新生児訪問や幼児期の健診や教室などのあらゆる機会において、年齢に応じた具体的な事故予防対策についての学習機会を提供します。		健康課
園庭開放の活用	幼稚園・保育所等の開所時間を利用した園庭開放を活用して、親同士の仲間づくりを推進します。		学校教育課 保育課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

## (6) 経済的負担軽減の支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
児童手当	子育て家庭の経済的負担を軽減し、こどもの健全な成長を支援するため、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育する家庭に手当を支給します。		子育て応援課
チャイルドシートの一時レンタル事業	こどもの安全を守り、家族での子育てを応援するため、こどもの急な預かりや急病に伴う通院、市外からの家族の帰省の際などに、緊急・一時的な利用をサポートします。	利用者数…100人	子育て応援課
親子3人乗り自転車のレンタル事業	こどもの保育所や幼稚園などへの送り迎えや外出時の利便性を向上させるとともに、経済的負担を軽減するため、親子3人乗り自転車のレンタルを実施します。	レンタル利用率 …100%	子育て応援課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

### III 学童期・思春期の支援

- (1) 学童期・思春期の子どもの居場所の確保
- (2) 学校教育の充実
- (3) 基本的な生活習慣の形成
- (4) 豊かな人間性の育成
- (5) 社会参画の促進
- (6) 家庭・地域・学校の連携
- (7) 非行・犯罪への対策と子ども・若者への支援
- (8) 特に配慮が必要な子ども・若者への支援
- (9) 次世代の親の育成

学童期は、多くの人の交流や集団生活・活動を通じて社会性や自主性を身につける重要な時期です。また、いじめや不登校など、子どもの心のケアや心の教育が求められる時期でもあります。

思春期は、家族への愛情を理解するとともに、人間性を高め、次世代の親として自立していくための重要な時期です。

学童期から思春期については、子どもの居場所づくりに取り組み、子どもの健全育成活動を推進するとともに、学校教育における教育・指導内容を充実させ、次世代の親となるための基礎づくりを支援します。

めざす姿

全ての子どもが安心・安全に活動できる場があり、学校生活や地域活動を通じて、「豊かな人間性」を育む環境が整っている。



## (1) 学童期・思春期の子どもの居場所の確保

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
放課後児童クラブの充実	<p>放課後に保護者のいない家庭の小学生を対象とする放課後児童クラブ事業の充実に努め、仕事と子育ての両立できる環境づくりを進め、放課後児童の居場所を確保します。</p> <p>また、放課後児童支援員等が保育に関する有益な研修等を受講できるよう取り組み、保育の質の向上を図ります。</p>	利用充足率…100% <b>【確保方策】</b> (放課後児童健全育成事業) 第5章2-3(9)	子育て応援課
放課後子ども教室*の充実	<p>放課後児童クラブ・放課後子ども教室の運営等に関わる実務者と連携を図り、地域の方々の参画を得ながら、特別な配慮を必要とする児童への対応を含め、放課後子ども教室の充実及び計画的な実施を行います。</p> <p>また、各小学校等と学校施設の活用について調整を行い、小学校の余裕教室や公共施設などを活用します。</p>	実施日数…100日	社会教育課
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の校内交流型*による事業実施	校内交流型事業の実施に係る地域への説明と協力依頼を行い、地域の方々の参画を得ながら事業を実施します。	事業実施か所 …5小学校区	社会教育課 子育て応援課
児童館事業の充実	児童が興味を持つイベントを実施し、施設内遊具を充実するなど、児童館・児童センターの機能強化を図ります。また、地域住民や地域の各種団体と協力したイベントを企画実行し、地域と連携した施設づくりを進めます。		子育て応援課
中学生・高校生が自動的に活動できる場の提供	地域の児童館等における青少年の受け入れと活動支援を推進するとともに、世代間交流や各種イベントを通じて、青少年が活動できる場を提供します。		社会教育課 子育て応援課
こども食堂*の推進	地域の団らんの場所であるこども食堂について、さまざまな機会を捉えて情報発信し、子どもの居場所づくりの取組を推進します。		子育て応援課

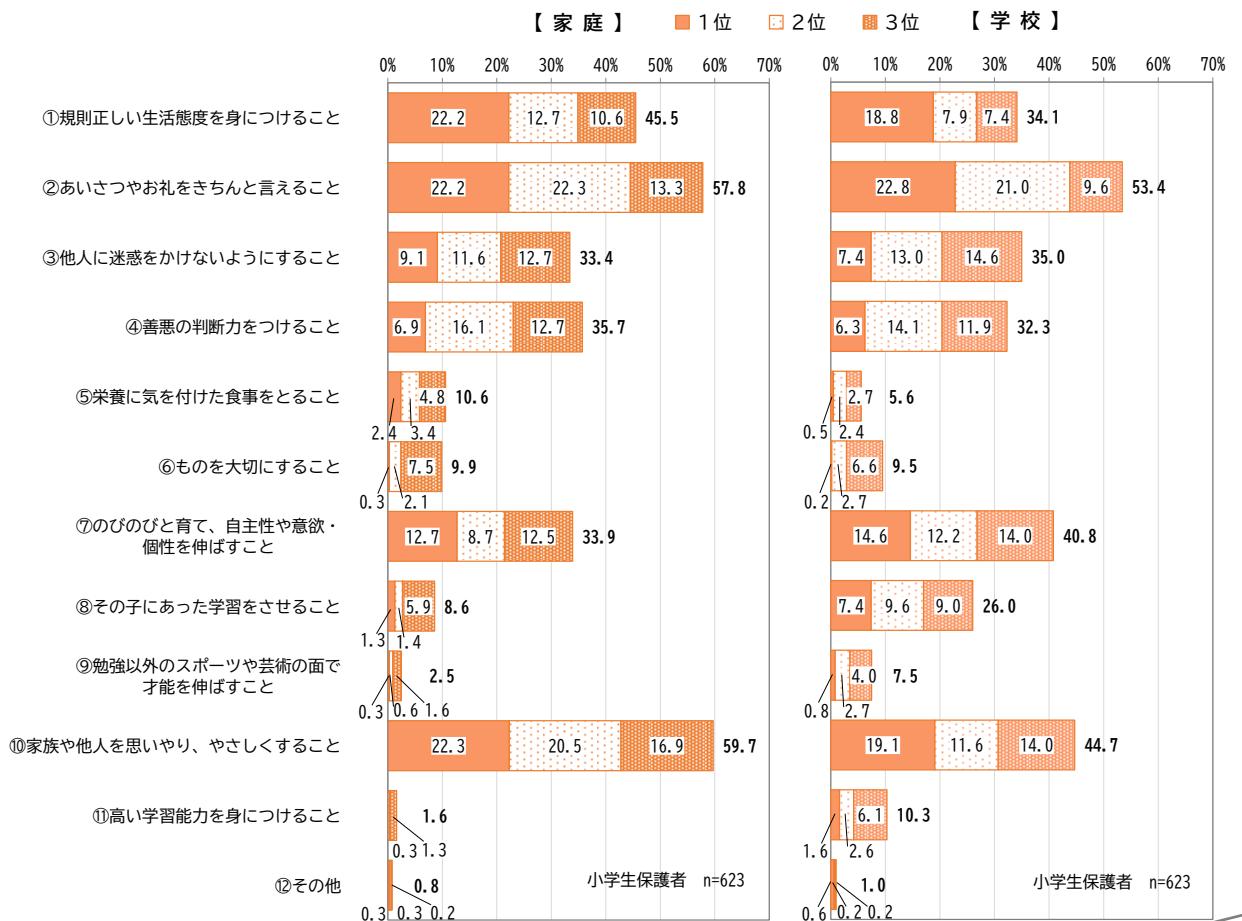
※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

## (2) 学校教育の充実

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
地域・関係機関と学校の連携強化	地域・関係機関と学校が相互理解を深め、支援しあえるよう学校開放デーを計画する、学校評議員から意見を聞く、保護者アンケートの結果を公表する、学校保健委員会を活用するなど、開かれた学校づくりに努めます。また、市内の中学校にコミュニティ・スクール*を導入します。		学校教育課
体験的活動の充実	地域とのふれあい活動、自然や環境に関する活動、文化体験の活動、ボランティア活動など、地域の協力も得ながら体験活動の充実をめざします。		学校教育課
	小学校低学年を対象に、バスの乗り方や車内でのマナーなどを学ぶ教室を開催します。バスの乗車体験を通じて、地域公共交通への興味や理解を深めることをめざします。		交通政策課
心の教育の推進	道徳や人権学習の時間だけでなく、教科や特別活動の時間を含めたあらゆる教育活動を通じて、地域と連携した体験活動を取り入れるなど、「心の教育」を推進します。	教育講演会…1回 教職員研修講座…15回 乳幼児教育専門講座…1回 出前講座『情報モラル教育等』開催…50回	教育研究所
子どもの心のケアの充実	子育ての悩み、不登校、いじめ、学校生活のことなどの不安について、子どもやその保護者に対するカウンセリングや相談など、学校と関係機関が連携し、状況に応じたきめ細かなケアができる体制を整備します。 また、子ども家庭支援ネットワーク*を通じた関係機関との連携、子どもやその保護者に対する相談支援を実施します。		教育研究所 福祉総合支援センター
不登校対策の推進	不登校児童生徒の社会的自立をめざした総合的な支援として、教育支援センターNESTを中心に、不登校の要因や支援方法の研究、不登校の子どもに対する相談や家庭訪問、専門家によるカウンセリング及びスポーツなど体験活動を通じた心のケア、保護者に対する啓発活動など、総合的な対策を実施します。 小学校に別室(ねすとルーム)を設置し、支援員(ねすとルームセンター)を配置することで、増加する不登校傾向児童への多様な居場所づくりの確保と早期対応をしていきます。	NEST 未来サポート研修会…2回 子ども未来サポート会議…2回 ホッと Line NEST …2回	教育研究所

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

小学生の保護者へのアンケート調査によると、家庭で大切にしていることは「家族や他人を思いやり、やさしくすること」、学校で大切にしてほしいことでは「あいさつやお礼をきちんと言えること」が最も多くなっています。教育に対する家庭の意識や期待の変化も見据えながら、これらに応えていくことが必要です。



### (3) 基本的な生活習慣の形成

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
食育推進事業	「伊勢市食育推進計画」に基づき、こども・若者が生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎を作り、将来にわたって健康に生活していくよう、家庭、地域との連携を図りつつ食育を推進します。	毎日朝食を食べている児童生徒の割合 小学校…98.0% 中学校…95.0%	学校教育課
禁煙・受動喫煙防止啓発	禁煙、受動喫煙防止の啓発を目的に、小学生とその保護者を対象にリーフレットを配布し、小学校の授業での活用や保護者に対し、知識の普及や理解の促進を図ります。		健康課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

#### (4) 豊かな人間性の育成

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
人権教育子ども輝き プラン総合推進事業	すべての学校で人権教育の課題を明確にし、指導体制を確立して、その推進を図ります。また、こどもたち一人ひとりを大切にする教育を充実させるとともに、指導内容を研究し、人権感覚の醸成を図ります。		学校教育課
児童生徒教育活動 支援事業	自然や環境、伝統文化、福祉やボランティア等に関する体験学習など、創意工夫を生かした学習活動を通して、こどもが自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ等、豊かな心を育むことを目的とする取組を支援します。		学校教育課
郷土教育の推進	各小中学校において、こどもたちが地域の自然や環境、歴史、文化、伝統行事等について興味を持って学び、地域社会の一員としての自覚や、郷土に対する誇り・愛情を育み、受け継がれてきた伝統や文化への関心が高まるよう、副読本・歴史資料の効果的な活用を呼びかけ、郷土教育の推進を図ります。	地域の自然や歴史、文化、伝統行事等に関する学習を行っている小中学校の割合…100%	教育研究所
次世代のための 文化芸術推進事業	こどもたちに芸術・文化活動の楽しさや素晴らしさを知る機会を提供することで、豊かな心と感性を育み、次世代に文化を継承すること等を目的に、文化芸術体験講座や伊勢市短詩型文学祭などの各種事業を実施します。	文化芸術体験講座 …80 講座	文化政策課
学校等における 男女共同参画教育 の推進	性別にかかわりなく個性と能力を発揮できるように、こどもの頃からの学習や学校等における教育活動全体を通じて、性別にとらわれない生き方や働き方を示す等、男女共同参画について学ぶ機会の提供に努めます。また、日常的にこどもたちと多くの時間を過ごす教職員等や保護者においても男女共同参画意識が高まるよう、研修等の取組を進めます。		学校教育課

※ 表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

## (5) 社会参画の促進

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
伊勢市ボランティア活動推進事業	市民が主体的に地域課題を把握し、課題を解決するための地域づくりの支援の充実を図ります。	夏休みちょっと福祉体験*の参加者数（実人数）…90人	福祉総合支援センター
明るい選挙啓発の推進	明るい選挙及び公正な選挙の実現をめざすとともに、有権者の政治意識の高揚と投票率の向上を図るために、小学生・中学生・高校生のポスター作品のコンクールを開催し、啓発に努めます。	ポスターコンクール作品数…120件	選挙管理委員会事務局
いせミライプロジェクト推進事業	地域活動人口の増加につなげるため、高校生が自らまちづくり活動を行う事業を実施します。		市民交流課
主権者教育連携事業	未来の有権者に選挙に関心を持つもらうため中学校の生徒会役員選挙の協力の他、高校での出前授業や模擬投票を開催します。	中学校…3校 高校…3校	選挙管理委員会事務局
こども・若者の意見表明・社会参画の取組	こども・若者が安心して意見を述べる場や機会を提供し、社会づくりに参画できるよう取り組みます。		子育て応援課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

## (6) 家庭・地域・学校の連携

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
青少年健全育成推進事業（市民会議）	青少年の保護及び健全な育成のため、広報・啓発及び調査研究等、青少年健全育成の推進に必要な事業を伊勢市青少年育成市民会議に委託し、各中学校区単位で組織された青少年健全育成協議会による地域に密着した青少年健全育成活動を支援します。	青少年健全育成に関わる方を対象にした研修会を年1回開催する。	社会教育課
いじめ防止の取組	各校に「伊勢市いじめ防止基本方針」の周知を図り、「伊勢市いじめ問題対策連絡協議会」「伊勢市いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめの未然防止と早期発見、いじめが起きた際の対処を迅速に行えるように取り組みます。		学校教育課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

## (7) 非行・犯罪への対策とこども・若者への支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
青少年健全育成推進事業(相談センター)	<p>こどもたちが安心安全に外出できるよう青色回転灯車両によるパトロールを行い、不審者対策に努めます。</p> <p>また、伊勢市青少年相談センターを設置し、青少年の非行について早期発見、早期指導及び青少年に関する相談並びに情報の収集などを行います。さらに、関係機関及び団体等との協力体制を確立し、合同活動の拠点として青少年の非行防止を図り、健全な育成に寄与することを目的に運営を行います。</p>	週1回（小学校の長期休業中を除く）	社会教育課
社会を明るくする運動(再犯防止の推進)	<p>法務省の主唱により、伊勢保護司会、伊勢市更生保護女性会、その他関係機関などで構成される推進委員会が、毎年7月を中心に青少年の非行・被害防止と罪を犯した者の更生、援助のための地域活動について、広く市民の理解と協力を得ることを目的に啓発活動を実施します。</p>	市内小中学校へ作文コンテスト依頼件数 …全校	福祉総務課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

## (8) 特に配慮が必要なこども・若者への支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
学校生活支援事業・学校教育支援事業	<p>特別支援教育*の充実のため、特別支援学級や通常学級に在籍するこどもたちの生活面や学習面の支援を行う学習支援員や医療的ケア*を行う看護師を配置し、個に応じたきめ細かな教育体制づくりを推進します。また、教育支援ボランティアを配置し、こどもたちの学習支援や日本語の指導、図書館運営、部活動などの支援を行い、教育活動の充実を図ります。</p>		学校教育課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

## (9) 次世代の親の育成

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
	様々な教育活動にキャリア教育の視点を取り入れ、こどもたちが自分の将来に夢や目標を持ち、働くことや職業についての理解を深めることができます。また、地域・企業等と連携して職場講話、職業体験等の学習を進めます。		学校教育課
キャリア教育の推進	学生に対してオープンカンパニー*や就業体験機会の場を設けます。また、大学生等が市内企業のインターンシップに参加した際、交通費と宿泊費に対して補助を行います。	インターンシップ 参加奨励補助…30件	商工労政課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

## IV 若者（青年期）への支援

- (1) 社会参画・社会貢献の促進
- (2) 就労支援
- (3) 障がいのある若者への支援
- (4) ひきこもり支援
- (5) 出会いや結婚への支援

青年期は、肉体的・心理的・社会的变化が著しい一方で、個人としての自立に向けた重要なステップを踏む期间であり、社会全体でこども・若者の成长を支えるような取組や环境整备が重要となります。

若者（青年期）への支援については、教育・キャリア・生活スキル指導、心理ケア、健康管理の支援等を行い、困難を抱える者に対しきめ細やかな支援を行い、社会全体で若者の成長を支える环境を整備します。

めざす姿

全てのこども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができる



### (1) 社会参画・社会貢献の促進

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
皇學館大学 CLL 活動との連携	皇學館大学生が地域課題解決を体験的に学ぶ CLL 活動*の場を提供し、地域の課題を自らの課題として捉え行動できる若者の養成を支援します。		企画調整課
地域スポーツへの若者の参画	インクルーシブスポーツ*や市内小中学生を対象としたスポーツ教室において、皇學館大学と連携し、学生自らが企画・運営・指導する場を提供することで、若者の社会的自立に寄与します。		スポーツ課
自主グループ等への支援（おはなし会）	大学生等の読み聞かせ等を行う自主グループが図書館や児童館などで活動が行えるよう活動場所の提供を行い、ボランティアの育成を図ります。		社会教育課 子育て応援課
こども・若者の意見表明・社会参画の取組【再掲】	こども・若者が安心して意見を述べる場や機会を提供し、社会づくりに参画できるよう取り組みます。		子育て応援課

## (2) 就労支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
若年求職者等の支援	若者向けの就業支援のため、いせ若者就業サポートステーションと連携し、心理カウンセリングや事業所見学会などを実施することにより、若年無業者（ニート）の支援に努めます。		商工労政課
女性の就労・能力開発のための支援	働く女性や就職を考えている女性を対象に、就職に必要な知識やスキル等を学習するセミナーを開催します。		商工労政課
就業体験の促進	地域企業への就業体験を支援することで、学生に地域企業の魅力を伝えるとともに、当地域への関心を高めてもらうことを目的に、他市町と連携した取組を行います。		商工労政課

## (3) 障がいのある若者への支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
障がい者雇用の啓発	企業と障がいのある人との相互理解を深めるきっかけづくりを目的として、ハローワーク（公共職業安定所）と連携しながら、障がい者と企業の交流会（企業向けセミナー）や合同企業説明会を開催します。		商工労政課
福祉施設等から一般就労*への移行等	就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進するとともに、一般就労への定着支援の促進を図ります。		高齢・障がい福祉課

## (4) ひきこもり支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
ひきこもり支援推進事業	社会参加をするための第一歩となる居場所「フリースペースこだま」を運営し、ここに不安を抱えた方とその家族が安心して過ごすことができる居場所を提供します。	参加延べ人数 …250人	福祉総合支援センター

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

## (5) 出会いや結婚への支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
出会い・結婚支援事業	三重県や周辺市町と連携し、出会いや結婚に関する情報提供などを行うとともに、ライフプランセミナーなどを実施します。		市民交流課

## Ⅴ 妊娠期から青年期を通しての支援

(1) 子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援

(2) 要支援児童と家庭への支援

(3) 障がいのあるこどもと家庭への支援

(4) こどもの貧困の解消に向けた対策の充実

(5) ひとり親家庭への支援の充実

(6) 健康づくりの推進

(7) 人権啓発・男女共同参画の推進

(8) 地域で取り組む交通安全と防犯対策

(9) 相談支援・情報提供の充実

妊娠期から青年期を通しての支援は、子育て家庭やこども・若者がいる家庭が抱える個々の事情に応じた相談支援を行い、悩みや不安の解消に努め、家庭の状況や子どもの特性にあわせて適切な支援を行っていきます。また、こどもが事件や事故の被害にあわないよう、地域での安全対策に取り組みます。

めざす姿

子育て家庭が働きやすい環境が作られ、各種相談事業が充実し、関係機関の連携により養育環境の改善が必要な家庭や、特別な支援が必要な子どもの健全育成のための支援や、虐待防止の取組が充実している。

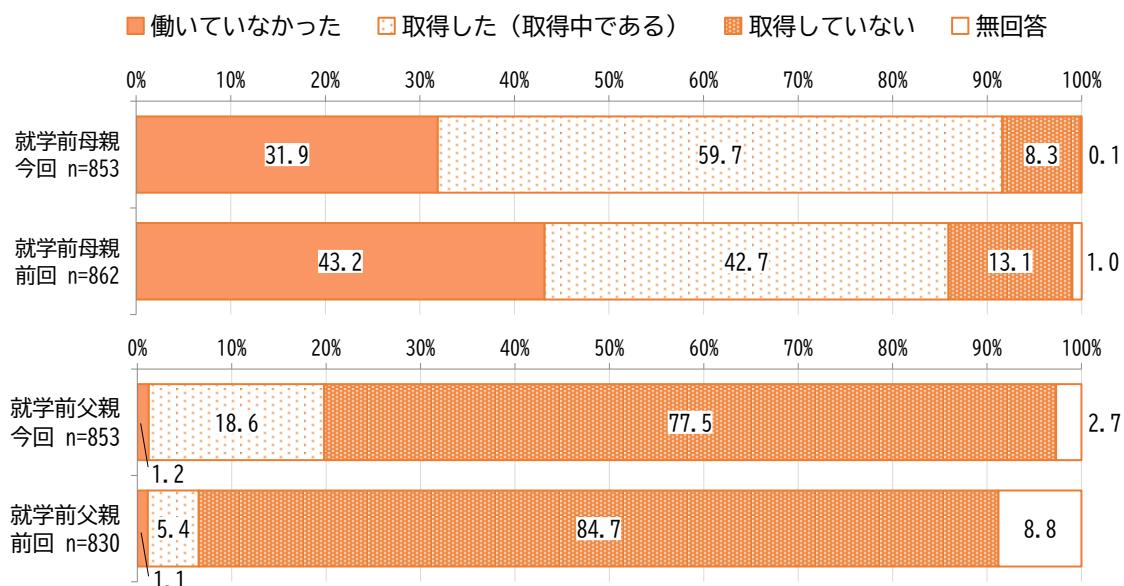


## (1) 子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
ワーク・ライフ・バランスの促進	男女がともに安心して働き続けることができるよう仕事と育児・介護との両立に関する情報提供を行うとともに、長時間労働の削減に向けた啓発等、企業等における両立支援の取組を促進します。	男女共同参画推進事業者表彰制度による受賞企業等の数…29社	市民交流課
男性の家事や育児への参加啓発	男性の家事や育児に対する関心を高め、積極的に参画することを啓発します。また、子育て支援センターにおける父親を対象とした講座を実施します。	—	市民交流課
		子育て支援センターにおける父親対象講座実施回数…7回	保育課
育児休業の取得促進	関係機関と連携して育児休業制度の周知に努めます。	随時	商工労政課
			市民交流課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

就学前児童の保護者へのアンケート調査によると、育児休業の取得状況は、母親では「取得した（取得中である）」が約6割、父親では「取得していない」が8割弱で最も多くなっています。前回調査と比較すると、母親では「働いていなかった」が11.3ポイント減少し、「取得した（取得中である）」が17.0ポイント増加、父親では「取得していない」が7.2ポイント減少し、「取得した（取得中である）」が13.2ポイント増加しています。男女ともに、育児休業を取得しやすい職場環境づくりの更なる促進が期待されます。



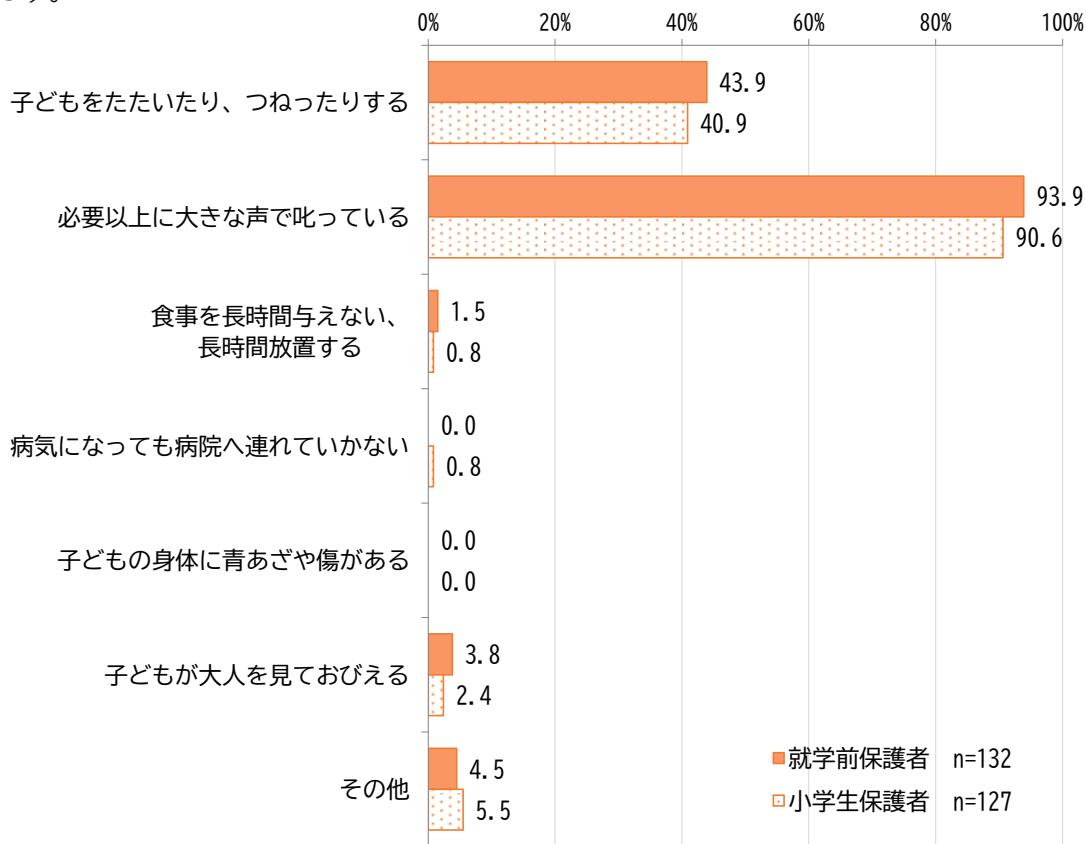
## (2) 要支援児童と家庭への支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、保健師等が家庭訪問を実施し、関係機関と連携を取りながら育児支援を行います。	必要な家庭への訪問実施率…100% 【確保方策】(養育支援訪問事業) 第5章2-3(10)	健康課
外国人在住者への支援・配慮	外国人在住者の幼児の保育所・幼稚園等への受け入れについて、関係者で情報共有に努めるとともに、事業者や保育士等を対象に、外国語対応の支援や配慮等に関する研修の実施や補助事業の活用など、必要に応じて検討します。		保育課
児童虐待防止の支援の充実	伊勢市子ども家庭支援ネットワークを構成する各関係機関が連携し、支援の必要な家庭の把握や、家庭児童相談員・保健師等による家庭訪問、子育てサービスの提供などの実施により子育て環境の改善と負担軽減を図り、虐待の未然防止と家族の養育機能の再生・強化に努めます。 また、広報、リーフレット配布などにより児童虐待防止に係る市民の意識向上に努め、こども家庭センターによる相談支援体制の充実を図ります。	児童虐待防止関連啓発チラシ配布回数…年2回 「189」およびLINE相談周知…各1回	福祉総合支援センター 健康課
こどもの自立に向けた支援	里親や児童養護施設*等を退所することもが安定した生活が送れるよう、関係機関と連携し自立に向けた支援を行います。 また、児童相談所や関係機関と連携し、里親の開拓や支援につながる普及啓発を行います。		福祉総合支援センター
多胎育児*家庭への支援	多胎妊娠が安心して出産できるよう妊娠出産支援事業によるサポートを行います。また、多胎育児の負担感や孤立感の軽減のため、養育支援訪問事業の利用促進等適切な支援につなげます。		健康課
メンタルパートナー*の養成	身近な地域で支え手となるメンタルパートナーを養成するための講座を、市民や関連職種等を対象に実施し、メンタルパートナーの役割を担う人材の育成に努めます。		健康課
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を早期に発見できる体制づくりに努めるとともに、支援の必要な家庭に対し、家事・育児等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	【確保方策】(子育て世帯訪問支援事業) 第5章2-3(14)	福祉総合支援センター

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じ、包括的な支援を提供することで虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	【確保方策】 (児童育成支援拠点事業) 第5章2-3(15)	福祉総合支援センター
親子関係形成支援事業	親子の再統合*には、丁寧で隙間のない支援が求められ、支援を行う職員の人材の育成と継続的な支援を行える体制を構築していく必要があります。そのため、子育て支援に携わる職員が、保護者支援プログラムを用いて親子再統合支援を進めいくため、子育てについてのアドバイスができるよう人材育成を行っていきます。	【確保方策】 (親子関係形成支援事業) 第5章2-3(16)	福祉総合支援センター

\* 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

アンケート調査によると、自身がこどもに対して虐待をしていると感じたことが「ある」との回答は、就学前児童の保護者では6.5人に1人(15.5%)、小学生の保護者では5人に1人(20.4%)程度となっており、「ある」場合の状況としては、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに「必要以上に大きな声で叱っている」が9割超と最も多くなっています。児童虐待は身近に起こり得る問題であることを意識し、支援につなげていくことが必要です。



### (3) 障がいのある子どもと家庭への支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
特別支援教育の推進	小・中学校において、障がいのある子どもを受け入れる施設設備や個に応じた支援が必要な児童・生徒のための特別支援教育の充実に努めるとともに、巡回相談員を派遣し、特別な支援の必要な子どもを対象にその支援方法等の助言を行います。		学校教育課
障がいのある子どもの教育・保育の充実	障がいのある子どもが幼稚園や保育所で障がいのない子どもと同様に教育・保育サービスを受けられるよう、医療、保健、福祉の各関係機関が連携し、設備や器具の整備の充実や教員の加配*、支援員の配置など、受入状況に応じた教育・保育の環境整備を推進します。		保育課 教育総務課
障がいのある子どもと家庭への支援	障がいや発育・発達に心配のある子ども一人ひとりが、その発達段階に応じた適切な支援を受けることができ、保護者の思いや願いに寄り添い、地域で安心して子育ち・子育てができるよう支援を進めていきます。また、障害児相談支援や障害児通所支援の提供体制の確保に努めます。		こども発達支援室 健康課 高齢・障がい福祉課 保育課
医療的ケア児への支援	相談支援や関係機関等が共通の理解に基づき、医療的ケア児とその家族に寄り添う総合的な支援体制の構築を図るとともに、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、緊急時の支援等の体制整備を進めます。  医療が必要な障がいのある子どもが入所している保育所等に、加配補助員、看護師等を配置するとともに、児童が利用している訪問看護ステーションの看護師を保育所等に派遣し、児童、保育所職員へ医療的ケアの専門指導支援を行います。また、私立園において、医療的ケア児の受け入れに対し、必要な支援を行います。		高齢・障がい福祉課 保育課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

## (4) 子どもの貧困の解消に向けた対策の充実

国では平成 26 年 1 月に現在の「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が施行され、同年 8 月に現在の「子どもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」が閣議決定されました。それらの動きを踏まえ、本市でも各分野での連携を図り、総合的な対策が推進できるよう、子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を本項目にまとめています。

### ① 教育の支援

- 家庭の経済的状況に左右されることなく子どもが学習できる環境を整備します。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
生活困窮家庭学習・生活支援事業	生活保護・生活困窮家庭への訪問等により、子どもの生活・育成環境の改善、教育及び就労(進路選択等)に関する情報提供、助言や関係機関との連絡調整等を行います。	高校等への進学率 …100%	生活支援課 福祉総合支援センター
低所得世帯の子どもの学習支援の充実	低所得世帯の小中学生への学習機会の確保や中学生を対象とする学習塾費用への助成を実施し、家庭の経済状況による教育格差の縮小を図ります。		福祉総合支援センター 子育て応援課

※ 表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

### ② 生活の支援

- 生活困窮状態からの早期脱却を図ります。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至らない生活困窮家庭の相談に応じ、困窮状態からの早期脱却を図り、かつ将来の貧困の連鎖を防止するために、包括的な支援を提供します。		福祉総合支援センター

### ③ 保護者への就労支援

- 就労支援を通じて子育て家庭の経済的安定を図ります。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護・児童扶養手当・住居確保給付金の各受給者ならびに生活困窮者を対象に、労働局・ハローワークと地方公共団体(福祉事務所等)の各機関が連携し、効果的・効率的な就労支援を実施します。	就職率(住居確保給付金受給者)…85% 就職率(生活困窮者)…55%	福祉総合支援センター 生活支援課 子育て応援課
生活困窮者就労準備支援事業	生活に困窮し、かつ直ちに就労することが困難な方への相談に応じるとともに、生活サイクルの立直し・社会復帰への支援、就労に必要な基礎的なスキルの習得支援、就労訓練支援を行います。	就職率：40%	福祉総合支援センター

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親が、就労に有利な資格取得をめざして養成機関を受講する期間中、給付金を支給し生活の負担軽減及び経済的自立を促進します。	養成機関を修了時に資格を取得し、就職につなげた割合…100%	子育て応援課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、適職への就職に必要な技能及び資格取得をめざして受講した教育訓練講座の受講料の一部を支給し、経済的自立及びリスクリング*を支援します。	受給者数…3人	子育て応援課
高卒認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親または児童が、受講した高卒認定試験合格のための講座の受講費用を支給し、リスクリングを支援します。		子育て応援課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

#### ④ 経済的支援

- 支援が必要な家庭に経済的な支援を行います。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
就学援助	公立の小・中学校に通う児童・生徒がいる経済的に困っている家庭に、学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助します。	経済的理由を要因とした長期欠席の児童生徒数…0人	学校教育課
伊勢市奨学金	経済的理由で修学困難な高校生・中等教育学校*生（後期課程）・高等専門学生・大学生(短期大学生を含む。)・専門学校生等に、返済の必要のない給付型奨学金を引き続き支給します。		学校教育課
大学受験等支援事業	ひとり親家庭等の低所得世帯で養育されているこどもの高校や大学等の受験に向けた模擬試験料や大学進学等の受験料を補助し、進学へのチャレンジを後押しします。		子育て応援課
児童扶養手当	離婚等により父親または母親と生計が同じでない児童を養育するひとり親家庭等に手当を支給し、生活の安定と自立を促進します。		子育て応援課
こども医療費助成	出生から中学校卒業までのこどもの保険適用分の自己負担相当額を助成します。		医療保険課
一人親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の保護者とこどもを対象に、保険適用分の自己負担相当額を助成します。		医療保険課
生活扶助事業	生活保護を必要とする世帯に、家庭訪問を通して、自立の助長を目的とした支援を行います。各世帯に学習支援費の周知及び申請を促すことで子育て世帯の家計を支援します。		生活支援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県事業）	ひとり親家庭及び寡婦*を対象に、三重県が実施する母子・父子・寡婦福祉資金貸付の相談や申請を受け付け、経済的自立を支援します。	申請件数…6件	子育て応援課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

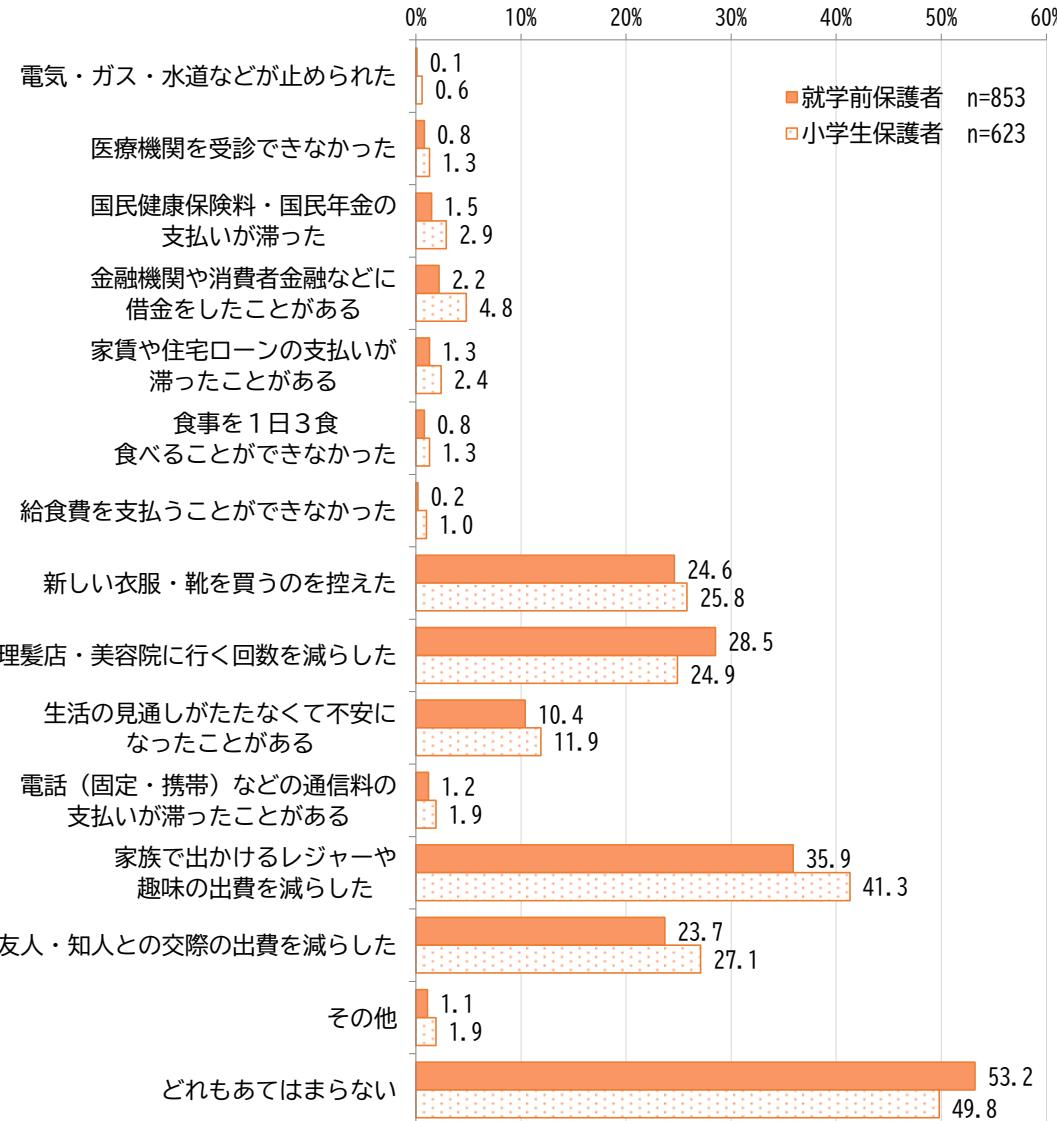
## ⑤ 包括的かつ一元的な支援

- 支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援につなぎます。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
行政内部や行政、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築	市内において貧困状況にあるこども及びその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、連携体制を整備します。	ケース会議開催数 …40回	福祉総合支援センター 生活支援課 子育て応援課 学校教育課

※ 表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

アンケート調査によると、経済的な理由で経験したこととして、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「どれもあてはまらない」が最も多くなっています。次いで「家族で出かけるレジャーや趣味の出費を減らした」が就学前児童の保護者では3人に1人(35.9%)、小学生の保護者では2.5人に1人(41.3%)程度となっています。こどもが貧困に陥りやすい家庭の状況に気づき、必要な支援につなげる環境の整備が求められています。



## (5) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭は、自身の仕事と子育ての二重の負担に加え、経済的な困難が厳しさを増しています。また、子どもの学習機会や教育環境の確保も課題となり、社会全体での支援が不可欠となっています。これらを解決するため、強固な支援体制の構築とその充実が求められており、具体的な取組ができるよう、ひとり親家庭に関する自立促進計画を本項目にまとめています。

### ① 子育て・生活支援の推進

- ひとり親家庭の総合的な相談に応じ、子どもの学習支援や生活の支援を行います。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
母子・父子自立支援員による包括的支援	ひとり親家庭の相談支援において自立に必要な情報提供・助言・指導を行うほか、就労に向けた能力開発等の取組をハローワークと連携して寄り添い型支援を行います。		子育て応援課
低所得世帯のこどもへの学習支援の充実【再掲】	低所得世帯の小中学生への学習機会の確保や中学生を対象とする学習塾費用への助成を実施し、家庭の経済状況による教育格差の縮小を図ります。	高校等への進学率 …100%	福祉総合支援センター 子育て応援課
ファミリー・サポート・センター事業の利用料助成	ファミリー・サポート・センター事業の利用料の助成を行い、経済的負担の軽減を図り、日々の生活や育児の支援が受けやすい環境を整えます。		子育て応援課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

### ② 就業支援の推進

- 資格や技能取得に向けた支援を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
自立支援プログラムの策定	ひとり親家庭の親を対象に、生活や子育ての状況、就業への意欲等を踏まえて、ひとり親家庭の状況や希望に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携しながら自立・就業を支援します。		子育て応援課
高等職業訓練促進給付金【再掲】	ひとり親家庭の親が、就労に有利な資格取得をめざして養成機関を受講する期間中、給付金を支給し生活の負担軽減及び経済的自立を促進します。	養成機関を修了時に資格を取得し、就職につなげた割合 …100%	子育て応援課
自立支援教育訓練給付金【再掲】	ひとり親家庭の親が、就職に必要な技能及び資格取得をめざして受講した教育訓練講座の受講料を支給し、経済的自立及びリスクリミングを支援します。	受給者数…3人	子育て応援課
高卒認定試験合格支援事業【再掲】	ひとり親家庭の親または児童が、受講した高卒認定試験合格のための講座の受講費用を支給し、リスクリミングを支援します。		子育て応援課

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

### ③ 養育費確保の支援

- ひとり親家庭の養育費確保のための支援を行います。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
養育費確保支援事業	離婚等に伴う養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用や、保証会社との養育費保証契約に係る費用等を補助し、養育費の確保を図ります。	養育費受領率…35%	子育て応援課
養育費確保の講座	養育費や面会交流に関する学習会及び個別相談会を開催し、ひとり親家庭の自立を支援します。		子育て応援課

※ 表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

### ④ 経済的支援

- 生活と自立支援のため手当の支給や医療費の助成などの実施により、経済的な支援を行います。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
児童扶養手当 【再掲】	離婚等により父親または母親と生計が同じでない児童を養育するひとり親家庭等に手当を支給し、生活の安定と自立を促進します。		子育て応援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県事業） 【再掲】	ひとり親家庭及び寡婦を対象に、三重県が実施する母子・父子・寡婦福祉資金貸付の相談や申請を受け付け、経済的自立を支援します。	申請件数…6 件	子育て応援課
一人親家庭等医療費助成 【再掲】	ひとり親家庭等の保護者とこどもを対象に、保険適用分の自己負担相当額を助成します。		医療保険課
大学受験等の支援 【再掲】	ひとり親家庭等の低所得世帯で養育されているこどもの高校や大学等の受験に向けた模擬試験料や大学進学等の受験料を補助し、進学へのチャレンジを後押しします。		子育て応援課

※ 表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

### ⑤ ひとり親家庭等を支える環境づくり

- ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
母子寡婦福祉会の活動支援	母子寡婦福祉会が実施する事業を対象に一部費用を補助することで、団体の活動を支援します。		子育て応援課

※ 表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

## (6) 健康づくりの推進

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
健康づくりのための普及啓発	生涯を健康で暮らせる「健康文化都市」をめざし、ウォーキングの推進、低カロリー・バランス食や野菜摂取の促進など、普及啓発を実施します。また、「伊勢市健康マイレージ事業」では、伊勢の元気人チャレンジ記録シートを作成し配布する他、市公式 LINE アカウントでの参加者には定期的に応援メッセージを送り、主体的な健康づくりへの取組を推進します。		健康課
栄養指導	健康づくりの推進のため、生活習慣病予防を中心とした栄養相談や健康相談を実施します。		健康課
歯科保健の推進	妊娠中・子育て世帯・幼児への歯科健康診査、幼児・小学生への歯みがき指導及びフッ化物を利用したむし歯予防を行います。また青壮年期への歯周疾患検診を実施し、生涯にわたる口腔衛生の向上を図ります。		健康課 保育課 学校教育課
感染症の予防	感染症の予防や拡大防止、罹患時の重症化予防を図るため、予防接種を実施するとともに予防啓発を行います。		健康課

※ 表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

## (7) 人権啓発・男女共同参画の推進

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
人権尊重啓発の推進	小・中学生の人権尊重啓発ポスターや 15 歳以上から標語を募集し、公共施設やショッピングセンター等で展示することにより、人権意識を高め、人権尊重の精神を育みます。		人権政策課
さまざまな人権問題に関する啓発	人権に対する正しい理解と認識を広めるための講座や講演会を実施するほか、人権をテーマとした自主制作映像作品を全国の幅広い年齢層から募集し上映することにより、映像制作・鑑賞を通して人権に対する意識の啓発と人権感覚の向上を図ります。	人権講演会 1 回 人権映画祭 1 回 啓発講座 4 回	人権政策課
生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実	大人自身が固定的な性別役割分担意識や慣習にとらわれず主体的にあらゆる分野に参画することは、子どもの価値観へも大きな影響をもたらすため、講座実施など誰もが主体的に学ぶことができる機会の充実に取り組みます。	市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」の否定率(男女全体)…70.0%	市民交流課

※ 表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

## (8) 地域で取り組む交通安全と防犯対策

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
地域の自主防犯意識の高揚	<p>電話を使った特殊詐欺や、SNSでの投資詐欺等の被害が増加しているため、講習会や店舗等での啓発活動を強化し、被害防止に努めます。また、こどもたちへの声かけ事案も発生しているため、幼児を対象に紙芝居を利用した防犯講習会を行います。</p> <p>市民の防犯意識の向上を図り、犯罪を抑止するための青色防犯パトロールを実施します。</p>		危機管理課
防犯環境の整備	<p>犯罪のない安全で安心なまちづくりのために自治会が設置する防犯灯、防犯カメラの普及に努めます。また、防犯ボランティア等の活動を強化するため、防犯啓発物品を充実します。</p> <p>また、学校安全計画や危機管理マニュアルを活用し、家庭や地域等と連携して、非常時への体制（設備・組織・訓練）を、実情に合わせ見直します。また、非常時に備え、保護者・地域に適切な情報提供を行うために、緊急連絡網のための携帯メールへの登録を推進します。</p>		危機管理課 学校教育課
交通安全の啓発活動の充実	<p>地域の交通安全意識を啓発するため、毎月 11 日の「交通安全の日」だけではなく、各季の運動期間や、早朝だけでなく夜間及び重大事故発生時にも関係機関が参加し、交通安全の街頭指導を行うなどの活動を充実します。</p> <p>また、交通安全啓発と交通ルールを守ることの大切さを学び、交通事故に遭遇することのないように「交通安全教室」を実施します。</p>	交通安全の街頭指導 …44回	交通政策課
犯罪情報の周知徹底	警察署などからの犯罪情報を関係機関などへ迅速に提供し、犯罪情報の周知を図ります。		危機管理課
暴力を許さない社会の意識づくり	ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメントや性暴力、ストーカー行為、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等、いかなる暴力も許さないという意識の浸透のため、正しい知識・認識の普及啓発に取り組みます。	児童虐待防止関連 啓発チラシ配布回数 …年2回	市民交流課 福祉総合支援センター

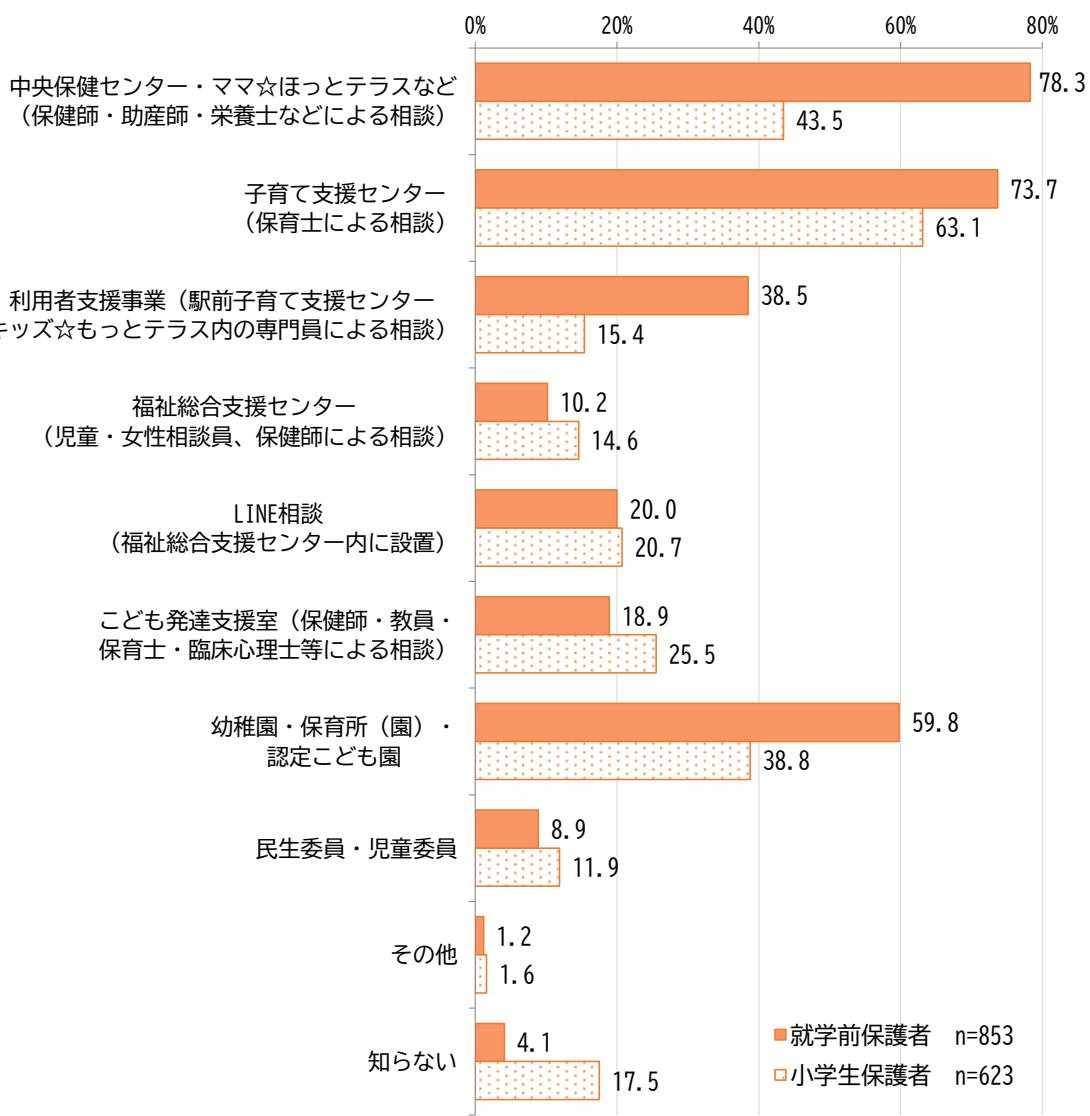
※ 表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

## (9) 相談支援・情報提供の充実

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
利用者支援事業*	利用者支援の強化のため、駅前子育て支援センターと中央保健センター内ママ☆ほっとテラスにおいて、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行います。また、各子育て支援センターにおいて、利用者支援専門員による定期的な巡回相談を行います。	利用者支援事業実施か所数…1か所 (基本型、こども家庭センター型*同一施設) 【確保方策】 (利用者支援事業) 第5章2-3(11)	健康課 保育課
地域子育て相談機関*	子育て世代の身近な相談機関である地域子育て相談機関について、その役割を担う施設を設置します。	概ね中学校区に1か所の設置	保育課
民生委員・児童委員、主任児童委員*による相談・助言活動の推進	子育ての悩みや育児不安を解消し、子どもが健全に育成されるよう、地域の中で民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・助言などの活動を推進するとともに、関係機関との情報共有や連携に努めます。	主任児童委員による市内小中学校訪問件数…全校	福祉総務課
		母子健康手帳交付者への周知率…100%	健康課
子育て支援の取組に関する情報発信の強化	安心して子育てができるよう子育てハンドブックを作成し、各種子育て支援施策の広報に努めます。広報にあたっては、ホームページ・SNS・広報いせ・保育だより・子育て支援センター機関紙等を活用し、クロスマディア化による「伝わる広報」を意識して取組を強化します。		子育て応援課 保育課
親育ち支援の充実	妊娠期から思春期における子育てに関する様々な悩みや育児不安等を解消するため、各種相談や子育てに関する講座等の開催、経済的な支援を通じて子どもを育てる親への支援を行います。	家庭児童相談への対応率…100%	福祉総合支援センター 子育て応援課 保育課 健康課
子どもの権利擁護の推進	子どもが安心して自分らしく生きていくために子ども自身が必要な権利を有することについて、子どもと大人が認識を持てるよう学習機会の提供や啓発を行い、子どもの権利擁護を推進します。	子どもの権利に関する啓発の実施…年1回	福祉総合支援センター
こども家庭相談	こどもや家庭に関するあらゆる相談を受け、児童福祉法に基づく対応を行っています。		福祉総合支援センター
伊勢市つながりサポートリスト*	様々な悩みに対応する相談窓口の連絡先を掲載したリーフレット「伊勢つながりサポートリスト」を作成し、市役所窓口や関係機関で配付します。	配布数…300部	福祉総合支援センター

※ 表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

アンケート調査によると、伊勢市が実施する子育ての相談場所の認知度は、就学前児童の保護者では「中央保健センター・ママ☆ほっとテラスなど」・「子育て支援センター」が7割超、小学生の保護者では「子育て支援センター」が6割超と多くなっているものの、1～2割にとどまっている施設・事業も多い現状となっています。子育てに関する相談窓口の認知度向上と、活用の促進をさらに進めていくことが必要です。



## 第 5 章

---

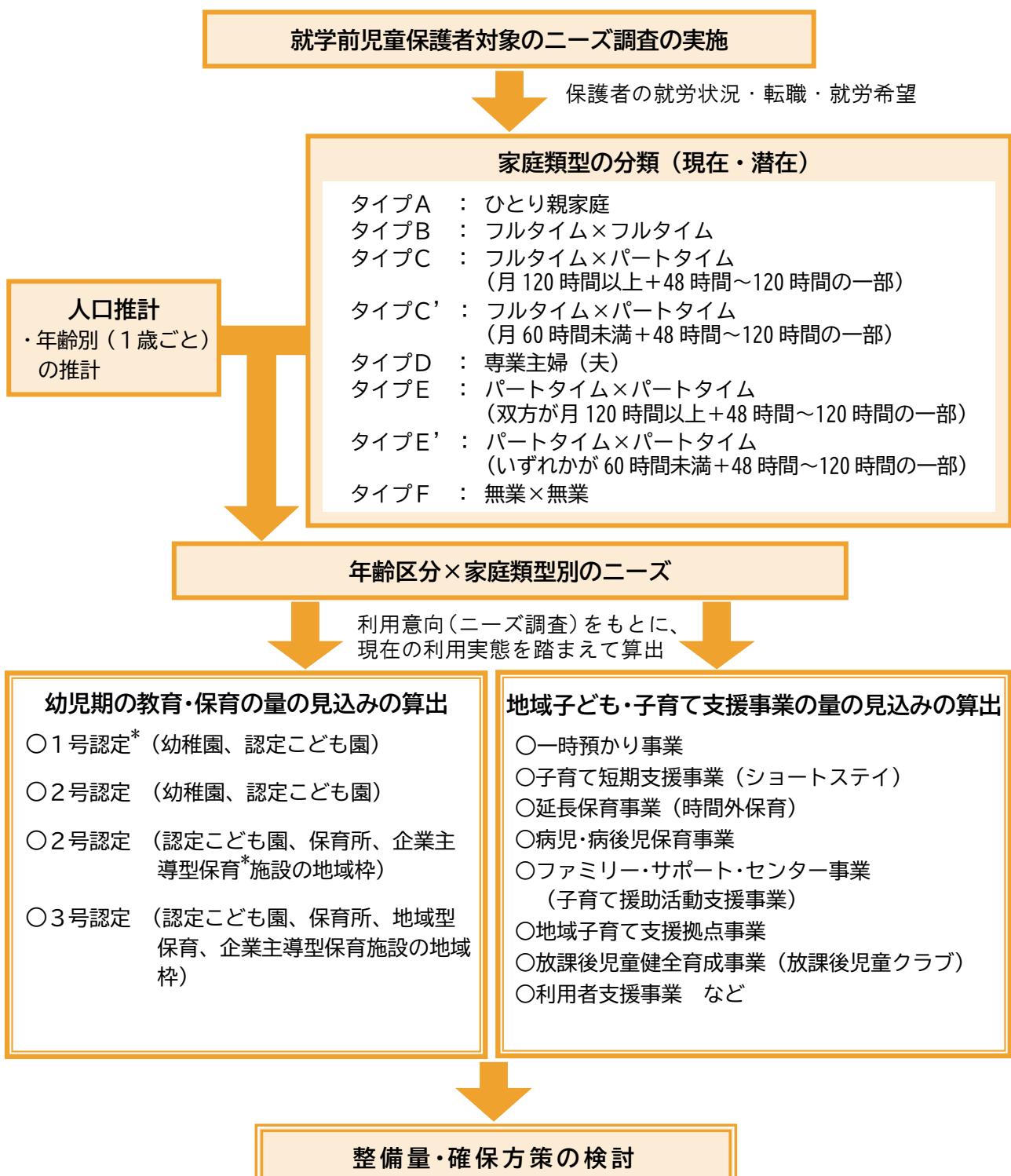
# 量の見込みと目標設定

# 第5章 量の見込みと目標設定

## 1 将来人口の見通しと事業量推計

### 1-1 事業量推計の流れ

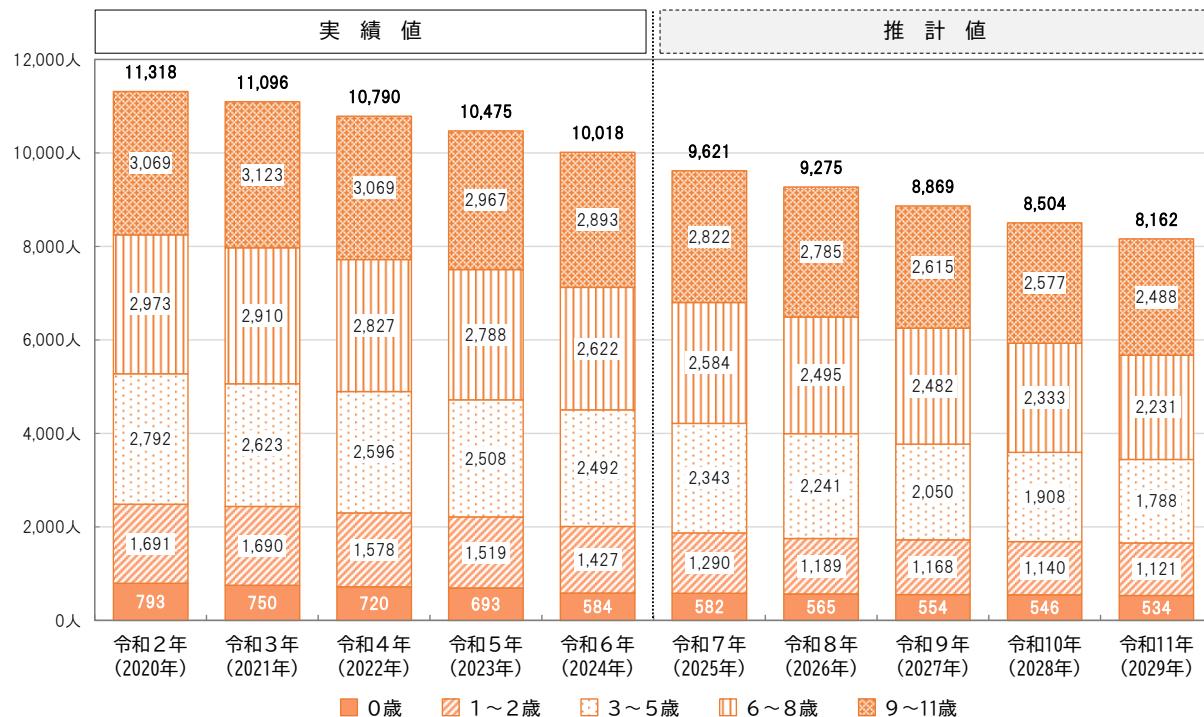
幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、令和5年度に実施したニーズ調査結果（意向）をもとに次の手順で推計します。



## 1 - 2 児童人口等の推計

### (1) 児童人口の推計

児童人口について、令和2年から令和6年の男女別1歳ごとの人口（各年4月1日現在の住民基本台帳人口）に基づき、推計しています。



年齢	計画期間の推計人口(人)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	582	565	554	546	534
1歳	595	592	575	564	556
2歳	695	597	593	576	565
3歳	738	699	601	597	580
4歳	799	745	706	607	603
5歳	806	797	743	704	605
就学前児童合計	4,215	3,995	3,772	3,594	3,443
6歳	890	804	795	741	702
7歳	803	885	799	790	736
8歳	891	806	888	802	793
9歳	924	889	804	886	800
10歳	973	923	888	803	885
11歳	925	973	923	888	803
小学校児童合計	5,406	5,280	5,097	4,910	4,719

## (2) 家庭類型の算出

国の指針に基づき、保護者の就労状況をもとに下記の家族類型に分類し、それぞれの意向(ニーズ)把握を行いました。なお、潜在とは、1年以内等に就労の見込みがあるなどの状況を反映させて分類したものです。

【家庭類型（比率）】



家庭類型	現 在						潜 在				
	0歳	1歳	2歳	3～5歳			0歳	1歳	2歳	3～5歳	
タイプA	3.9%	1.4%	2.9%	3.7%	6.3%		3.9%	1.4%	2.9%	3.7%	6.3%
タイプB	44.3%	56.6%	37.1%	30.5%	39.7%		48.3%	59.7%	45.7%	32.9%	43.5%
タイプC	23.0%	12.1%	24.8%	25.6%	30.6%		22.9%	13.8%	24.8%	26.8%	28.7%
タイプC'	5.0%	5.2%	7.6%	7.3%	3.6%		6.5%	5.2%	8.6%	11.0%	6.1%
タイプD	23.3%	24.5%	26.7%	31.7%	19.6%		18.0%	19.7%	18.1%	24.4%	15.2%
タイプE	0.4%	0.3%	1.0%	0.0%	0.3%		0.2%	0.3%	0.0%	0.0%	0.3%
タイプE'	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイプF	0.1%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%		0.1%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%

【家庭類型と関連する事業の分類】

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> <li>○タイプC'：フルタイム×パートタイム (月48時間未満+月48時間～120時間の一部)</li> <li>○タイプD：専業主婦（夫）</li> <li>○タイプE'：パートタイム×パートタイム (いずれかが月48時間未満+月48時間～120時間の一部)</li> <li>○タイプF：無業×無業</li> </ul>	<p><b>1号認定（教育標準時間認定*）</b> (認定こども園及び幼稚園) &lt;専業主婦（夫）家庭、短就労時間家庭&gt; ※共働き家庭の幼稚園利用含む</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○タイプA：ひとり親家庭</li> <li>○タイプB：フルタイム×フルタイム</li> <li>○タイプC：フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月48時間～120時間の一部)</li> <li>○タイプE：パートタイム×パートタイム (いずれかが月48時間未満+月48時間～120時間の一部)</li> </ul>	<p><b>2号認定（保育認定）</b> (認定こども園及び保育所)</p> <p><b>3号認定（保育認定）</b> (認定こども園及び保育所+地域型保育*)</p>

### (3) 幼児期の教育・保育給付

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」は、国の示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえつつ、ニーズ調査（アンケート調査）結果から推計する方法と、令和2年度以降の各事業の実績値を勘案し推計する方法により算出し、さらに本市の各事業の特性に応じて設定しています。

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

区分	対象者	利用サービス
1号認定	子どもが満3歳以上で、専業主婦(夫) 家庭、就労時間が短い家庭 ※共働き家庭の幼稚園利用含む	○幼稚園 ○認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	○保育所 ○認定こども園 ○企業主導型保育施設の地域枠
3号認定	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	○保育所 ○認定こども園 ○地域型保育 ○一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ) ○企業主導型保育施設の地域枠

施設型給付	1. 幼稚園	公立幼稚園 新制度*への移行を選択する私立幼稚園
	2. 保育所	
	3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園 幼稚園型認定こども園
	4. 小規模保育*	
地域型保育給付	5. 家庭的保育*	
	6. 居宅訪問型保育*	
	7. 事業所内保育*	

## 2 量の見込みと確保方策

### 2-1 教育・保育提供区域の設定

#### (1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の記載が必要です。

#### (2) 区域設定

教育・保育のサービスは、利用者が居住区域を越えて利用することができます。また、教育・保育提供区域は、需給調整の判断基準の単位となるものです。

本市においては、居住区域を越えて教育・保育施設等を利用されている実態もあることから、伊勢市全域をもって一つの区域とします。

## 2-2 教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 1号認定・2号認定

#### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

児童数	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<b>①量の見込み</b>					
1号認定 (新2号認定*含む)	幼稚園 認定こども園	573	548	501	466
2号認定	保育所 認定こども園	1,702	1,628	1,489	1,386
<b>計</b>		2,275	2,176	1,990	1,852
<b>②確保方策</b>					
1号認定 + 新2号認定	特定教育・ 保育施設*	認定こども園	420	420	420
		幼稚園及び 預かり保育	445	445	445
確認を受けない幼稚園		100	100	100	100
<b>過不足 (② - ①)</b>		充足			→
2号認定	特定教育・ 保育施設	保育所	1,466	1,466	1,466
		認定こども園	629	629	629
企業主導型保育の地域枠		32	32	32	32
<b>過不足 (② - ①)</b>		充足			→

#### 提供体制の考え方

##### 【ニーズの傾向と確保の方針】

児童数の減少に伴い、1号認定、2号認定の総数は緩やかな減少傾向で推移すると想定されます。

本市では、地域によって教育・保育ニーズに違いがあり、1号及び2号認定の見込み量に対するサービスの提供は可能ですが、年々、児童数の減少により見込み量と確保方策との乖離が大きくなることから、確保方策を再検討する必要があります。

## (2) 3号認定（保育認定）

### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

児童数	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<b>①量の見込み</b>					
3号認定	0歳児	92	89	88	86
	1歳児	331	358	348	341
	2歳児	464	399	431	418
	計	887	846	867	845
<b>②確保方策（0歳児）</b>					
特定教育・保育施設	保育所	137	137	137	137
	認定こども園	48	48	48	48
特定地域型保育事業		9	9	9	9
企業主導型保育の地域枠		9	9	9	9
<b>②確保方策（1歳児）</b>					
特定教育・保育施設	保育所	255	255	255	255
	認定こども園	122	122	122	122
特定地域型保育事業		19	19	19	19
企業主導型保育の地域枠		9	9	9	9
<b>②確保方策（2歳児）</b>					
特定教育・保育施設	保育所	382	382	382	382
	認定こども園	175	175	175	175
特定地域型保育事業		21	21	21	21
企業主導型保育の地域枠		9	9	9	9
<b>過不足（②-①）</b>		充足			→
<b>保育利用率※（%）</b>		47.4%	48.2%	50.3%	50.1%
0歳児		15.8%	15.8%	15.9%	15.8%
1歳児		55.6%	60.5%	60.5%	60.5%
2歳児		66.8%	66.8%	72.7%	72.6%

※満3歳未満のこども全体に占める3号認定の量の見込みの割合（年齢区分ごとの目標値）

## 提供体制の考え方

### 【ニーズの傾向と確保の方針】

母親が就労する割合の増加が想定されますが、児童数の減少により、3号認定の児童数も減少を見込みます。

3号認定の確保方策については、実態に合わせながらも、地域の実情に応じ、ニーズの偏在に対応できる体制整備を検討していきます。

## 2－3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

---

以下の事業について、量の見込み及び確保方策を設定します。

- (1) 妊婦健康診査
- (2) 一時預かり事業
- (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (4) 延長保育事業（時間外保育）
- (5) 病児・病後児保育事業
- (6) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業
- (8) 地域子育て支援拠点事業
- (9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (10) 養育支援訪問事業
- (11) 利用者支援事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- (14) 子育て世帯訪問支援事業
- (15) 児童育成支援拠点事業
- (16) 親子関係形成支援事業
- (17) 妊婦等包括相談支援事業
- (18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- (19) 産後ケア事業

## (1) 妊婦健康診査

### 事業の内容

安心して妊娠、出産ができるよう異常の早期発見につとめ、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施します。また、県外医療機関で受診した健診費用については、申請により費用助成を実施します。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（対象者数）	600	580	560	540	520
②確保方策（実利用者数）	全ての妊婦				→
過不足（② - ①）	充足				→

### 提供体制の考え方

令和7年度の対象者数は、過去の利用率と人口推計の0歳児人口から600人と設定し、微減で推移すると想定します。

妊婦健康診査は、県内の委託医療機関及び委託助産所で妊婦全員の実施体制が整っており、妊娠中より医療機関と連携を図り、早期に支援が必要な家庭を把握し相談支援の充実を図ります。

## (2) 一時預かり事業

### 事業の内容

保護者の急な病気などで家庭での保育が困難となる場合や育児疲れのリフレッシュなどのために、保育所に入所していないこどもを一時的に保育します。

### 量の見込みと確保方策

#### 【幼稚園型】

(単位：人日)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	31,455	31,140	30,829	30,520	30,215
幼稚園 在園児	1号認定	5,483	5,428	5,374	5,320
	2号認定	25,972	25,712	25,455	25,200
②確保方策（延べ利用者数）	32,000	32,000	32,000	31,000	31,000
実施か所数	公立	3か所	3か所	3か所	3か所
	私立	13か所	13か所	13か所	13か所
過不足（②－①）	充足				→

#### 【在園児以外（3歳未満の在宅児童）や登園日以外の利用】

(単位：人日)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
②確保方策（延べ利用者数）	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
実施か所数	公立	5か所	5か所	5か所	5か所
	私立	4か所	4か所	4か所	4か所
過不足（②－①）	充足				→

### 提供体制の考え方

預かり保育（幼稚園における在園児を対象にした一時預かり）は、幼稚園（公立2か所、私立5か所）、認定こども園（公立1か所、私立8か所）で実施しており、現在、ニーズに対する不足はなく、今後も一定のニーズへの対応が可能です。

また、在園児以外（3歳未満の在宅児童）や登園日以外の一時預かりは、令和5年度に駅前一時保育室を設置するとともに、私立施設も増加したことから、見込み量に対応できる体制は整っていますが、時期や年齢により希望する日が集中しても、利用ができるよう体制を確保します。

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

#### 事業の内容

保護者の急な病気などにより子どもの養育が一時的に困難となったとき、または経済的な理由などにより母子を一時的に保護する必要があるとき、子どもや母子を一時的に養育や保護します。

#### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

区分		計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ利用者数)		9	9	10	11	12
②確保方策	延べ利用者数	18	18	20	22	24
	実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
過不足(② - ①)		充足				→

#### 提供体制の考え方

過去の高い利用ニーズに伴った実績に比較し利用は鈍化傾向にあるため、児童養護施設や児童家庭支援センター等の社会的養護\*の地域資源と連携を図り、他の地域サービスと組み合わせながら提供体制を整えていきます。

## (4) 延長保育事業（時間外保育）

### 事業の内容

早朝から保育所を開所し、通常の受け入れ時間を超えた延長保育を行い、保護者の子育てと仕事の両立を支援しています。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実利用者数）	189	185	181	177	172
②確保方策（利用者数）	280	280	280	280	280
実施か所数	公立	2か所	2か所	2か所	2か所
	私立	10か所	10か所	10か所	10か所
過不足（② - ①）	充足				→

### 提供体制の考え方

アンケート調査からはニーズの高まりはみられず、令和5年度の延長保育の利用見込み量（実利用者数）は194人と令和2年度と実績を比較しても、利用者数の伸びが見られないことから、現時点の実施か所数を維持しつつ、ある程度のニーズの増加に対してもサービスを提供できる余裕のある体制を維持します。

## (5) 病児・病後児保育事業

### 事業の内容

保育所などに通所しているこどもが、病気のために集団保育が困難で、保護者の仕事などの都合により家庭で保育することができない場合に一時的に預かります。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	478	492	503	517	533
②確保方策	延べ利用者数	960	960	960	960
	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足（② - ①）	充足				→

### 提供体制の考え方

アンケート調査では高いニーズがうかがえますが、令和2年の新型コロナウィルス感染症の影響により大幅に利用者は減少し、その後、ゆるやかな回復傾向にはあります。コロナ禍以降の感染防止の徹底及び少子化の影響により、大幅な増加は想定しにくいことから、令和6年度実績に応じた利用を見込み、確保方策を整えます。

## (6) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### 事業の内容

子育てを助けて欲しい人（依頼会員）の要望に応じて子育てのお手伝いができる人（提供会員）を紹介し相互の信頼と了解の上で、一時的にこどもを預かる会員組織です。センターにはアドバイザーがいて依頼会員からの育児の依頼に対し提供会員を紹介します。

### 量の見込みと確保方策

（単位：人日）

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	1,145	1,127	1,107	1,089	1,070
②確保方策（延べ利用者数）	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
会員数（人）	提供会員	75	75	75	75
	両方会員	5	5	5	5
過不足（② - ①）	充足				→

### 提供体制の考え方

アンケート調査では、小学生の児童が放課後定期的に過ごす場所としてのニーズはほとんどみられなかったことから、令和6年度実績に少子化を考慮した利用を見込み、令和7年度以降は、年間延べ1,100人程度で推移するものと設定します。また、その量に応じて全て対応できるようにすることをめざします。そのためには、事業を支える提供会員の確保に取り組んでいく必要があります。

## (7) 乳児家庭全戸訪問事業

### 事業の内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に家庭訪問を行い、異常の早期発見、様々な不安の相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行い必要なサービスにつなげます。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（対象者数）	620	600	580	560	540
②確保方策（訪問件数）	全ての家庭				→
過不足（② - ①）	充足				→

### 提供体制の考え方

令和7年度の対象者数は、実績値と推計人口を考慮し算定しました。なお、全ての家庭への訪問体制は整っており、保健師または助産師が子育ての孤立を防ぎ、安心して子育てができるよう対象家庭に訪問します。長期入院や長期里帰りで対象月齢を超過した場合においても、自宅に戻った後、家庭訪問をするなど全数訪問をめざします。

## (8) 地域子育て支援拠点事業

### 事業の内容

子育て支援センターは、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に利用できる地域に開かれた場です。子育てに対する不安や負担の軽減を図ることを目的とした事業を実施しています。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	56,760	56,760	56,760	56,760	56,760
②確保方策	延べ利用者数	67,000	65,000	65,000	65,000
	実施か所数	7か所	6か所	6か所	6か所
過不足（② - ①）	充足				→

### 提供体制の考え方

子育て支援センターの利用は0～2歳が中心で、今後、出生数の減少が予想される中でも、潜在的なニーズやPRの強化等により、利用率の増加を見込み、令和7年度の見込み量（延べ利用者数）は、56,760人／年と想定します。

令和5年度に伊勢市駅前に新たにセンターを開設したことにより、現在の7か所の子育て支援センターで見込み量に対応できているため、地域の身近な場所で交流や育児相談ができる拠点として、さらなる取組の充実を図るとともに、全体の需要に応じて施設数の見直しを進めます。

## (9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 事業の内容

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全育成を図ります。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（在籍児童数）	1,671	1,704	1,743	1,757	1,749
1年生	531	501	517	502	494
2年生	427	493	464	479	464
3年生	364	347	403	382	395
4年生	214	221	215	252	242
5年生	90	90	91	86	100
6年生	45	52	53	56	54
②確保方策	定員	1,687	1,722	1,757	1,757
	実施か所数	35か所	36か所	37か所	37か所
過不足（② - ①）	充足				→

### 提供体制の考え方

児童数は減少傾向にありますが、放課後児童クラブの利用者は年々増加傾向です。令和6年度は1,644人の利用登録があり、今後もニーズが高くなると想定されます。充足率100%をめざし、ニーズが高い地域は放課後児童クラブの定員増若しくは増設を図っていきます。

## (10) 養育支援訪問事業

### 事業の内容

養育支援が必要な家庭に対して、保健師や看護師等が家庭訪問を実施し、養育に関する指導・助言を行います。

### 量の見込みと確保方策

(単位：世帯)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（対象家庭数）	50	50	50	50	50
②確保方策（訪問家庭数）	対象となる全ての家庭				→
過不足（② - ①）	充足				→

### 提供体制の考え方

対象家庭への支援体制は整っており、現行の体制を維持し、支援を引き続き実施します。

## (11) 利用者支援事業

### 事業の内容

子育て支援に関する制度、施設、サービス等をスムーズに利用できるよう利用者支援専門員がサポートします。

### 量の見込みと確保方策

(単位：か所)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実施か所数)	基本型	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1
②確保方策 (実施か所数)	基本型	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1
過不足 (② - ①)	基本型	充足			
	こども家庭センター型				

### 提供体制の考え方

利用者支援の強化のため、駅前子育て支援センターと中央保健センター内ママ☆ほっとテラスにおいて、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行います。また、各子育て支援センターにおいて、利用者支援専門員による定期的な巡回相談を実施します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 事業の内容

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園へ保護者が支払う給食費の副食費相当額の費用を助成します。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（支給児童数）	8	8	8	7	7
②確保方策（支給児童数）	対象者全て				→
過不足（② - ①）	充足				→

### 提供体制の考え方

児童数の減少に伴い、対象者も緩やかな減少傾向で推移すると想定されますが、対象世帯への支給率100%の体制を維持します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼稚園、保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所等の設置または運営を促進するための事業です。必要に応じて新規参入施設等の事業者を支援します。

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

### 事業の内容

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を早期に発見できる体制づくりに努めるとともに、支援の必要な家庭に対し、家事・育児等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	326	314	305	295	285
②確保方策（延べ利用者数）	336	336	336	336	336
過不足（② - ①）	充足				→

### 提供体制の考え方

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等に対し、支援者が保護者の気持ちに寄り添い中長期的な支援を実施することで養育環境を整えます。支援者に対して高い質が求められ維持することが必要であり、伊勢市子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）調整機関をはじめとした関係機関と事業実施者とで密な連携を図り、提供体制を整えていきます。

## (15) 児童育成支援拠点事業

### 事業の内容

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じ、包括的な支援を提供することで虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用者数）	7	7	7	6	6
②確保方策（利用者数）	7	7	7	6	6
過不足（② - ①）	充足				→

### 提供体制の考え方

養育環境に課題を抱える家庭の児童等に対し生活に関する包括的な支援を提供し、学齢期の養育環境の影響による将来的な福祉課題の発生を防ぐことで、こどもたちが健やかに成長できる環境を整備するため、学校から自宅への送迎を含めた放課後の居場所となる拠点を開設し体制を整備していきます。

## (16) 親子関係形成支援事業

親子の再統合には、丁寧で隙間のない支援が求められ、支援を行う職員の人材の育成と継続的な支援を行える体制を構築していく必要があります。そのため、子育て支援に携わる職員が、保護者支援プログラムを用いて親子再統合支援を進めていくため、子育てについてのアドバイスができるよう人材育成を行います。

また、児童家庭支援センターと連携し、子育てに不安を抱える保護者への対面でのピアカウンセリングやグループへの講座等を実施し支援が提供できるよう、関係機関との連携強化や相談先の周知を行います。

## (17) 妊婦等包括相談支援事業

### 事業の内容

妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と、母子健康手帳交付や新生児訪問などの母子保健施策と連携を図りながら、全ての妊婦・配偶者・子育て家庭が安心して出産・子育てができる切れ目のない支援体制を実施します。

### 量の見込みと確保方策

(単位：回)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ面談実施回数）	1,630	1,580	1,550	1,530	1,500
②確保方策（延べ面談実施回数）	対象となる 全ての家庭				→
過不足（② - ①）	充足				→

### 提供体制の考え方

安心して出産・子育てができるよう妊娠期からの切れ目のない支援として妊娠・出産・子育て期に面談を行う伴走型の相談支援体制が整っており、現行を維持し支援を引き続き実施します。

## (18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### 事業の内容

すべての子どもの育ちを応援し、すべての子育て世代に対して、多様な働き方や、ライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度（こども誰でも通園制度）が開始されることから、地域のニーズを把握した受け入れ体制を確保できるよう、公私立施設との調整を行います。（令和8年度から正式実施）

### 量の見込みと確保方策

（単位：人日）

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	12	12	12	12	12
②確保方策（延べ利用者数）	15	15	15	15	15
過不足（② - ①）	充足				→

### 提供体制の考え方

対象者が重複する一時保育（0～2歳）の利用者数から推計した見込み量を基に、地域のニーズを把握し、市内5園（各定員3人）程度の実施園を確保し、必要な支援を実施します。

## (19) 産後ケア事業

### 事業の内容

退院直後の母子に対して産後も安心して子育てができるよう短期入所型、通所型、居宅訪問型で心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施します。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用者数）	130	215	310	375	460
②確保方策（利用者数）	対象となる全ての家庭				→
過不足（② - ①）	充足				→

### 提供体制の考え方

産後ケア施設での休養の機会を提供すると共に心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるよう引き続き支援を実施します。

## 2－4 教育・保育の一定的提供及び体制の確保

---

### 【認定こども園の普及に対する基本的な考え方】

幼保連携型施設（認定こども園）については、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や市民のニーズ、既存施設の状況等を踏まえて検討する必要があるとともに、地域の理解を十分に得る必要があります。これらを踏まえながら、幼稚園・保育所から認定こども園への移行に必要な支援を行い、それぞれの地域の実情に応じた段階的な整備に努めます。

### 【利用調整等による確保】

保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、3号認定（1・2歳）については、適切に量を見込み、必要に応じて、確保の内容について検討します。

## 2－5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

---

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、より実態に応じた給付方法について検討を行います。

特定子ども・子育て支援施設等<sup>\*</sup>の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、三重県との連携を進めます。

### 3 放課後児童対策パッケージに基づく取組について

#### 3-1 放課後児童対策パッケージの趣旨と目的

主に共働き家庭等において、保育所等を利用していった児童が小学校に入学すると、平日の放課後や、夏休み等長期休暇中にどこへ子どもを預けるかといった問題、いわゆる「小1の壁」に直面します。この「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、「新・放課後子ども総合プラン」（令和元年度～令和5年度）に基づく取組を推進してきました。プラン終了後もその理念や掲げた目標等を踏まえつつ、喫緊の課題を解決するために取り組むべき対策としてとりまとめられたのが「放課後児童対策パッケージ」です。

##### ① 放課後児童クラブの受け皿整備等の推進

放課後児童対策における喫緊の課題は、放課後児童クラブの待機児童の解消です。これを解決するために必要なことは、「放課後児童クラブを開設する場の確保」、「放課後児童クラブを運営する人材の確保」及び「適切な利用調整（マッチング）」と考えられます。

場の確保のためには、学校施設内外問わず活用できる場を求めていくこと、人材の確保については、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、常勤職員配置の改善等に取り組むこと、適切な利用調整（マッチング）の面では、正確な待機児童の発生状況や放課後児童クラブの空き状況を適時に把握し、調整を行うことが求められます。また、地域の実情等に応じて、在籍している小学校から離れた放課後児童クラブへの送迎を行うことにより、空き定員を有効活用し、放課後にこどもが過ごす場を確保することも有効であると考えられます。

##### ② 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

放課後児童対策において、すべてのこどもにとって安全・安心な居場所を確保していくことが求められています。この実現のためには、従事する職員やコーディネートする人材の確保が重要です。また、これまで推進してきた放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型に留まらず、多様な居場所づくりを推進し、あわせて、質の向上に資する取組を多角的に行っていく必要があります。

## (1) 放課後児童クラブにおける目標事業量

児童数は減少傾向にありますが今後も利用者数は増える見込みであり、ニーズが高い地域では放課後児童クラブの定員増、もしくは増設を図っていきます。

(単位：人)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（在籍児童数）	1,671	1,704	1,743	1,756	1,749
②確保方策	定員	1,687	1,722	1,757	1,757
	実施か所数	35か所	36か所	37か所	37か所
過不足（②-①）	充足	—	—	—	→

## (2) 放課後子ども教室の実施計画

放課後子ども教室については、全小学校区を対象に実施されており、100日の実施が維持できるように努めます。

(単位：日)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施日数	100	100	100	100	100

## (3) 連携型\*の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における目標事業量

連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、90日以上の実施が維持できるよう努めます。

(単位：日)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施日数	90以上	90以上	90以上	90以上	90以上

## (4) 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における目標事業量

校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、令和11年度までに5か所の実施をめざします。

(単位：か所)

区分	計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施か所数	2	2	3	3	5

## **(5) 連携型、校内交流型の推進に関する方策**

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する方策については、共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーター等が情報を交換し、連携してプログラムの内容・実施日等を検討します。

## **(6) 小学校施設の活用**

小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策については、教育委員会と福祉部局の担当者が必要に応じて各小学校を訪問し、学校施設の活用に取り組みます。

## **(7) 教育委員会と福祉部局の連携**

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策は、放課後活動実施にあたっての責任体制を文書化する等明確化して連携していきます。

## **(8) 特別な配慮を必要とする児童への対応**

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施にあたっては、障がいのある児童など、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができる環境の配慮に留意します。

## **(9) 放課後児童クラブの質をさらに向上させていくための方策**

放課後児童クラブは、単に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」、「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っています。こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることができるよう、放課後児童支援員と話し合う機会を持つとともに、放課後児童支援員が受ける研修の機会を増やして保育の質を向上させ、各放課後児童クラブがより地域のこどもたちに合った遊びや生活の提供を行うための育成支援の強化に努めます。



## **第6章**

---

# **伊勢市の就学前の子どもの教育・保育 に関する整備方針・施設整備計画**

## 第6章 伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針・施設整備計画

### 1 市内教育・保育施設の現状と前計画期間における公私立施設の状況について

現在、伊勢市には、公立・私立合わせて、幼稚園が7施設、保育所が25施設、認定こども園が9施設、小規模保育事業所が4施設、合計で45施設があります。公立幼稚園は2施設、また公立保育所は6施設が建築から40年以上経過しており、これらの施設については老朽化が進んでいることから、今後、大規模修繕や改築が必要となります。

平成26年12月に策定した前計画では、整備後の公立施設数を「幼稚園2、保育所8、認定こども園1」としてきました。また、「現存の公立施設のうち子育て支援センターの併設や多機能化に対応できる施設を存続させることとし、各地域における拠点として整備し、他の施設は、統合や民間への移管等により公立施設のスリム化を図る」としています。

計画策定後、私立施設の認定こども園への移行、私立小規模保育事業所の新設や公立施設の民間移管や統合による建て替えに取り組んできました。しかし、現状の施設の設置状況や将来的に就学前児童数がさらに減少することにより、就学前の教育・保育の需要の更なる減少が見込まれることから、民間施設の運営状況や体制を考慮しつつ、市全体で適切な定員設定となるような対応を図る必要があります。

前計画期間（平成27年度から令和6年度）における公私立施設の状況（開設、移管、廃止等）については以下のとおりとなります。

## 前施設整備計画（平成27年度から令和6年度）の進捗結果

	前計画当初	改定時 R3. 6時点	期間後 R7. 3時点	整備後
	H26. 12時点			
保育所	明倫保育所	⇒ 存続	⇒ 存続	明倫保育所
	浜郷保育所	⇒ 存続	⇒ 存続	浜郷保育所
	大世古保育所	⇒ 民間移管	⇒ 民間移管	H30民間移管 (私立：いせの杜保育園)
	保育所きらら館	⇒ 存続	⇒ 存続	保育所きらら館
	二見浦保育園	⇒ 統合整備	⇒ 統合整備	R5. 4. 1 統合整備 ふたみ保育園
	五峰保育園	⇒ 統合整備	⇒ 統合整備	
	高城保育園	⇒ 民間移管	⇒ 民間移管	R2民間移管 (私立：えがおあけぼの保育園)
	保育所あけぼの園	⇒ 存続	⇒ 存続	保育所あけぼの園
	保育所しらとり園	⇒ 存続	⇒ 存続	保育所しらとり園
	保育所ゆりかご園	⇒ 存続	⇒ 存続	保育所ゆりかご園
	御園第一保育園	⇒ 存続	⇒ 存続	御園第一保育園
	御園第二保育園	⇒ 存続	⇒ 存続	御園第二保育園
幼稚園	しごうこども園（保）	⇒ 存続	⇒ 存続	しごうこども園
	しごうこども園（幼）	⇒ 存続	⇒ 存続	しごうこども園
	小俣幼稚園	⇒ 存続	⇒ 存続	小俣幼稚園
	明野幼稚園	⇒ 存続	⇒ 存続	明野幼稚園
	神社幼稚園	⇒ 休園	⇒ 廃止	
	城田幼稚園	⇒ 休園	⇒ 廃止	
	豊浜西幼稚園 豊浜東幼稚園 北浜幼稚園 沼木幼稚園 早修幼稚園（休園）	⇒ 休園	⇒ 廃止	R4. 3. 31廃止
保育所	13	10	保育所	8
幼稚園	10	10	認定こども園	1
			幼稚園	2

【多様な保育サービスの提供（子育て支援センター開設等）】

年度	内 容
令和元年度	・御園子育て支援センター：開設
令和5年度	・ふたみ保育園：B型延長保育*の開始 ・駅前子育て支援センター、駅前一時保育室：開設

【私立保育所・幼稚園（認定こども園への移行）】

年度	内 容
平成 29 年度	・ゆたかこども園：認定こども園へ移行 ・マリアこども園：認定こども園へ移行
平成 30 年度	・有緝こども園：認定こども園へ移行
令和元年度	・めいりんこども園：認定こども園へ移行 ・中島こども園：認定こども園へ移行

【小規模保育事業所（A型）】

年度	内 容
平成 30 年度	・にこにこ保育園：開設
令和3年度	・まるこ保育園：開設 ・にこにこ保育園第2：開設
令和4年度	・キッズラボ保育園みその：開設

## 2 就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針

### 2-1 すべての就学前のこどもに対応する教育・保育について

#### (1) 就学前の子どもの教育・保育の質の充実

就学前の教育・保育の質の充実に向け、それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園等が地域における就学前の子どもの育ちを支える中心的な役割を担い、地域の特色を生かした教育・保育の質をより一層充実させるとともに、小学校へのスムーズな就学に向けて、職員同士の交流や学校教育と就学前教育の相互理解、情報共有を進め、保幼小の連携を強化します。

#### (2) 就学前の子どもの教育・保育に関する施設の類型について

就学前の子どもの教育・保育を行う施設としては、保護者の就労等の有無に関係なく利用できる認定こども園は、保護者にとって利用しやすい施設であると考えられます。既設の認定こども園における状況を十分検証しながら、市内全体の教育・保育施設の適正配置を考慮しつつ、地域の状況に応じて公・私立施設の認定こども園化も検討します。

小規模保育事業等の地域型保育事業の設置については、保育所や認定こども園を補完する役割として、今後の保育需要に応じてその都度、整備の必要性を検討します。

#### (3) 特別支援教育・保育の充実

発達障がいを含む障がいのある子どもたちが、伊勢市の就学前の教育・保育施設において、その教育的ニーズ・保育的ニーズに応じた支援を受けることができるよう体制を強化します。

公立・私立施設の保育士及び幼稚園教諭の更なる資質向上を目的とした研修会・講演会を開催し、こども理解・障がい者理解を進め、支援に結びつけていきます。また、障がいのある子どもたちに適切な支援が行えるように、市内の各教育・保育施設に対して専門家による指導・助言を受ける機会を設けるとともに、介助員や生活支援員等の人的配置等充実を図ります。合わせて、子どもの育ちや将来的な見通しについて保護者とともに考えていくための「個別の教育支援計画\*」や「パーソナルファイル\*」などの作成および利活用を推進していきます。

就学前の教育・保育施設での特別支援教育・保育を推進し充実を図るために、関係機関との連携や支援に向けたアドバイスができるような相談体制を強化します。

## 2－2 子育て支援の充実と家庭・地域との連携について

### (1) 子育て支援の充実

現在、市内には7か所で子育て支援センターを開設し、子育て中の親の孤独感や不安感の軽減と、家庭や地域の子育て機能の向上を図るため、子育て家庭の交流の場の提供や子育てに関する講座の開催、子育てに関する情報提供を実施しています。

令和5年5月に開設した駅前子育て支援センターについて、市における子育て支援施設の中心的施設として位置づけ、各地域の状況に応じた子育て支援事業の充実を図るとともに、利用者支援専門員による巡回相談を実施し、子育て家庭の個々のニーズの把握、相談内容に応じた子育て支援情報の提供や関係機関との連携強化を推進していきます。

また、こどもまんなか実行計画において、妊産婦、子育て世帯やこどもが気軽に相談でき、必要な支援につながることのできる子育て世代の身近な相談機関として「地域子育て相談機関」の整備が求められており、地理的・社会的条件、子育て施設の整備状況等総合的に勘案し、地域の実情に応じて、その役割を担う施設を検討します。

### (2) 家庭・地域との連携

「子どもの想いが実現する 笑顔あふれるまち 伊勢」を進めるためには、地域社会全体で、子どもの成長を見守り、子育てを助け合える気運を醸成しなければなりません。そのため、就学前の子どもの教育・保育施設では、地域の人材を活用したり、子どもの体験活動の場を地域に求めるなど、地域社会と協同した就学前の子どもの教育・保育を展開していきます。

## 2－3 公立施設のあり方について

### (1) 保・幼・小の連携を含む実践研究等の中核的な役割

公立施設においては、保幼小の連携等、実践的な研究をすることで、教育・保育の課題を明確にし、架け橋期<sup>\*</sup>のカリキュラムについて検討するなど、幼児教育の中核的な役割を担います。

### (2) 特別支援教育・保育の中心的役割

公立施設においては、特別支援教育・保育に積極的に取り組み、支援が必要な幼児への適切な支援や、子どもの発育に不安や悩みを抱く保護者へのアドバイス等を行います。また、関係機関が開催する研修会等への積極的な参加に努め、特別支援教育・保育に関する職員の資質向上・意識向上をめざします。知識や経験を持ったアドバイザー等の人材の育成や配置を進めていき、特別支援教育・保育体制の充実を図ります。

### (3) 多様な保育ニーズへの対応

各施設において、園庭開放や子育て相談等の子育て支援に努め、未就園児も利用しやすい地域に根付いた施設をめざすとともに、こども未来戦略で示された「こども誰でも通園制度」について、令和8年度より本格的な実施を控えており、利用者のニーズを把握するとともに、先行して実施しているモデル事業の利用状況や他自治体の動向を確認しながら実施に向けて検討します。

また、各地域の実情に応じて、延長・休日保育や一時保育などの多様なニーズへ対応できる拠点的な施設が必要であり、私立施設との調整のもとで、公立施設はそれを積極的に担います。

### (4) 公立施設の整備・整理方針

少子化に伴い児童数が減少しており、今後もさらに減少することが見込まれています。公立施設の整理統合にあたっては、待機児童を出さないための受け皿としての役割を持ちながらも、児童数や地域分布、保育ニーズ、施設の態様、民間施設を含めた既存施設の配置や運営状況等を勘案した上で、多様な保育サービスを提供する施設として整備することを基本に、市全体の適正配置を図ることとします。

また、特別な支援や医療的ケアを必要としている児童の教育・保育施設の利用にあたって、保護者のニーズを的確に把握し、個々の児童の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全な保育を提供できるようセーフティネットとして保育体制や環境を整備します。

既存の公立施設のうち、子育て支援センターの併設や多機能化に対応できる施設を各地域における拠点として、耐用年数を勘案しながら整備し、他の施設については統廃合も視野に入れ、整理します。

なお、就学前教育・保育の環境として、集団の規模が小さくなると職員と子どものつながりが深くなる半面、集団としての力や社会性を身に付けることに困難が生じます。教育の質や効果を確保するという観点から、集団の最低人数（15人）を下回った幼稚園については整理していきます。

### 3 就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画

#### 3-1 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として取り組みます。

ただし、計画期間中であっても、こども基本法に基づく市のことども計画との整合を図るために、必要に応じて計画の見直しを検討するものとします。

#### 3-2 公立施設の整備計画

2-3に示す公立施設のあり方を踏まえ、子育て支援センターの併設や多様な保育ニーズに対応できる施設を存続させることとし、今後の児童数の推移や保育ニーズ、耐用年限を考慮して統廃合により、各地域における拠点として整備することで市全体の適正配置を図ります。

なお、この計画に沿って整理統合をするにあたっては、就学前の教育・保育の質を低下させないこと、待機児童が生じることのないことを前提とし、津波や浸水、洪水被害が見込まれる地域については防災面も考慮して設置場所や建物の構造等を検討し、整備していくこととします。

##### (1) 明倫保育所

市中心部に位置し、過去5年の入所児童数は60人前後を推移しており、保育需要は、今後も同程度の児童数で推移すると見込まれることから、本計画期間内は公立施設として存続させていきます。

建物の耐用年限は令和25年ですが、耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮した上で、他施設との統合を検討していきます。

なお、併設している子育て支援センターについては、近隣に開設した駅前子育て支援センターとの役割を整理し利用状況を踏まえたうえで、子育て世帯を支援する機能の実施について検討します。

##### (2) 浜郷保育所

過去5年の入所児童数はピークを過ぎたものの、その後は75人前後で推移しており、保育需要は、今後も同程度の児童数で推移するものと見込まれることから、本計画期間内は公立施設として存続させていきます。

建物の耐用年限は令和23年ですが、耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮した上で、他施設との統合を検討していきます。なお、現在の施設は、送迎車両の通行に関する課題のほか、利用者も幅広い地域から児童が利用しており、統合にあたっては、立地を考慮する必要があります。

### (3) 保育所きらら館

平成 19 年度に、3 保育所を統合し新築した施設であり、送迎利便性のよい立地であることからも保育需要の非常に高い施設です。また、子育て支援センターを併設するとともに、延長保育、休日保育、一時保育を実施する多機能保育所であり、今後も当市における子育て支援のモデル的役割を果たす公立施設として存続させていきます。

### (4) 保育所しらとり園

待機児童対策として令和元年度に定員変更を行い、乳児保育に対応する施設としました。周辺地区の人口推移や宅地開発の状況から保育需要が高い施設であり、入所児童数は高い状況で推移していることから、本計画期間内は公立施設として存続させていきます。

令和 19 年に建物の耐用年限を迎ますが、保育室の配置や数に課題があることから、耐用年限の前後における他施設との統合による認定こども園化も視野に入れ、施設の方向性について検討していきます。

### (5) 保育所ゆりかご園

周辺地区の人口推移や宅地開発の状況から保育需要が高い施設であり、入所児童数は多い状況で推移しています。近接する小俣保健センター内で子育て支援センターと一時保育を実施する多機能施設であり、多様な保育ニーズに対応した小俣地区における子育て支援の拠点的役割を担う公立施設として存続させていきます。

建築から 50 年近くを経過しており、令和 17 年には建物の耐用年限を迎えることから、その時期を勘案しながら他施設との統合による認定こども園化も視野に入れ検討していきます。

### (6) 御園第一保育園

送迎利便性がよく、保育需要が高い施設であり、入所児童数は多い状況で推移しています。近接する御園総合支所内で子育て支援センターと一時保育を実施する多機能施設であり、御園地区における子育て支援の拠点的役割を担う公立施設として存続させていきます。

令和 2 年度に大規模修繕を実施していますが、建築から 50 年が経過し、令和 14 年には建物の耐用年限を迎えることから、延長・休日保育を実施することによる多機能化を検討し、耐用年限の前後に御園第二保育園との統合を踏まえた建て替えを行います。

### (7) 御園第二保育園

施設規模に対して入所児童数が少ない状況ですが、過去 5 年の入所児童数は 70 人前後を推移しており、保育需要は、今後も同程度の児童数で推移すると見込まれます。周辺地域の避難施設として指定を受けていることから本計画期間内は、公立施設として存続させていきます。

建築から 50 年を経過しており令和 15 年には建物の耐用年限を迎えることから、耐用年限の前後に御園第一保育園との統合を踏まえた建て替えを行います。

## (8) ふたみ保育園

令和5年度に、津波浸水の危険性が高い地域である二見地区の3保育所を統合し、高台へ新築した施設です。小中学校と隣接し、送迎利便性もよく、二見地区で唯一の保育施設であることから保育需要の高い施設です。子育て支援センターを併設するとともに、延長保育を実施する多機能保育所であり、二見地区における子育て支援の拠点的役割を担う公立施設として存続させていきます。

## (9) しごうこども園

平成23年度にあさま保育所と四郷幼稚園を統合し新築した幼保連携型認定こども園であり、一時保育の実施、子育て支援センターの併設により地域の子育て支援の拠点的役割を担っています。また、当市における認定こども園の先進的取組の実践施設として機能しているため、今後も、保幼小の連携等の実践研究を担う公立施設として存続させていきます。

## (10) 小俣幼稚園

園児数はピークを過ぎたものの、その後は75人前後で推移しており、周辺地区の人口推移や宅地開発の状況から今後も同程度の園児数で推移するものと見込まれます。小俣地区における多様なニーズに対応した幼児教育の中心的な役割を担っていることから、本計画期間内は公立施設として存続させていきます。

建物の耐用年限は令和21年ですが、耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮した上で、他施設との統合による認定こども園化も視野に入れ検討していきます。

## (11) 明野幼稚園

園児数は減少傾向ではありますが、周辺地区の人口推移や宅地開発の状況から今後も現在と同程度の園児数で推移するものと見込まれることから、本計画期間内は公立施設として存続させていきます。

建築から50年を経過しており、令和13年には建物の耐用年限を迎えることから、今後の園児数の推移を考慮した上で、他施設との統合も含め、存続について検討していきます。

## (12) 駅前子育て支援センター・駅前一時保育室

令和5年度に、妊娠・出産から子育てまで総合的に支援する健康福祉ステーションに設置した施設です。子育て支援センターと一時保育室を併設し、親子がともに遊べる交流ひろばを備え、子育て期の様々な相談支援や情報発信、健康福祉ステーション内の他部署と連携するなど、子育てに関する拠点として機能しているため、今後も、市内の子育て支援センターの中心的な役割を備えた公立施設として存続させていきます。

## 公立施設整備計画表（令和7年度から令和11年度）

		現状	計画期間中の施設の状況	計画期間以降の将来的な方向性
保育所	(1) 明倫保育所	⇒	存続 併設施設の機能転換の検討	耐用年数及び今後の保育需要の動向を考慮し、他の施設との統合を検討していきます。
	(2) 浜郷保育所	⇒	存続	耐用年数及び今後の保育需要の動向を考慮し、他の施設との統合を検討していきます。
	(3) 保育所きらら館	⇒	存続	市における子育て支援のモデル的役割を担う多機能保育所として存続させていきます。
	(4) 保育所しらとり園	⇒	存続	耐用年数及び今後の保育需要の動向を考慮し、他の施設との統合による認定こども園化を含め、施設の方向性を検討していきます。
	(5) 保育所ゆりかご園	⇒	存続	多様な保育ニーズに対応した、小俣地区における拠点的施設として、他の施設との統合による認定こども園化も視野に入れ検討していきます。
	(6) 御園第一保育園	⇒	存続 建替時期及び機能追加の検討	延長・休日保育等の多機能化を検討し、御園地区における拠点的施設として、御園第二保育園との統合を踏まえた建て替えを行います。
	(7) 御園第二保育園	⇒	存続 建替時期及び機能追加の検討	耐用年数及び今後の保育需要の動向を考慮し、御園第一保育園との統合を踏まえた建て替えを行います。
	(8) ふたみ保育園	⇒	存続	二見地区における子育て支援の拠点的役割を担う多機能施設として存続させていきます。
認定こども園	(9) しごうこども園	⇒	存続	地域の子育て支援の拠点的役割、保幼小の連携等の実践研究を担う多機能施設として存続させていきます。
幼稚園	(10) 小俣幼稚園	⇒	存続	耐用年数及び今後の保育需要の動向を考慮し、他施設との統合による認定こども園化も視野に入れ、検討していきます。
	(11) 明野幼稚園	⇒	存続	耐用年数及び今後の園児数を考慮し、他の施設との統合も含め、存続について検討していきます。

### ○計画期間後の施設数

保育所	8	保育所	8
認定こども園	1	認定こども園	1
幼稚園	2	幼稚園	2

## 4 関係資料

### 4-1 各施設の入所（園）状況

#### 【幼稚園】

施設名	公立 私立	定員	所在地	入所（園）児童数			充足率 (R 6)
				H 26	R 1	R 6	
小俣幼稚園	公立	200	小俣町本町	153	127	77	38.50%
明野幼稚園	公立	70	小俣町明野	61	54	25	35.71%
常盤幼稚園	私立	25	岩淵1丁目	28	22	30	120.00%
まるこ幼稚園	私立	60	一之木1丁目	53	51	58	96.66%
双康幼稚園	私立	90	黒瀬町	103	93	68	75.55%
神宮高倉山幼稚園	私立	180	八日市場町	53	42	19	10.55%
神宮五十鈴川幼稚園	私立	200	宇治中之切町	36	25	27	13.50%

※定員については令和6年4月1日時点、入所（園）児童数については各年度とも5月1日時点。

#### 【保育所】

施設名	公立 私立	定員	所在地	入所（園）児童数			充足率 (R 6)
				H 26	R 1	R 6	
明倫保育所	公立	90	吹上2丁目	78	60	57	63.33%
浜郷保育所	公立	120	黒瀬町	94	112	75	62.50%
保育所きらら館	公立	75	常磐2丁目	75	76	72	96.00%
保育所しらとり園	公立	80	小俣町湯田	58	72	79	98.75%
保育所ゆりかご園	公立	150	小俣町本町	151	131	123	82.00%
御園第一保育園	公立	180	御園町長屋	171	147	134	74.44%
御園第二保育園	公立	150	御園町高向	81	65	77	51.33%
ふたみ保育園	公立	180	二見町光の街	—	—	171	95.00%
大湊保育園	私立	50	大湊町	49	50	34	68.00%
一色保育園	私立	70	一色町	127	90	49	70.00%
村松保育園	私立	45	村松町	51	37	29	64.44%
船江保育園	私立	90	船江3丁目	85	93	82	91.11%
たけのこ保育園	私立	120	常磐町	102	118	123	102.50%
東大淀保育園	私立	60	東大淀町	52	49	38	63.33%
豊浜西保育所	私立	90	磯町	140	116	86	95.55%
みどり保育園	私立	30	矢持町	32	32	21	70.00%
有滝保育園	私立	30	有滝町	35	22	22	73.33%

施設名	公立 私立	定員	所在地	入所（園）児童数			充足率 (R 6)
				H26	R 1	R 6	
中須保育園	私立	100	中須町	108	103	97	97.00%
佐八保育園	私立	50	佐八町	64	57	42	84.00%
みややま保育園	私立	90	旭町	99	87	85	94.44%
なかよし保育所	私立	45	勢田町	47	47	40	88.88%
えがお保育園	私立	60	小俣町元町	69	66	68	113.33%
あけの保育園	私立	90	小俣町新村	108	100	91	101.11%
いせの杜保育園	私立	70	大世古4丁目	—	77	54	77.14%
えがおあけぼの保育園	私立	125	小俣町明野	—	—	125	100.00%

※定員については令和6年4月1日時点、入所（園）児童数については各年度とも5月1日時点。

### 【認定こども園】

施設名	公立 私立	定員	所在地	入所（園）児童数			充足率 (R 6)
				H26	R 1	R 6	
しごうこども園	公立	30	一宇田町	8	18	11	36.66%
		95		95	88	82	86.31%
修道こども園	私立	40	楠部町	49	40	33	82.50%
		120		102	131	112	93.33%
暁の星こども園	私立	75	小俣町本町	145	48	26	34.66%
		175		50	168	153	87.42%
和順こども園	私立	60	小俣町元町	43	62	40	66.66%
		60		66	46	55	91.66%
マリアこども園	私立	15	岡本1丁目	—	1	4	26.66%
		105		121	93	89	84.76%
ゆたかこども園	私立	90	御園町王中島	261	117	64	71.11%
		160		—	152	157	98.12%
有緝こども園	私立	45	船江2丁目	124	42	41	91.11%
		96		—	90	98	102.08%
めいりんこども園	私立	35	岡本1丁目	75	61	39	111.42%
		90		—	44	83	92.22%
中島こども園	私立	30	中島2丁目	47	45	30	100.00%
		73		—	57	73	100.00%

※各施設の上段は、1号認定、下段は、2・3号認定を示しています。

※定員については令和6年4月1日時点、入所（園）児童数については各年度とも5月1日時点。

【小規模保育事業所（A型）】

施設名	公立 私立	定員	所在地	入所（園）児童数			充足率 (R 6)
				H26	R 1	R 6	
にこにこ保育園	私立	12	小俣町元町	—	22	14	116.66%
まるこ保育園	私立	6	一之木1丁目	—	—	6	100.00%
にこにこ保育園第2	私立	12	小俣町元町	—	—	13	108.33%
キッズラボ保育園みその	私立	19	御園町長屋	—	—	16	84.21%

※定員については令和6年4月1日時点、入所（園）児童数については各年度とも5月1日時点。

## 4－2 公立施設の建築年等

【公立幼稚園、保育所、認定こども園】

施設名	所在地	建築年	構造	耐用年限
小俣幼稚園	小俣町本町	昭和 54 年	鉄筋コンクリート造	令和 21 年
明野幼稚園	小俣町明野	昭和 46 年	鉄筋コンクリート造	令和 13 年
明倫保育所	吹上 2 丁目	昭和 58 年	鉄筋コンクリート造	令和 25 年
浜郷保育所	黒瀬町	昭和 56 年	鉄筋コンクリート造	令和 23 年
保育所きらら館	常磐 2 丁目	平成 19 年	鉄骨造	令和 49 年
保育所しらとり園	小俣町湯田	昭和 52 年	鉄筋コンクリート造	令和 19 年
保育所ゆりかご園	小俣町本町	昭和 50 年	鉄筋コンクリート造	令和 17 年
御園第一保育園	御園町長屋	昭和 47 年	鉄筋コンクリート造	令和 14 年
御園第二保育園	御園町高向	昭和 48 年	鉄筋コンクリート造	令和 15 年
ふたみ保育園	二見町光の街	令和 4 年	鉄骨造	令和 64 年
しごうこども園	一宇田町	平成 23 年	鉄骨造	令和 53 年

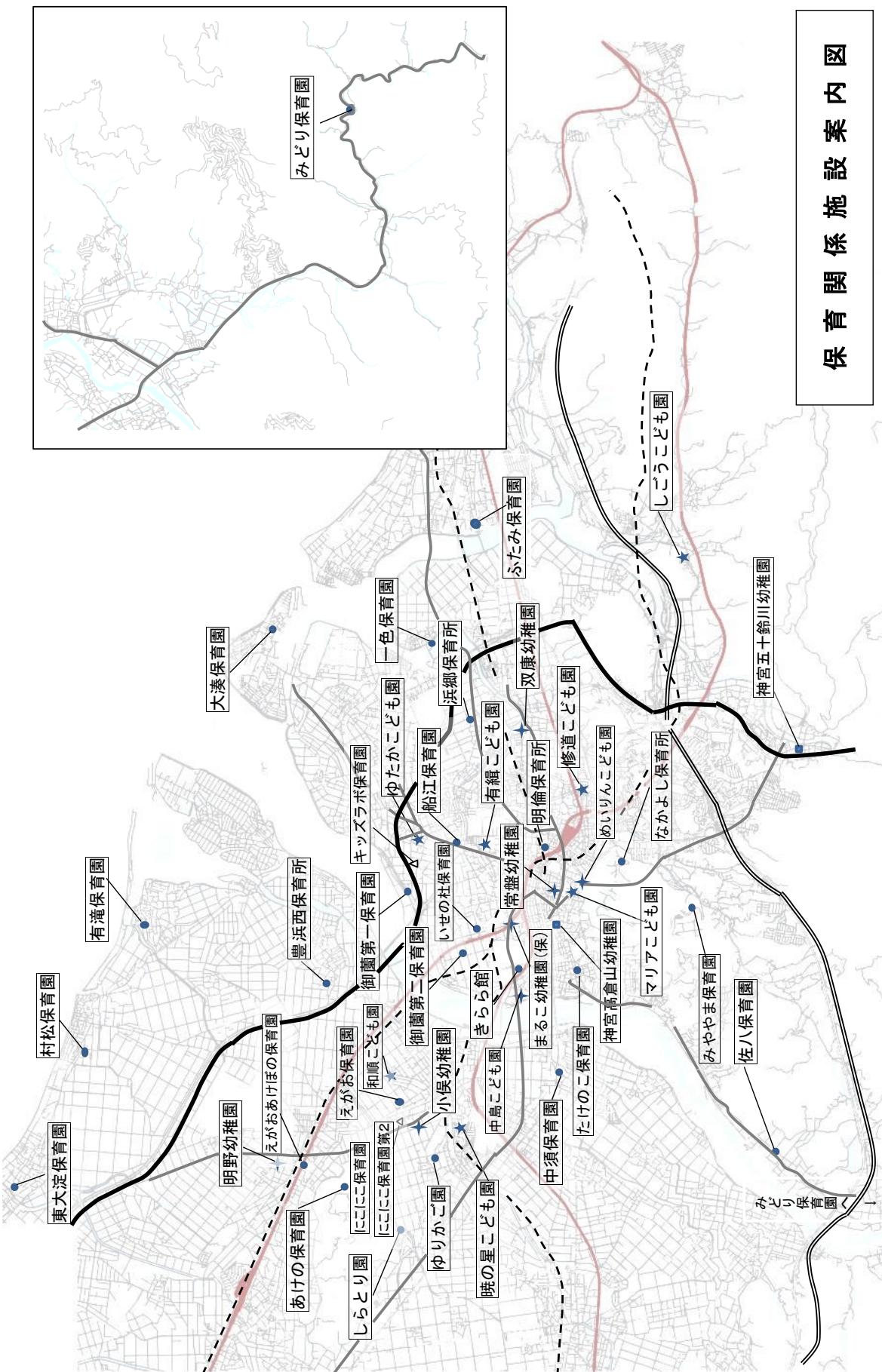
※耐用年限は、伊勢市公共施設等総合管理計画において目標耐用年数とする建築年から 60 年後としています。

## 4－3 就学前児童数の推移

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0歳	793	748	703	676	589
1歳	873	808	788	722	680
2歳	818	884	794	795	723
3歳	882	816	895	806	795
4歳	933	869	822	890	814
5歳	977	928	866	819	887
合計	5,276	5,053	4,868	4,708	4,488

※各年度 4 月末日時点、住民基本台帳人口より。

## 4-4 伊勢市管内保育関係施設案内図



## 第7章

---

# 計画の推進体制

## 第7章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所等のこども施策従業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

#### ◆関係機関との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、本市の実情に応じた施策を関係機関と連携を密にして展開します。

### 2 進捗状況の管理

本計画の策定に向けて、保護者、保健医療や教育の関係者、こども施策従事者や学識経験者等により構成される「伊勢市子ども・子育て会議」において議論を行ってきました。当会議は、こども施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査・審議する場に位置付けられているため、計画策定後も当会議において、年度計画の各施策の進捗状況を把握し、点検・評価を継続的に実施することにより、進行管理を行っていきます。

点検・評価等の結果は本市ホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画を見直し、必要に応じて一部改定を行うこととします。

## 資料 編

## 1 こども・子育て支援に関するニーズ調査の概要、結果（抜粋）

「こども・子育て支援に関するニーズ調査」より、本編に紹介されていない調査結果について、以下に抜粋して掲載します。

### 1 宛名のお子さんの育ちをめぐる環境について

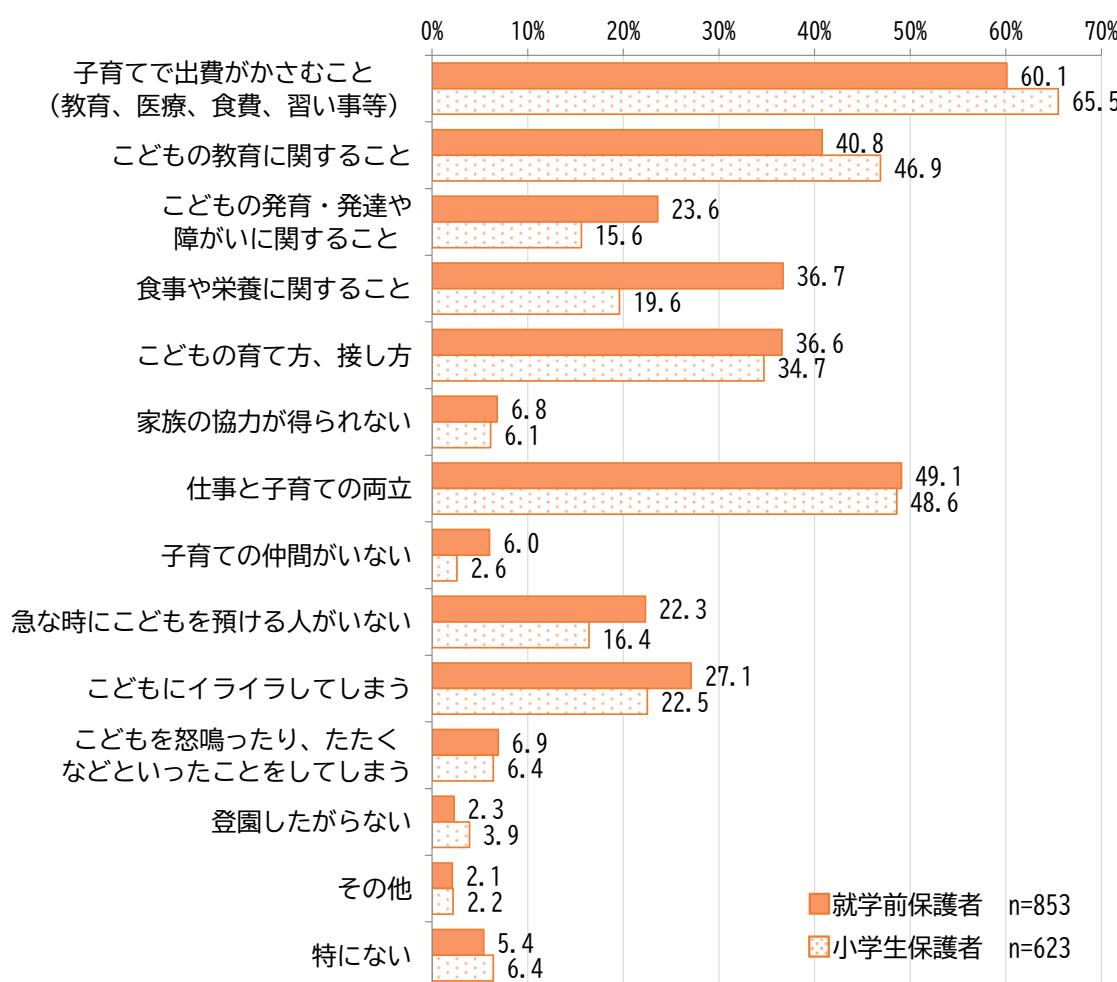
(1) あなたが子育てに関して日常的に悩んでいること、気になることは何ですか。

《○はいくつでも》

就学前児童の保護者では、「子育てで出費がかさむこと」が 60.1%で最も多く、次いで「仕事と子育ての両立」が 49.1%、「子どもの教育に関すること」が 40.8%と続いています。

小学生の保護者では、「子育てで出費がかさむこと」が 65.5%で最も多く、次いで「仕事と子育ての両立」が 48.6%、「子どもの教育に関すること」が 46.9%と続いています。

「食事や栄養に関するこことでは、就学前児童の保護者(36.7%)と小学生の保護者(19.6%)で差が 17.1 ポイントと大きくなっています。



## 2 宛名のお子さんの保護者の就労について

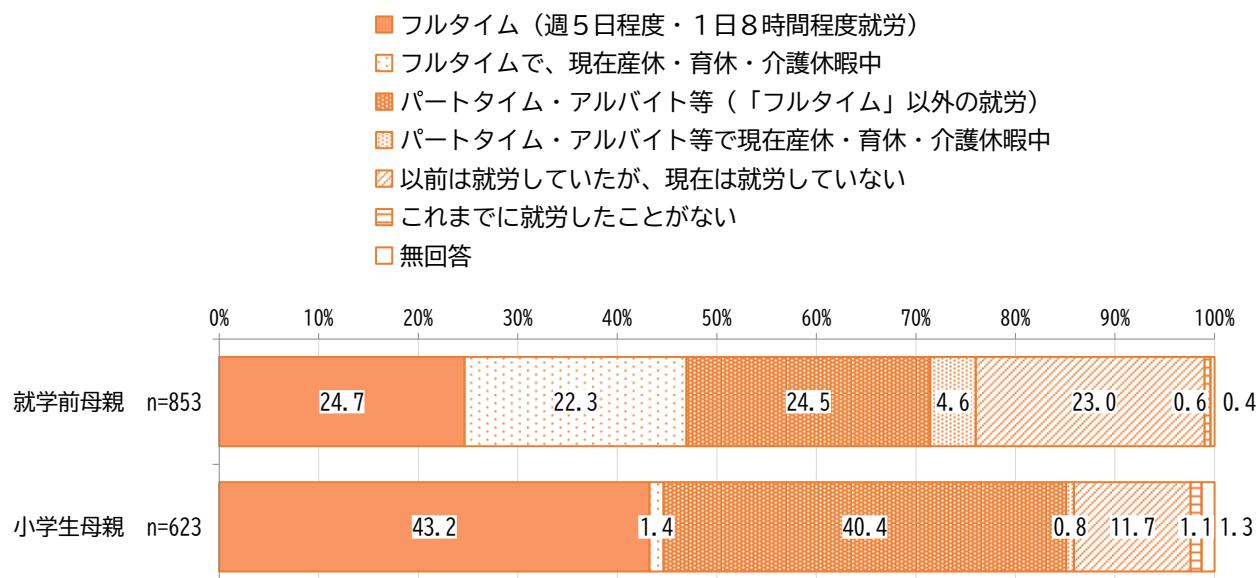
### (2) 母親の現在の就労状況（自営、家業に従事している場合を含む）をお聞きします。 《○は1つ》

就学前児童の母親では、「フルタイム」が 24.7%で最も多く、次いで「パートタイム・アルバイト等」が 24.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 23.0%と続いています。

小学生の母親では、「フルタイム」が 43.2%で最も多く、次いで「パートタイム・アルバイト等」が 40.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 11.7%と続いています。

「フルタイム」または「パートタイム・アルバイト等」で就労している母親は、小学生の母親（85.8%）と就学前児童の母親（76.1%）で 9.7 ポイント差となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童の母親では「フルタイムで、現在産休・育休・介護休暇中」が 12.6 ポイント増加、小学生の母親では「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度就労）」が 5.6 ポイント増加しており、いずれもフルタイムで就労している母親が増加しています。



母親の就労状況		フルタイム	介へフ 護産ル 休休タ 暇・イ 中育ム 休 ・	アパ ルト イタ トイ 等ム ・	介へアパ 護産ル 休休タ 暇・イタ 中育トイ 休等ム ・	就い以 労た前 しがは て、就 い現労 な在し いはて	しれ こま とが にな い労	無 回 答
就 学 前	今回調査 (n=853)	24.7%	22.3%	24.5%	4.6%	23.0%	0.6%	0.4%
	前回調査 (n=862)	26.5%	9.7%	32.7%	4.5%	24.5%	1.0%	1.0%
	増 減	-1.8pt	12.6pt	-8.2pt	0.1pt	-1.5pt	-0.4pt	-0.6pt
小 学 生	今回調査 (n=623)	43.2%	1.4%	40.4%	0.8%	11.7%	1.1%	1.3%
	前回調査 (n=885)	37.6%	1.1%	42.4%	0.6%	16.0%	0.7%	1.6%
	増 減	5.6pt	0.3pt	-2.0pt	0.2pt	-4.3pt	0.4pt	-0.3pt

### 3 平日の保育所（園）や幼稚園等の利用について

（3）①宛名のお子さんは、現在、平日に次の園等を定期利用していますか。

《定期利用しているものすべてに○》

②宛名のお子さんが平日に定期利用するものとして、今後も利用を続けたい、

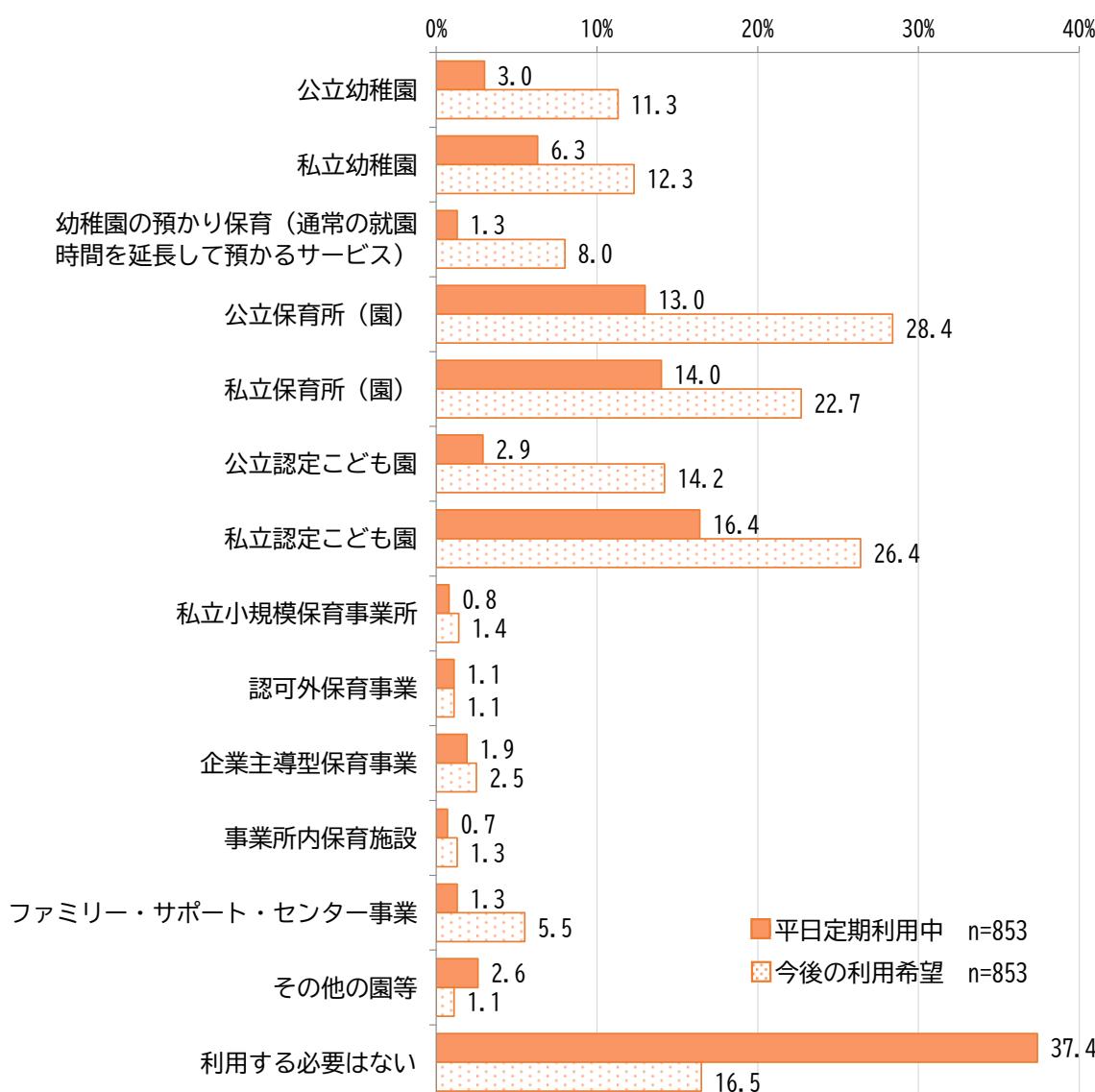
もしくは、新たに利用したいものはどれですか。《定期利用したいものすべてに○》

※就学前児童の保護者のみ回答

①平日に定期利用しているものでは、「利用する必要はない」が37.4%で最も多く、次いで「私立認定こども園」が16.4%、「私立保育所（園）」が14.0%と続いています。

②今後も利用を続けたい、もしくは新たに利用したいものでは、「公立保育所（園）」が28.4%で最も多く、次いで「私立認定こども園」が26.4%、「私立保育所（園）」が22.7%と続いています。

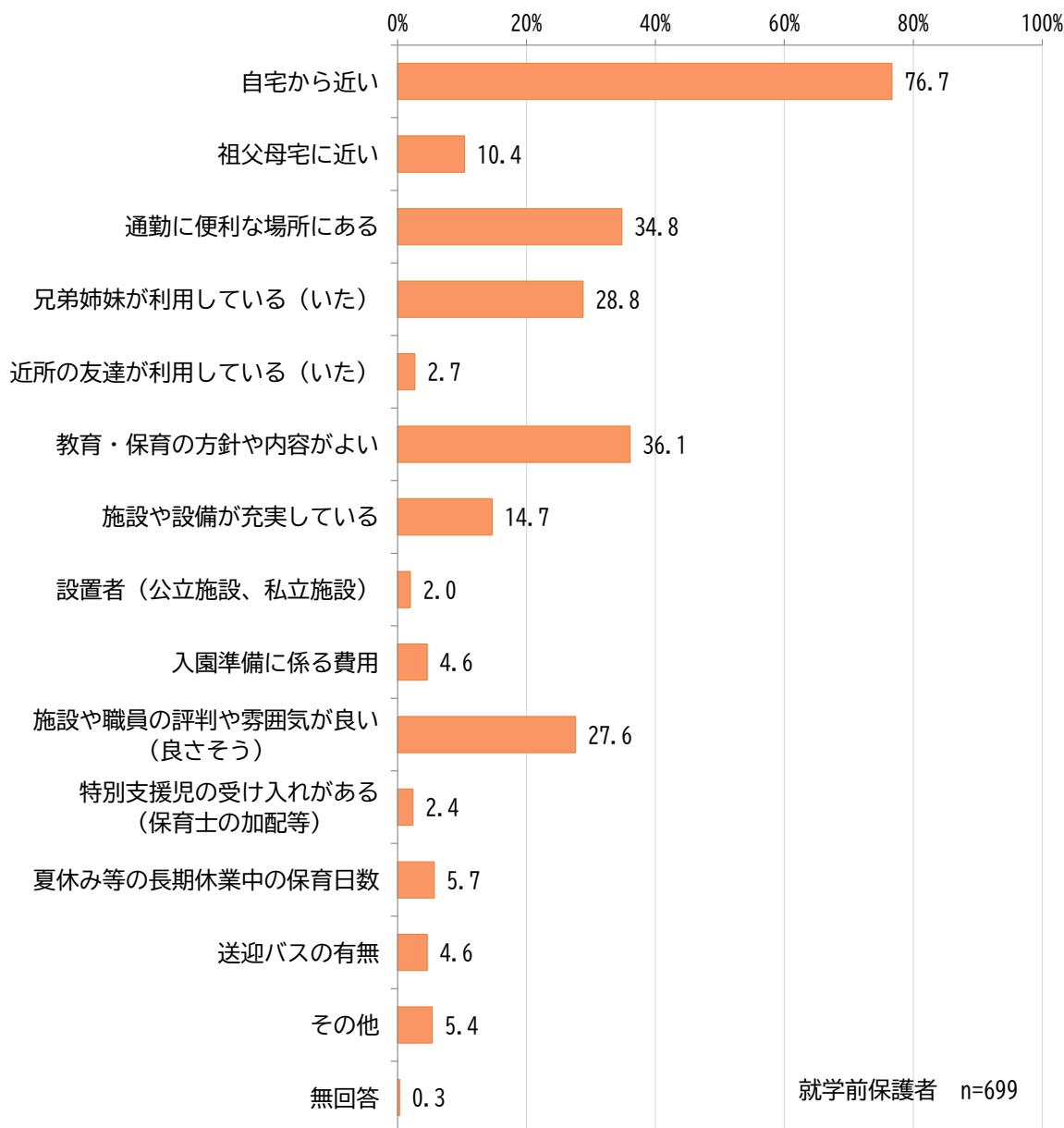
「利用する必要はない」では、平日に定期利用している（37.4%）と今後の利用希望（16.5%）で差が20.9ポイントと、平日定期利用中が高く、「公立保育所（園）」では、平日に定期利用している（13.0%）と今後の利用希望（28.4%）で差が15.4ポイントと、利用希望が高くなっています。



(4) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園等を選ぶときに、重視する（した）ことは何ですか。《〇は3つまで》

※（3）②で、今後も平日に定期利用を続けたい、もしくは新たに定期利用したいものとして、「公立幼稚園」～「事業所内保育施設」のいずれかを選択した就学前児童の保護者のみ回答

就学前児童の保護者では、「自宅から近い」が76.7%で最も多く、次いで「教育・保育の方針や内容がよい」が36.1%、「通勤に便利な場所にある」が34.8%と続いています。



## (5) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園等に対してどのように感じていますか。

### 《それぞれ〇は1つ》

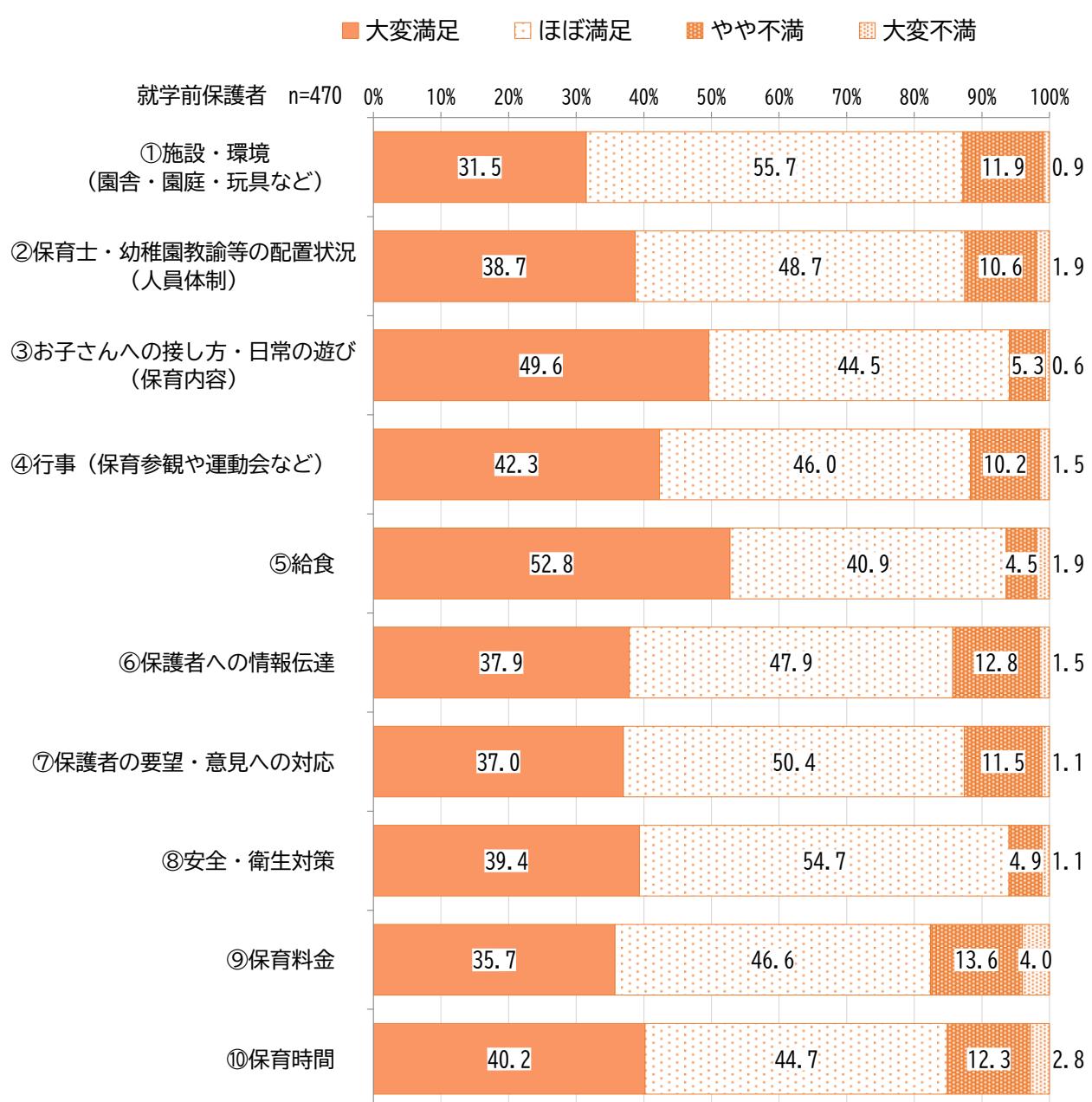
※現在、「幼稚園」、「保育所（園）」または「認定こども園」を利用している就学前児童の保護者のみ回答

10項目すべてにおいて、『満足』が8割を超えています。

その中で、『満足』は、「③お子さんへの接し方・日常の遊び」・「⑧安全・衛生対策」が同率で94.1%と最も高く、次いで「⑤給食」が93.7%と続いています。

『不満』は、「⑨保育料金」が17.6%と最も高く、次いで「⑩保育時間」が15.1%、「⑥保護者への情報伝達」が14.3%と続いています。

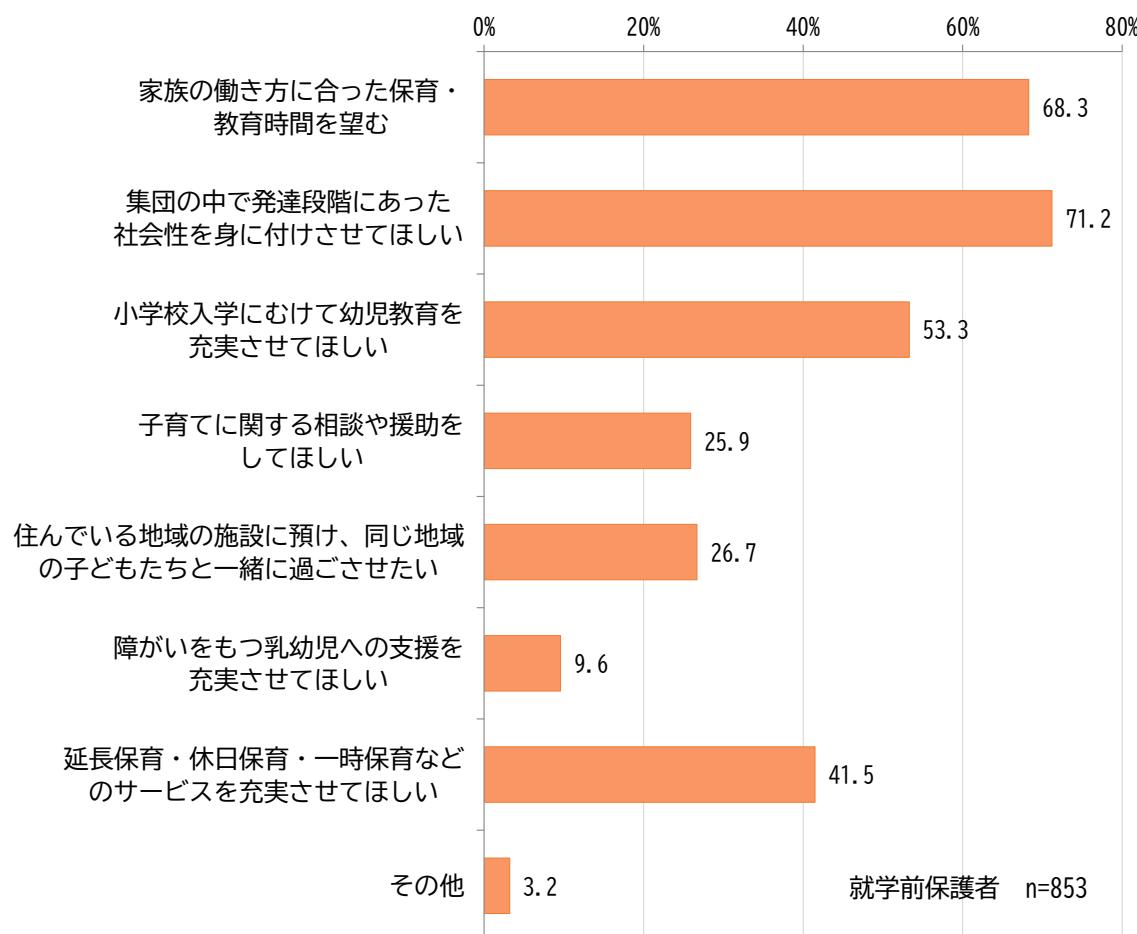
※ 『満足』は「大変満足」・「ほぼ満足」と回答した人、『不満』は「やや不満」・「大変不満」と回答した人をそれぞれあわせたもの（四捨五入により端数が合わない場合があります）



## (6) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園に期待することは何ですか。《〇はいくつでも》

※就学前児童の保護者のみ回答

就学前児童の保護者では、「集団の中で発達段階にあった社会性を身に付けさせてほしい」が71.2%で最も多く、次いで「家族の働き方に合った保育・教育時間を望む」が68.3%、「小学校入学にむけて幼児教育を充実させてほしい」が53.3%と続いている。



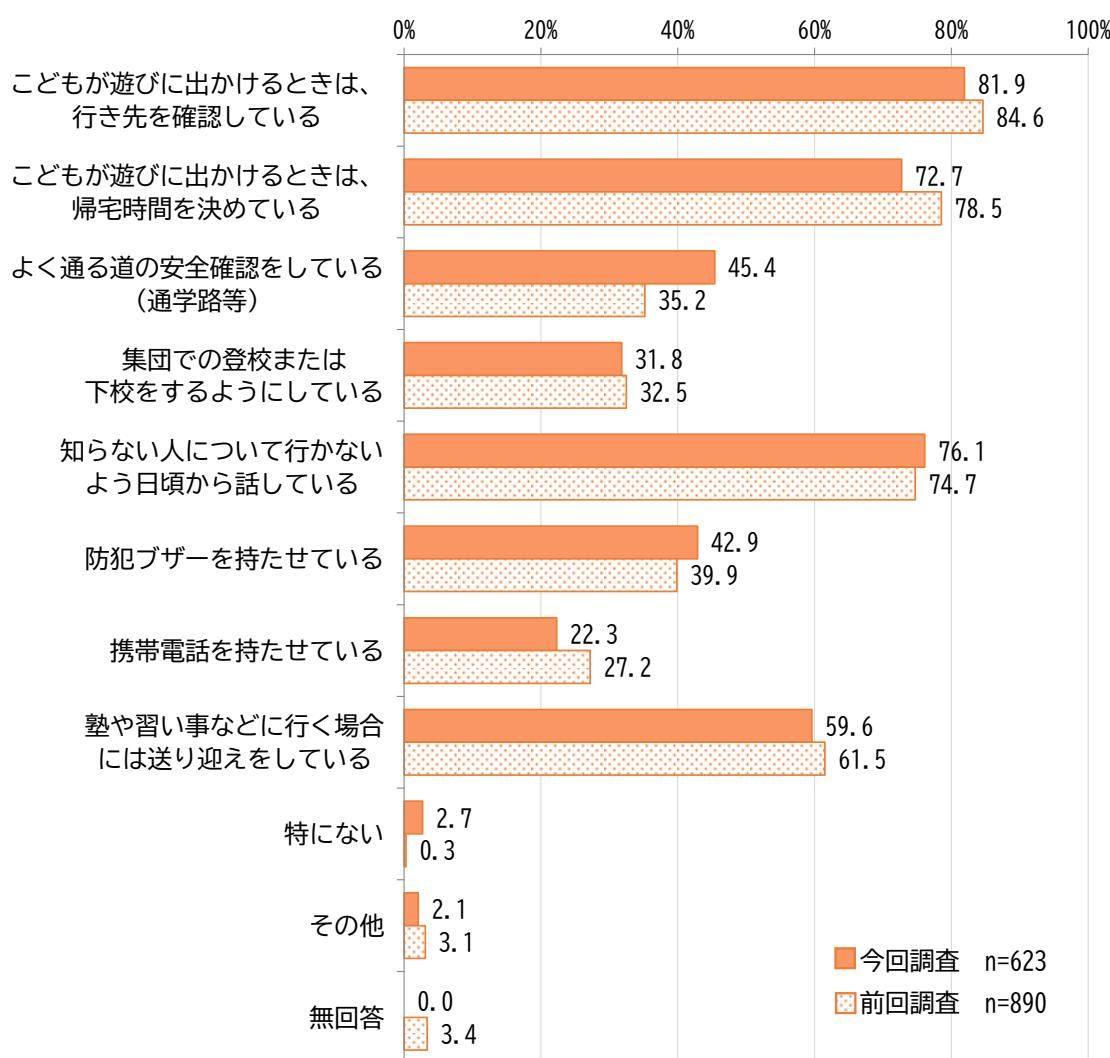
## 4 子育てと地域社会について

### (7) 子どもの安心・安全の対策として、どのようにしていますか。《〇はいくつでも》

※小学生の保護者のみ回答

小学生の保護者では、「子どもが遊びに出かけるときは、行き先を確認している」が 81.9% で最も多く、次いで「知らない人について行かないよう日頃から話している」が 76.1%、「子どもが遊びに出かけるときは、帰宅時間を決めている」が 72.7% と続いています。

前回調査と比較すると、「よく通る道の安全確認をしている（通学路等）」「知らない人について行かないよう日頃から話している」「防犯ブザーを持たせている」「特ない」の割合で前回調査を上回っており、特に「よく通る道の安全確認をしている（通学路等）」は 10.2 ポイントの増加となっています。



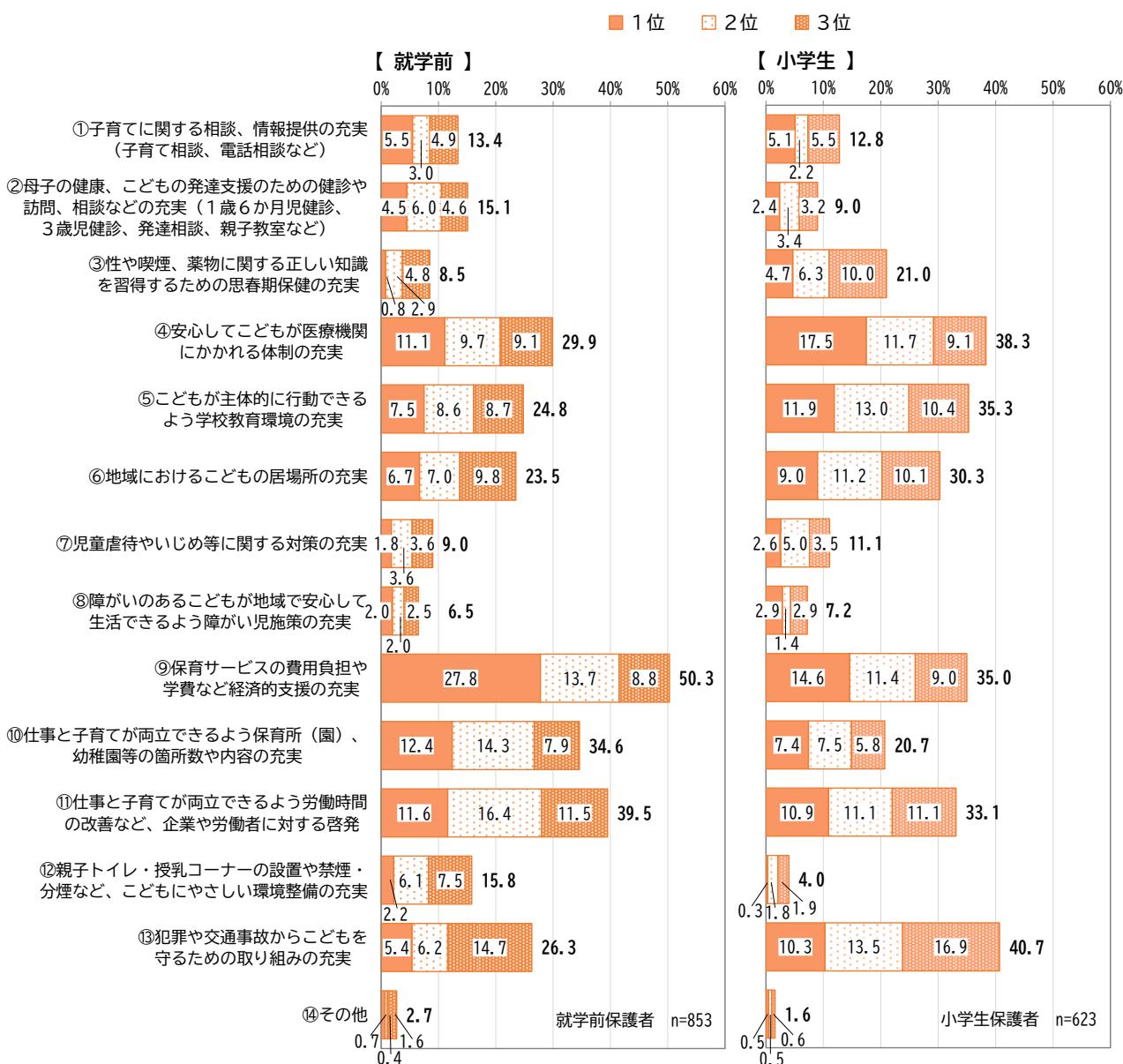
## 5 子育て全般について

### (8) 伊勢市の子育て支援施策に期待すること・重要なことは何ですか。次の項目から上位3つを選んでください。《各順位○は1つ》

就学前児童の保護者では、「⑨保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」が50.3%で最も多く、次いで「⑪仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善など、企業や労働者に対する啓発」が39.5%、「⑩仕事と子育てが両立できるよう保育所（園）、幼稚園等の箇所数や内容の充実」が34.6%と続いている。

小学生の保護者では、「⑬犯罪や交通事故から子どもを守るために取り組みの充実」が40.7%で最も多く、次いで「④安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実」が38.3%、「⑤子どもが主体的に行動できるよう学校教育環境の充実」が35.3%と続いている。

「⑨保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」では、就学前児童の保護者（50.3%）と小学生の保護者（35.0%）で差が15.3ポイント、「⑬犯罪や交通事故から子どもを守るために取り組みの充実」では、小学生の保護者（40.7%）と就学前児童の保護者（26.3%）で差が14.4ポイントと大きくなっています。



## 2 こども・若者に関するアンケート調査の概要、結果（抜粋）

「こども・若者に関するアンケート調査」より、本編に紹介されていない調査結果について、以下に抜粋して掲載します。

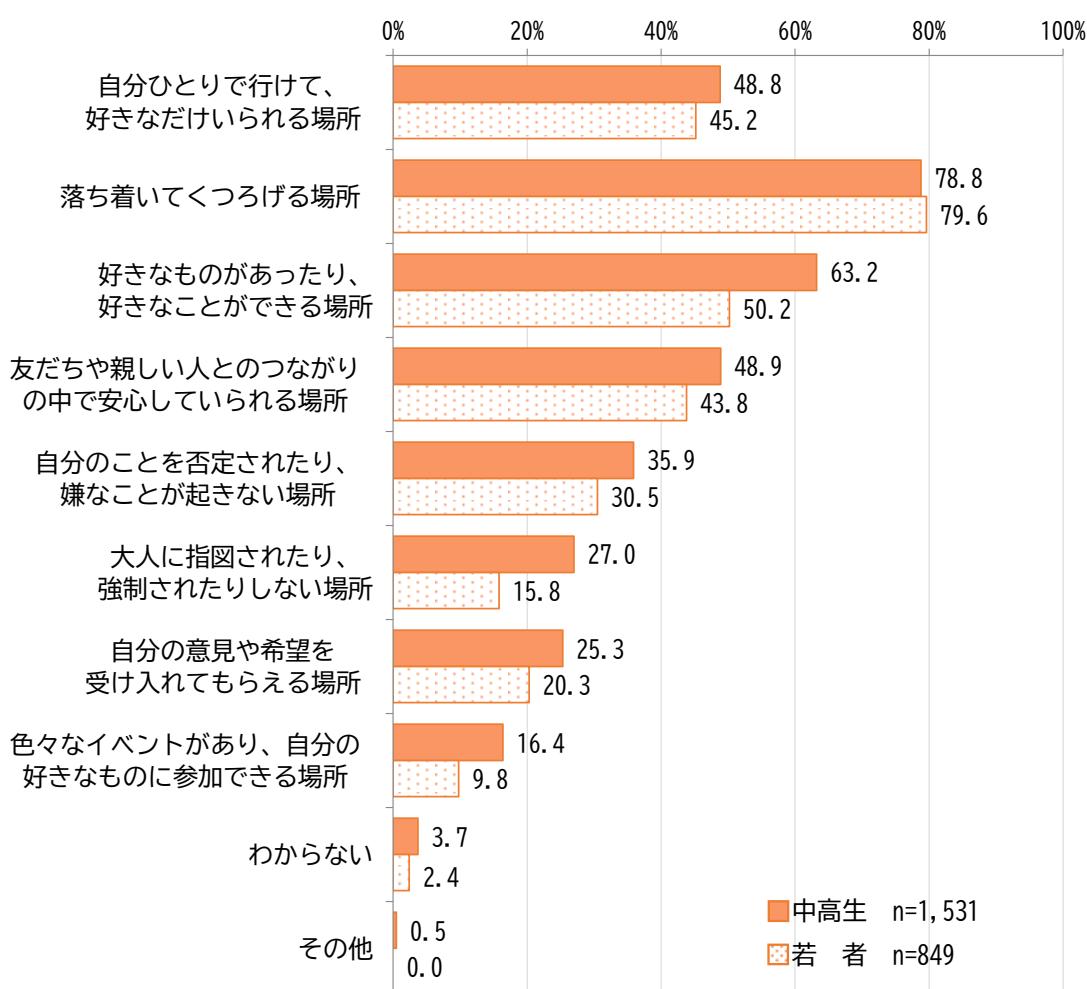
### 1 居場所について

#### （1）あなたにとっての「居場所」とは、どんなところだと思いますか。《○はいくつでも》

中高生では、「落ち着いてくつろげる場所」が78.8%で最も多く、次いで「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が63.2%となっています。

若者では、「落ち着いてくつろげる場所」が79.6%で最も多く、次いで「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が50.2%、「自分ひとりで行けて、好きなだけいられる場所」が45.2%となっています。

「好きなものがあったり、好きなことができる場所」では、中高生(63.2%)と若者(50.2%)で差が13.0ポイントと大きくなっています。



## 2 結婚について

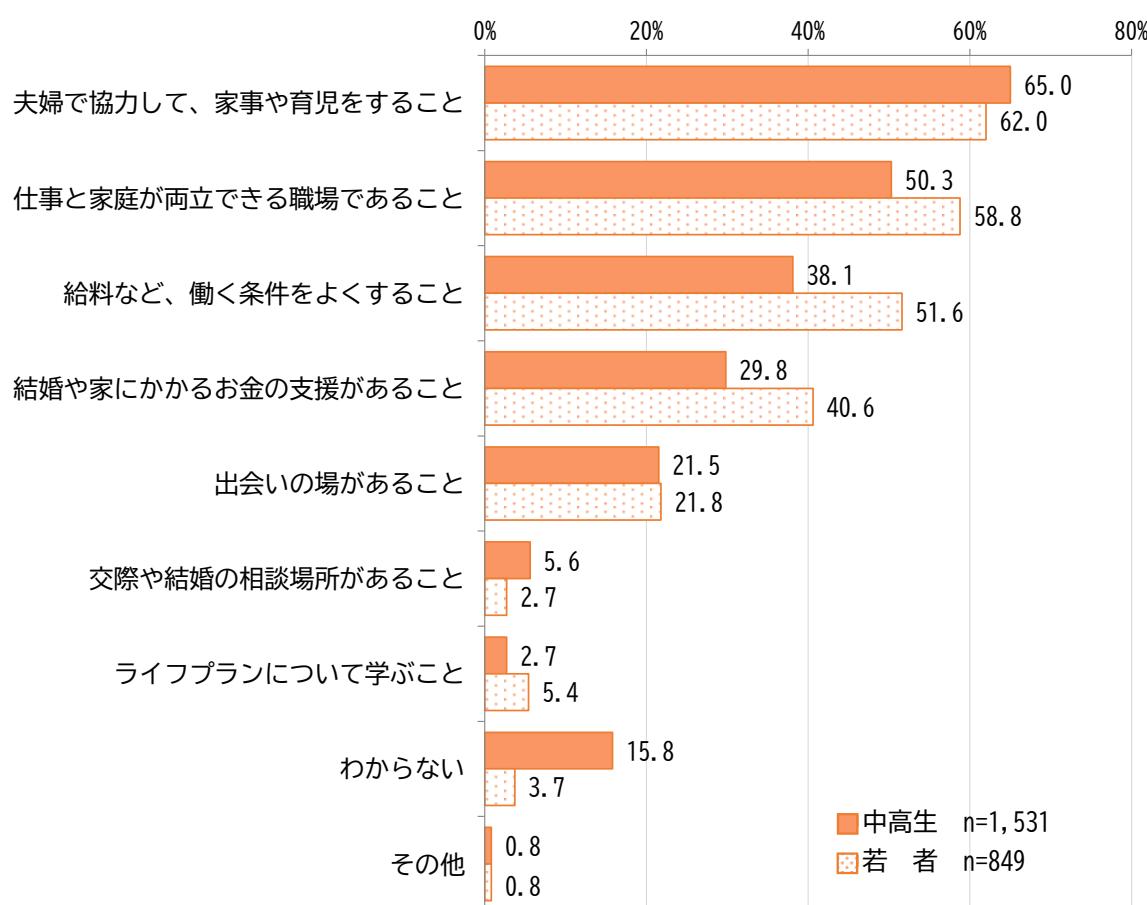
(2) 結婚したい人が結婚しやすくなるには、どのようなことが大切だと思いますか。

《○は3つまで》

中高生では、「夫婦で協力して、家事や育児をすること」が 65.0%で最も多く、次いで「仕事と家庭が両立できる職場であること」が 50.3%、「給料など、働く条件をよくすること」が 38.1%となっています。

若者では、「夫婦で協力して、家事や育児をすること」が 62.0%で最も多く、次いで「仕事と家庭が両立できる職場であること」が 58.8%、「給料など、働く条件をよくすること」が 51.6%となっています。

「給料など、働く条件をよくすること」では、若者(51.6%)と中高生(38.1%)で差が 13.5 ポイントと大きくなっています。



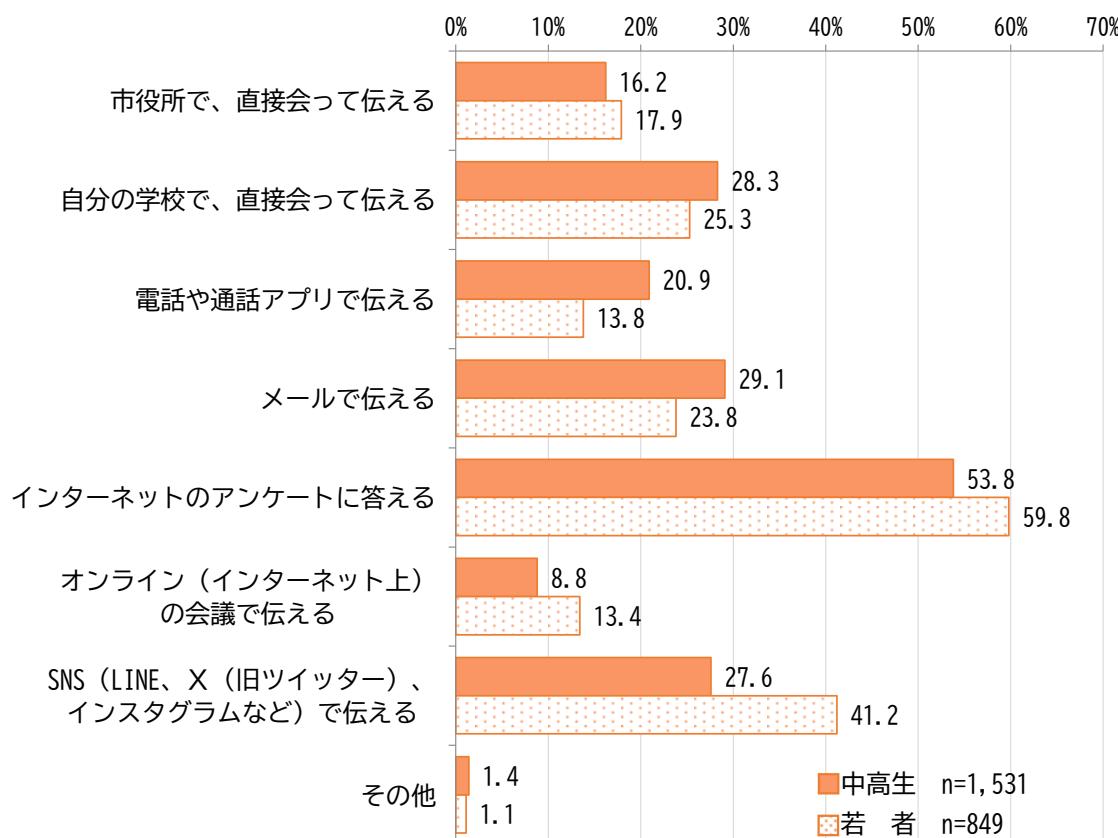
### 3 意見反映について

(3) 伊勢市は、みんなが自分の意見を言いやすい環境を作りたいと考えています。あなたは、どんな方法や手段であれば、伊勢市に対して、自分の意見を伝えやすいと思いますか。《○はいくつでも》

中高生では、「インターネットのアンケートに答える」が 53.8%で最も多く、次いで「メールで伝える」が 29.1%、「自分の学校で、直接会って伝える」が 28.3%となっています。

若者では、「インターネットのアンケートに答える」が 59.8%で最も多く、次いで「SNS (LINE、X (旧ツイッター)、インスタグラムなど) で伝える」が 41.2%、「自分の学校で、直接会って伝える」が 25.3%となっています。

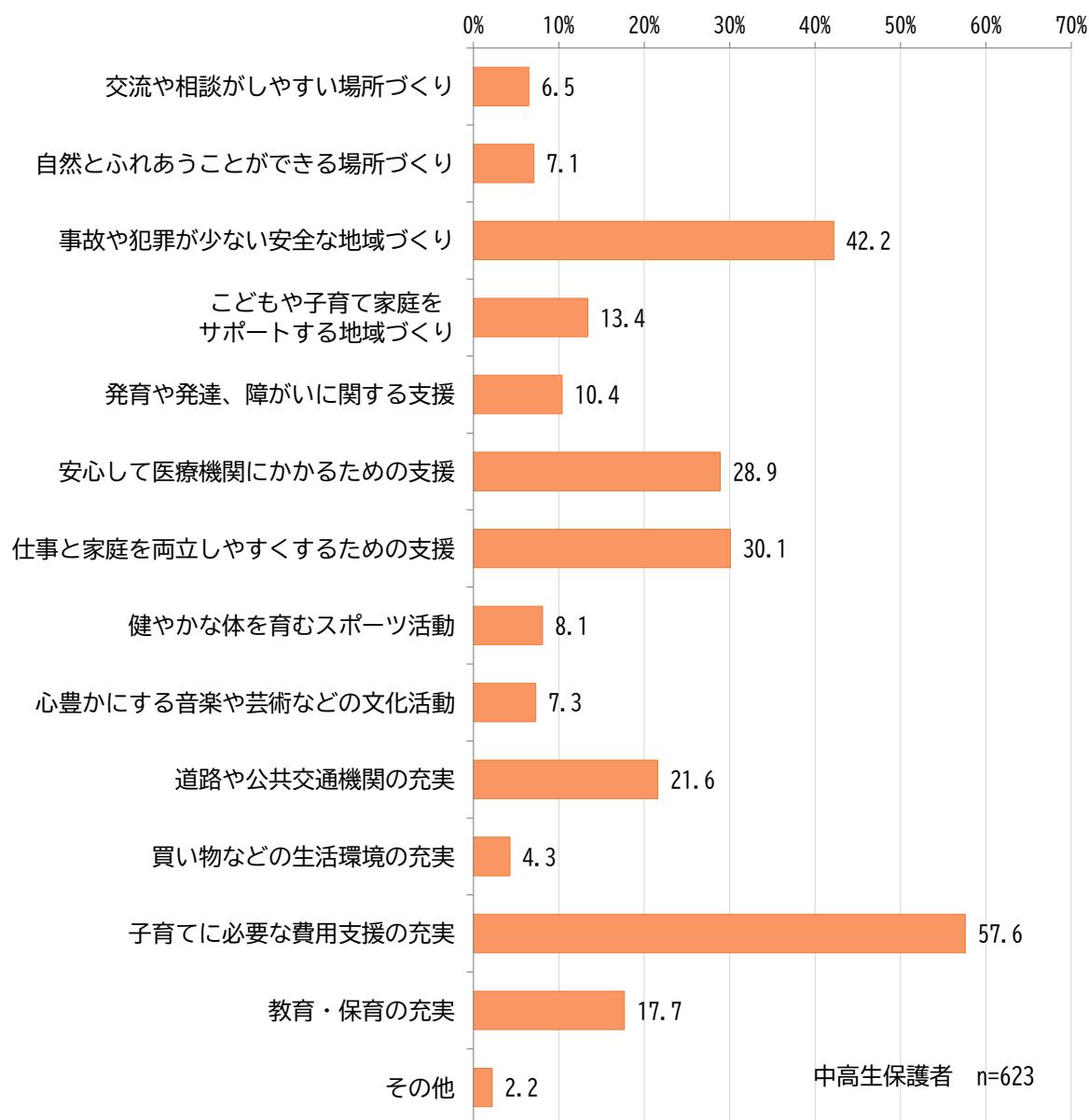
「SNS (LINE、X (旧ツイッター)、インスタグラムなど) で伝える」では、若者 (41.2%) と中高生 (27.6%) で差が 13.6 ポイントと大きくなっています。



## 4 伊勢市について

### (4) 伊勢市に子育ての支援で、特に力を入れてほしいことは何ですか。《〇は3つまで》

中高生の保護者では、「子育てに必要な費用支援の充実」が 57.6%で最も多く、次いで「事故や犯罪が少ない安全な地域づくり」が 42.2%、「仕事と家庭を両立しやすくするための支援」が 30.1%となっています。



### 3 子ども・子育て会議委員名簿、開催状況、設置条例

#### 3-1 伊勢市子ども・子育て会議委員名簿

区分	組織	氏名	備考
学識経験者	皇學館大学	中條 敦仁	会長
保健医療関係者	伊勢地区医師会	花田 基	
	伊勢地区歯科医師会	田口 昇	
	伊勢保健所	前田 弓子	
事業主代表	伊勢商工会議所	竹中 栄子	
労働者代表	伊勢地区労继承センター	中川 智代	
教育関係者	伊勢市小中学校長会	濱口 憲子	
	伊勢私立幼稚園・認定こども園協会	前島 達	
こども施策従事者	伊勢市民生委員児童委員協議会連合会	中北 幸宏	
	伊勢市私立保育連盟	竹内 勇夫	
	三重みなみ子どもネットワーク	秋山 則子	副会長
	いせ放課後児童クラブ指導員の会	山本 明日香	
	たんぽぽ読書会	北川 和子	
	伊勢市総連合自治会	伊藤 幸生	
	南勢志摩児童相談所	岡村 広志	
	伊勢市健康福祉部	大井戸 清人	
こどもの保護者	小・中学生の保護者代表	案浦 豊土	
	幼稚園・認定こども園の保護者代表	西山 寛之	
	保育所（園）の保護者代表	三宅 のどか	

令和7年3月31日現在（順不同、敬称略）

## 3－2 会議開催状況

---

### 伊勢市子ども・子育て会議開催状況

○令和5年8月28日

会長・副会長選任

次期伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針・施設整備計画の策定について

第3期伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定について

○令和6年1月18日

第3期子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査の調査票について

○令和6年7月18日

第3期伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定について

ニーズ調査結果の報告について

第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画の評価等について

次期伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画の素案について

伊勢市こども計画の策定について

○令和6年9月5日

伊勢市こども計画の策定について

こども・若者アンケート調査結果等の報告について

第3期伊勢市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの検討について

第3期伊勢市子ども・子育て支援事業計画における施策の展開について

伊勢市こども計画における施策の展開について

○令和6年10月3日

伊勢市こども計画の策定について

第3期伊勢市子ども・子育て支援事業計画における施策・見込み量の検討について

伊勢市こども計画における施策案の検討について

次期伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画について

伊勢市こども計画の骨子案について

○令和6年11月7日

伊勢市こども計画（素案）について

○令和7年1月23日

伊勢市こども計画（最終案）について

パブリックコメント結果の報告及び対応について

伊勢市こども計画別冊（施設整備事業関係）について

### 3－3 伊勢市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 10 日  
伊勢市条例第 17 号

#### (設置)

第1条 市長の附属機関として、伊勢市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) こども基本法(令和 4 年法律第 77 号)第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画に関する事項を調査審議すること。
- (3) 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年伊勢市条例第 28 号)第 3 条第 1 項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 伊勢市乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例(令和 7 年伊勢市条例第 18 号)第 3 条第 1 項に規定する事項を調査審議すること。
- (5) 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年伊勢市条例第 29 号)第 3 条第 1 項に規定する事項を調査審議すること。
- (6) 就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針及び施設整備計画に関する事項を調査審議すること。

#### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 保健医療の関係者
- (5) 教育の関係者
- (6) こども基本法第 2 条第 2 項に規定するこども施策(次号において「こども施策」という。)に関する事業に従事する者
- (7) こども施策に関し学識経験のある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(任期の特例)
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。  
(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(令和2年3月31日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月7日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年7月5日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 用語索引

本文中において、\*(アスタリスク)が付いている用語についてその用語の説明を掲載しています。

### 【あ行】

#### 一般就労

福祉的なサポートを受ける就労ではなく、企業などへの就職、在宅での就労及び自らの起業などによる就労。

#### 医療的ケア

病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医療行為。

#### インクルーシブスポーツ

年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しめるスポーツ。

#### インターンシップ

学生が企業などで就業体験を行い、職業経験を積む制度。

#### 延長保育

保育所及び認定こども園の長時間部で実施している保育時間を超えて保育を行うこと。以下に分類される。

【A型延長保育】：認定した保育時間が8時間の児童で、8時間を超えて11時間まで延長して保育を利用すること。

【B型延長保育】：認定した保育時間が11時間の児童で、11時間を超えて保育を利用するこ。伊勢市では保育所きらら館、ふたみ保育園で19時まで実施している。

#### オープンカンパニー

学生や求職者に職場見学など企業を紹介する機会を提供すること。

#### 親子の再統合

様々な理由で分離した親と子どもが再び一緒に暮らすこと。

### 【か行】

#### 架け橋期

生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期であると考えられている、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間のこと。

## **家庭的保育**

家庭的な雰囲気のもとで少人数を対象にきめ細やかな保育を実施するもの。家庭的保育者の居宅等で実施し、定員は家庭的保育者1人につき5名（補助者ありの場合）以下。

## **加配**

教育現場や児童福祉施設などで特別な支援を行うために、定められた基準以上の教員やスタッフを配置すること。

## **寡婦**

配偶者と離婚したり死別したりした後、再婚せずにいる女性のこと。

## **企業主導型保育**

企業が設置する従業員のための保育所（認可外保育施設）で、夜間や土日など従業員の働き方に応じた柔軟なサービス展開を可能とする。また、地域枠の設定により地域のこどもを受け入れることができ、複数の企業で共同設置や共同利用をすることもできる。

## **希望出生率**

若い世代における結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合に想定される出生率。

## **基本型、こども家庭センター型**

「利用者支援事業」参照

## **虐待**

人権を侵害し、心身を傷つけるような行為。代表的な類型として、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（放置・放任）、心理的虐待、経済的虐待がある。その防止・支援施策については、児童虐待防止法・児童福祉法、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法によって定められている。

## **キャリア教育**

こどもが将来の職業や生活設計を考え、自立するための教育。

## **教育標準時間認定**

「認定」参照

## **教育・保育施設**

幼稚園、保育所、認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）。

## **居宅訪問型保育**

児童の居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施するもの。障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児が対象。

## **権利擁護**

判断能力が不十分な人や自己防御が困難な人が不利益を被らないよう権利の主張や自己決定などの支援を行うこと。

## **合計特殊出生率**

1人の女性が一生に産む子どもの平均人数。

## **校内交流型**

放課後児童クラブと放課後子ども教室を同一の小学校内等で一体的に実施し、子どもたちが多様な交流活動を行うこと。

## **子育て支援センター**

乳幼児とその保護者がいつでも気軽に利用できる地域に開かれた場。子育てに対する不安や負担の軽減を図るための事業を実施している。

## **子ども家庭支援ネットワーク**

子どもや家庭が抱える多様な課題に対応するために多機関や地域が連携し、保健、福祉、教育などの分野で包括的な支援を提供する体制。(伊勢市における要保護児童対策地域協議会)

## **こども家庭センター**

妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関。

## **こども食堂**

地域のボランティア等が主体となり、こども等に無料または定額で食事を提供する場。

## **こども誰でも通園制度**

保育所等に通っていない子どもが、保護者の就労要件や理由を問わず、時間単位で保育所等の施設に通わせることができる制度。一月あたりの一定時間の中で、生後6か月から満3歳未満までの子どもが利用できる。

## **子どもの権利条約**

子どもの基本的人権を保障するための条約。子どもが守られる対象ではなく、権利をもつ主体であることを明確にし、子どもの最善の利益を考慮し、いかなる理由であれ差別されることのないよう保障し、子どもの意見を尊重することなどを求めている。

## **個別の教育支援計画**

平成15年度から実施された障害者基本計画において、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障がいのある児童生徒等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童生徒等の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、児童生徒等に対して、校長が中心となって児童生徒の在学時に作成するものを個別の教育支援計画という。

## コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

## 【さ行】

---

### CLL 活動

CLL 活動（Community Learning Labo）はキャンパスを飛び出し、伊勢志摩定住自立圏を中心とする三重県内のフィールドで、地域課題解決を体験的に学ぶ皇學館大学の学修プログラムのこと。

### 事業所内保育

企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施するもの。事業所内保育は市の認可を受けて実施するものと認可外保育施設として実施するものがある。

### 施設型給付

幼稚園、保育所、認定こども園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには市から「確認」を受ける必要がある。地域型保育に対する財政措置は「地域型保育給付」となる。

### 児童養護施設

保護者がいないまたは保護者の養育が困難な児童に対して、生活の場を提供し、養育や教育を行う施設。

### 社会的養護

保護者のいないまたは保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

### 小規模保育

0歳から2歳児を対象として市が認可する小規模な保育施設のこと。利用定員と保育士の配置基準の違いにより、以下に分類される。

【A型】：定員6～19人で、保育従事者は全員が保育士の資格を持つ者を配置

【B型】：定員6～19人で、保育従事者は1/2が保育士の資格を持つ者で、資格をもっていない者は必要な研修を修了した者を配置

【C型】：定員6～10人で、家庭的保育者（保育士または同等以上の知識と経験を有すると認められた者）を配置

## **新制度**

平成 24 年に幼児期の教育・保育や子育て支援の充実を図るため公布された子ども・子育て支援法とその関連法に基づき、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために始まった「子ども・子育て支援新制度」のこと。

## **新 2 号認定**

「認定」参照

## **【た行】**

---

### **多胎育児**

双子や三つ子など複数の子を同時に育てること。

### **地域型保育**

市が認可する小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の総称。

### **地域子育て相談機関**

すべての子育て世代やこどもが身近に相談することができる相談機関のこと。子育てに関する相談に応じ、必要な助言や支援に繋ぐ役割を持つ。保育所、認定こども園、地域子育て支援センター等に設置され、概ね中学校区に 1 か所の設置を目安としている。

### **中等教育学校**

一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行うもの。

### **つながりサポートリスト**

令和 4 年度「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」（内閣官房）の採択を受け作成。相談内容別（お金・住まい、仕事、こども・子育て、学校・教育、障がいなど）で相談先をまとめてあり、孤独・孤立に悩む人が「だれか」に「どこか」につながるための相談窓口リスト。

### **特定教育・保育施設**

市が施設型給付の対象であると確認する幼稚園、保育所、認定こども園のこと。保育所、認定こども園は必ず特定教育・保育施設となる。

### **特定子ども・子育て支援施設等**

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の給付対象となるものとして市が確認を行った施設や事業のこと。

## 特別支援教育

障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

## 【な行】

### 夏休みちょっと福祉体験

小学生から高校生を対象に、思いやりのある心を育て、福祉への関心を高めることを目的に福祉体験の場を提供する事業。

### 認定

保育所、認定こども園、幼稚園（新制度移行園）の利用認定には、「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」があります。

#### 【教育・保育給付認定】

保育所、認定こども園、幼稚園（新制度移行園）を利用する場合、その費用の一部または全額を給付するための認定。

【1号認定】：満3歳以上で要件を問わず、幼稚園または認定こども園の幼稚園部を利用する場合。教育標準時間認定ともいう。

【2号認定】：満3歳以上で保育を必要とし、幼稚園または認定こども園の保育園部を利用する場合。

【3号認定】：満3歳未満で保育を必要とし、幼稚園または認定こども園の保育園部、小規模保育事業所を利用する場合。

#### 【施設等利用給付認定】

幼稚園（新制度未移行園）、幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等を利用する場合に、児童教育・保育の無償化を受けるための認定。

【新1号認定】：満3歳以上で、幼稚園（新制度未移行園）を利用する場合に保育料の無償化を受けるために必要となる認定。

【新2号認定】：幼稚園または認定こども園利用後の預かりや長期休業期間の保育、認可外保育施設を利用する3歳以上児の保護者が就労等で保育を必要とする場合に、保育料の無償化を受けるために必要となる認定。

【新3号認定】：幼稚園または認定こども園利用後の預かりや長期休業期間の保育、認可外保育施設を利用する3歳未満児の保護者が就労等で保育を必要とする場合で、かつ、住民税非課税世帯である場合に保育料の無償化を受けるために必要となる認定。

## **認定こども園**

教育・保育を一体的に行う施設で、就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能がある。幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

## **ネグレクト**

保護者がこどもを適切に世話しない、育児放棄や育児怠慢のことで、児童虐待の一つ。

## **【は行】**

---

### **パーソナルファイル**

支援の必要なこどもが一貫した支援を受けることができ、安心して生活できるように情報を1冊にまとめることができるファイルのこと。保護者や本人が作成・記入し、保管するもので、進級、進学、就職などの新しいステージへの引継ぎの場、教育相談や支援に係る計画相談、診察の場等で情報を伝えるときに使用する。

### **伴走型相談支援**

出産・育児などの見通しを立てるための面談などやその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援。

### **B型延長保育**

「延長保育」参照。

### **ファミリー・サポート・センター**

子育てを助けてほしい人（依頼会員）の要望に応じて子育てのお手伝いができる人（提供会員）を紹介し、一時的にお子さんを預かる会員組織。

### **保育サービス**

保育所、認定こども園、事業所内保育施設、その他保育施設、幼稚園、ベビーシッター、ファミリー・サポート・センターなどのサービスをいう。

### **保育所（園）**

保護者の仕事や病気などにより、家庭での保育が困難であるこどもを保育する、児童福祉法による認可を受けている施設。計画内では「保育所」と統一表記しています。

### **放課後子ども教室**

放課後等の居場所づくりを目的として、すべての児童を対象に、地域の方々の参画を得ながら、学校の余裕教室等で、ものづくり体験などの交流活動を行っている。

## **放課後児童クラブ**

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全育成を図る施設、事業。

## **放課後児童対策パッケージ**

待機児童対策など、放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省がとりまとめた、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策。

## **放課後等デイサービス**

就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行っている。

## **【ま行】**

### **民生委員・児童委員、主任児童委員**

「民生委員」は民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け市町村に置かれた無報酬の非常勤特別職の地方公務員。それぞれの地域と市や社会福祉協議会などの関係機関とのパイプ役として、生活上の様々な問題を抱えている人の相談・援助にあたる。また、民生委員は児童福祉法に定める「児童委員」を兼ねていることとされている。児童及び妊産婦の保護・保健などに関する援助を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務に協力するなどの活動を行う。民生委員・児童委員のうち、特に児童福祉を専門に担当する委員を「主任児童委員」という。

### **メンタルパートナー**

自殺予防に関する正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人や悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人。メンタルパートナーは、三重県独自の名称で、自殺対策における身近なゲートキーパーのことを指す。

## **【や行】**

### **幼稚園**

小学校就学前の幼児を預かり、心身の発達を促し、集団生活に慣れさせることを目的とした幼児教育施設。通常の教育時間の終了後や、最近では夏休みなど長期休業期間中や早朝にも希望者を対象に「預かり保育」を実施する園もある。

## **【ら行】**

### **リスクリング**

新たな技能を学び直して職業能力を向上させること。

## **利用者支援事業**

子育て支援に関する制度、施設、サービス等をスムーズに利用できるよう専門員がサポートする事業。伊勢市では駅前子育て支援センター（基本型）、ママ☆ほっとテラス（こども家庭センター型）において実施しており、母子保健と児童福祉が連携・協働して各種相談・支援を行っている。

## **連携型**

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流すること。



市の花 ジングウツツジ



市の木 オヤネザクラ



市の鳥 イソヒヨドリ

## 伊勢市こども計画

発行：令和7年3月  
編集：伊勢市健康福祉部子育て応援課

〒516-8601  
三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号  
TEL：0596-21-5561  
FAX：0596-21-5555  
E-mail：[kosodate@city.ise.mie.jp](mailto:kosodate@city.ise.mie.jp)